

台東区次世代育成支援計画 (第三期)

【案】

令和7年3月
台東区

台東区民憲章

あしたへ



江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちの
まち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、
今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく
住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いつくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします



(平成18年12月14日 告示 第688号)

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	7
1	計画策定の趣旨と背景	8
2	計画の性格・位置づけ及び期間	9
(1)	計画の性格	9
(2)	計画の位置づけ	10
(3)	計画の期間・対象	11
3	計画の策定体制	12
(1)	台東区次世代育成支援地域協議会の開催	12
(2)	台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会の開催	12
(3)	区民の参画	12
第 2 章	台東区の子供・若者・子育て家庭を取り巻く状況	13
1	統計データからみる状況	14
(1)	人口の状況	14
(2)	子育て家庭の状況	16
(3)	保育所・幼稚園等の状況	18
(4)	小学校・中学校の状況	20
(5)	支援を必要とする子育て家庭の状況	24
2	現状からうかがえる課題	30
(1)	子供の権利を保障するための施策	30
(2)	安心して子供を産み育てられるための施策	30
(3)	子供が必要な教育・保育を受けられるための施策	31
(4)	子供・若者の健全育成のための施策	31
(5)	誰一人取り残されないための施策	32
(6)	子育て環境を整備するための施策	32
第 3 章	計画の考え方	33
1	基本的な視点	34
視点1	子供・若者が幸せを実感し、安心して育つ環境をつくる	34
視点2	子育て当事者が、ゆとりを持って、子供を産み育てられる環境をつくる	34
視点3	台東区が誇る地域の力で、子供・若者の笑顔があふれる未来を実現する	34
2	基本理念	35
3	SDGs の理念と本計画との関係	37

4	基本目標	38
	基本目標1 子供の権利を保障し、ありたい未来を支援する	38
	基本目標2 安心して子供を産み育てられるよう、切れ目なく支援する	39
	基本目標3 教育・保育環境を整備する	39
	基本目標4 子供・若者のすこやかな成長を支援する	40
	基本目標5 子供や家庭の状況に応じて支援する	40
	基本目標6 地域ぐるみで子育てを支援する	41
5	施策体系	42
第4章	施策の展開	43
	基本目標1 子供の権利を保障し、ありたい未来を支援する	45
	1 子供の権利保障と意識の醸成	45
	2 児童虐待防止対策の強化	46
	3 いじめ防止と不登校の子供への支援	47
	基本目標2 安心して子供を産み育てられるよう、切れ目なく支援する	49
	1 包括的な相談支援体制と情報提供の充実	49
	2 妊娠・出産に対する支援	50
	3 母子保健の推進	51
	4 小児医療の確保	54
	5 経済的負担の軽減	54
	基本目標3 教育・保育環境を整備する	56
	1 就学前教育の推進	56
	2 多様な保育サービスの展開	57
	3 教育・保育サービスの質の向上	60
	基本目標4 子供・若者のすこやかな成長を支援する	62
	1 安心して過ごせる居場所づくり	62
	2 学ぶ環境の整備	64
	3 社会参画・多様な活動機会の充実	68
	4 自立支援の充実	71
	5 悩みを抱える子供・若者への支援と非行防止	72
	基本目標5 子供や家庭の状況に応じて支援する	73
	1 生活困窮家庭への支援	73
	2 ひとり親家庭への支援	75
	3 配慮を必要とする子供への支援	77
	4 外国にルーツをもつ子供への支援	80
	5 ヤングケアラーへの支援	81

基本目標6 地域ぐるみで子育てを支援する	82
1 地域における子育て支援活動の推進	82
2 子供の安心・安全を守る取組の推進	85
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	87
4 子育てしやすい生活環境の整備	88
第5章 子ども・子育て支援事業計画	91
1 教育・保育提供区域の設定	92
2 量の見込みの算出	92
(1) 算出方法	92
(2) 算出項目	93
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	94
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	97
(1) 時間外保育事業（延長保育）	97
(2) 放課後児童健全育成事業（こどもクラブ（学童保育））	97
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	98
(4) 地域子育て支援拠点事業	98
(5) 一時預かり事業等	99
(6) 病児・病後児保育事業	100
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学後】	100
(8) 利用者支援事業	101
(9) 妊婦に対する健康診査	102
(10) 産後ケア事業	103
(11) 乳児家庭全戸訪問事業	103
(12) 養育支援訪問事業（養育支援ヘルパー）	104
(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童支援ネットワーク）	104
(14) 子育て世帯訪問支援事業	104
(15) 児童育成支援拠点事業	105
(16) 親子関係形成支援事業	105
(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	106
(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	106
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度、（仮称）未就園児通園支援）	107
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	108

第 6 章	計画の推進に向けて	109
1	計画の推進体制	110
2	計画の進行管理	110
3	関係機関との連携強化	110
資料編		111
1	中間のまとめに係るパブリックコメント（意見公募）	112
	（1）実施概要	112
	（2）受付方法別件数	112
	（3）施策別件数	113
2	計画の策定経過	114
	（1）台東区次世代育成支援地域協議会	114
	（2）台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会	114
3	台東区次世代育成支援地域協議会設置要綱	115
4	台東区次世代育成支援地域協議会委員名簿	117
5	台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会設置要綱	118
6	台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会委員名簿	120
7	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	121

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

我が国では、少子化が急速に進行しており、高齢者比率の上昇に伴う現役世代の負担の増加や地域社会の活力の低下、子供の健全な成長への悪影響等が懸念されています。

このような状況の中、国は少子化対策を総合的に推進するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、続けて、平成24年には「子ども・子育て関連3法」による新たな子ども・子育て支援制度を導入しました。しかしながら、令和6年4月1日時点における我が国の年少人口は1,401万人と前年より33万人少なく、昭和57年から43年連続で減少しています。加えて、令和5年人口動態統計月報年計（概数）によると、合計特殊出生率は1.20と平成27年から8年連続で減少しています。特に、東京都では0.99と1を下回っており、少子化に歯止めがかかっていない状況です。

また、近年では、子供や子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化し、子育て不安を抱える保護者の増加や女性の社会進出による保育需要の増大、児童虐待や子供の貧困、ヤングケアラーの顕在化等が社会問題となっています。

国は、この難局を乗り越えるため、全ての子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和4年に「こども基本法」を制定し、令和5年には、国の子供施策の基本的な方針等を示す「こども大綱」を閣議決定しました。既存の少子化社会対策大綱、子供の貧困対策に関する大綱、子供・若者育成支援推進大綱を一元化した「こども大綱」には、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが明記されており、それに必要な施策についても盛り込まれています。さらに、「子ども・子育て支援法」や「児童福祉法」等が相次いで改正され、困難な状況にある子供や若者、子育て家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行うための法整備が進められています。

台東区（以下「本区」という。）においても、全ての子供が健やかに育ち、社会生活を送る上で困難を有することがない自立した若者になるよう、令和2年に台東区次世代育成支援計画（第二期）を策定し、子供・子育て・若者支援施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、今後も引き続き、社会環境等の変化を的確に捉え、中長期的な視点に立って、必要な施策を柔軟かつ臨機応変に実施していく必要があります。

そこで、国や東京都の動向、本区のこれまでの施策の評価や令和5年度に実施した台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の結果、その他本区の子供や若者、子育て家庭を取り巻く現状・課題等を踏まえ、令和7年度を始期とする台東区次世代育成支援計画（第三期）（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格・位置づけ及び期間

(1) 計画の性格

本計画は、下表の通り、各法律に基づき策定する計画から構成されます。

第二期計画に続き、本計画は、子ども・子育て支援事業計画、子供の貧困対策計画、子供・若者支援計画を包含するとともに、令和5年4月施行の「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」としても位置づけます。

■各計画の性格

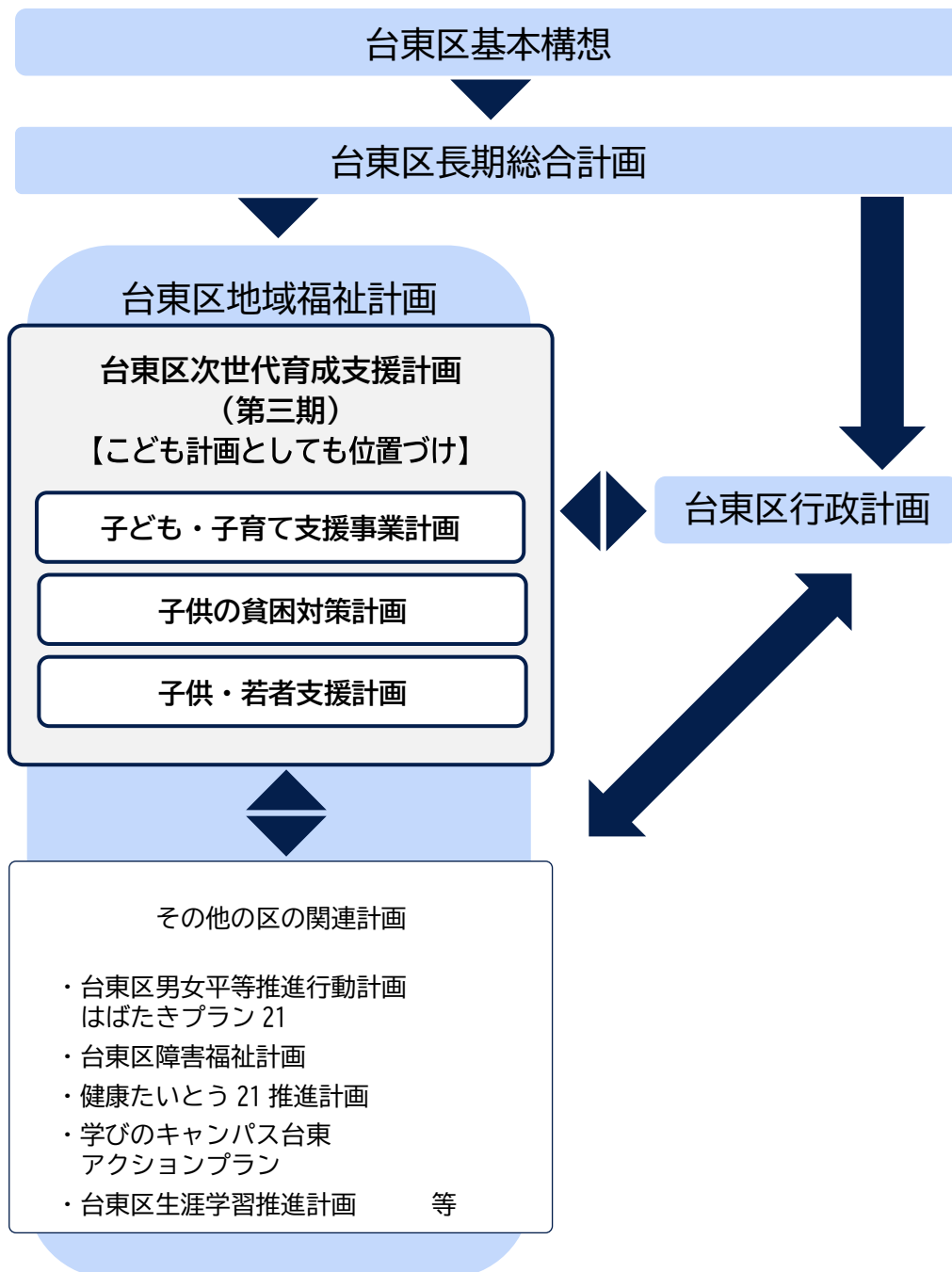
計画名	項目	内容
次世代育成支援計画 (こども計画としても 位置づけ)	根拠法令	次世代育成支援対策推進法第8条 (こども基本法第10条)
	策定内容	地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子供を育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進等の方向性を定める計画 (こども大綱を勘案して子供施策に関する基本的な方針や重要事項、子供施策を推進するために必要な事項を定める計画)
子ども・子育て 支援事業計画	根拠法令	子ども・子育て支援法第61条
	策定内容	幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援に関する需給量を定める計画
子供の貧困 対策計画	根拠法令	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条
	策定内容	子供の貧困対策の方向性を定める計画
子供・若者 支援計画	根拠法令	子ども・若者育成支援推進法第9条
	策定内容	子供・若者の健全な育成のための施策の方向性を定める計画

(2) 計画の位置づけ

本計画は、国の子供・子育て・若者支援施策に係る法律や大綱等を踏まえて策定するとともに、東京都の「東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）」との整合性を図ります。

また、本区の最上位計画である「台東区基本構想」「台東区長期総合計画」の部門別計画とし、「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21」「台東区障害福祉計画」「健康たいとう21推進計画」「学びのキャンパス台東 アクションプラン」「台東区生涯学習推進計画」等の関連計画との整合性を図ります。

■他計画との関係



(3) 計画の期間・対象

本計画の期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により、修正の必要が生じた場合は見直しを図ります。

本計画の対象となる子供・若者は39歳以下とします。また、地域ぐるみで子育てを支援するため、子供・若者のほか、妊娠中の人、子育て家庭、地域住民、区内の団体、事業者も対象とします。

■計画の期間

計画名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
台東区長期総合計画	令和5年度～10年度						
台東区行政計画	令和5年度～7年度						
台東区地域福祉計画	令和5年度～11年度						
台東区次世代育成支援計画			本計画（令和7年度～11年度）				
台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21			令和7年度～11年度				
台東区障害福祉計画		令和6年度～8年度					
健康たいとう21推進計画			令和7年度～12年度				
学びのキャンパス台東 アクションプラン	令和5年度～7年度						
台東区生涯学習推進計画	令和5年度～9年度						

3 計画の策定体制

(1) 台東区次世代育成支援地域協議会の開催

台東区次世代育成支援地域協議会では、次世代育成支援計画の進捗状況の点検や施策の評価等を行っています。学識経験者や地域団体の代表、区民委員、区職員により組織され、本計画案について検討し、提言を行います。

(2) 台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会の開催

台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会は、現行の次世代育成支援計画の検証や次期の次世代育成支援計画の策定に向けた検討等を行うため設置します。庁内関係部課長級職員により組織され、本計画案について検討します。

(3) 区民の参画

① 台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て支援事業の利用意向や子育て環境の現状等を把握するため、子育て世帯及び次世代を担う子供や若者を対象として、令和5年度に台東区次世代育成支援に関するニーズ調査を実施しました。

② 子供・若者からの意見聴取

こども基本法第3条第3号及び第4号には、年齢や発達の程度に応じた子供の意見表明の機会の確保や子供の意見の尊重が基本理念として掲げられています。また、同第11条では、子供施策の策定等に子供の意見の反映を講ずることとされています。

本区では、台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の実施に加え、子供・若者から意見を聴取する機会を設け、本計画の策定に取り組みます。

③ パブリックコメントの実施

区民に対し、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に区民の意見を反映させることを目的として、パブリックコメントを実施します。

第 2 章

台東区の子供・若者・
子育て家庭を
取り巻く状況

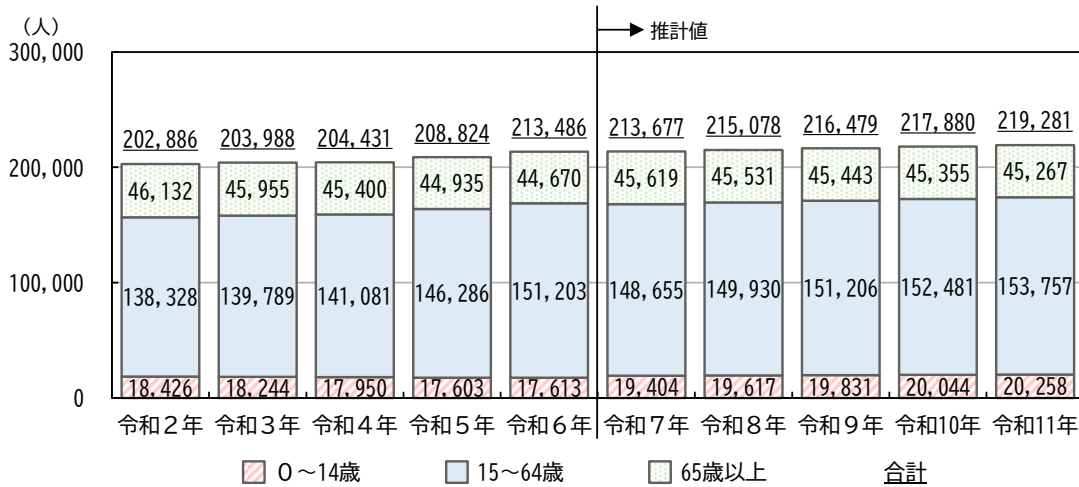
1 統計データからみる状況

(1) 人口の状況

① 総人口・年少人口の推移と推計

本区の総人口は増加傾向にあり、令和6年では213,486人となっています。令和7年以降も増加傾向が続き、令和11年は219,281人となることが見込まれています。

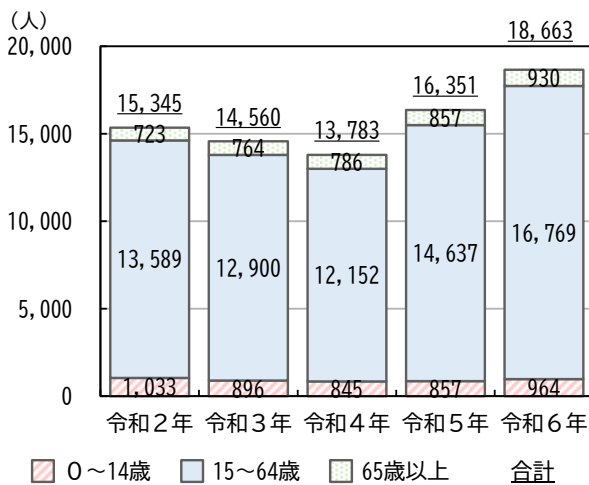
■人口の推移・推計



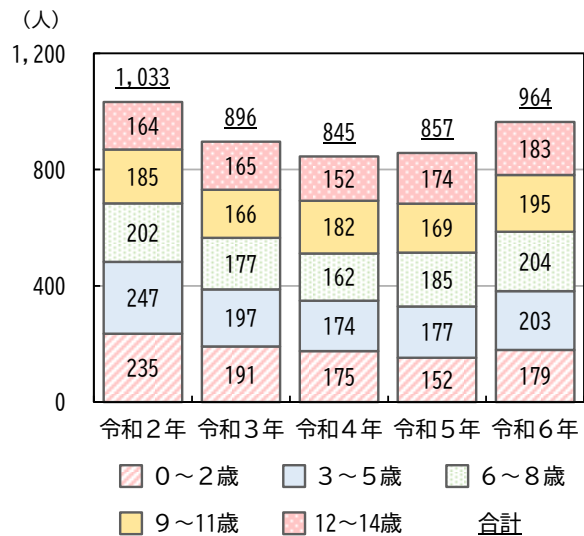
資料：台東区住民基本台帳（各年4月1日現在）、令和7年は「台東区の将来人口推計」の推計値、令和8～11年は「台東区の将来人口推計」における推計値から直線補間等により算出

本区の外国人人口は令和4年以降増加傾向にあり、令和6年では18,663人となっています。外国人年少人口も令和4年以降増加傾向にあり、令和6年では964人となっています。

■外国人人口の推移



■外国人年少人口の推移

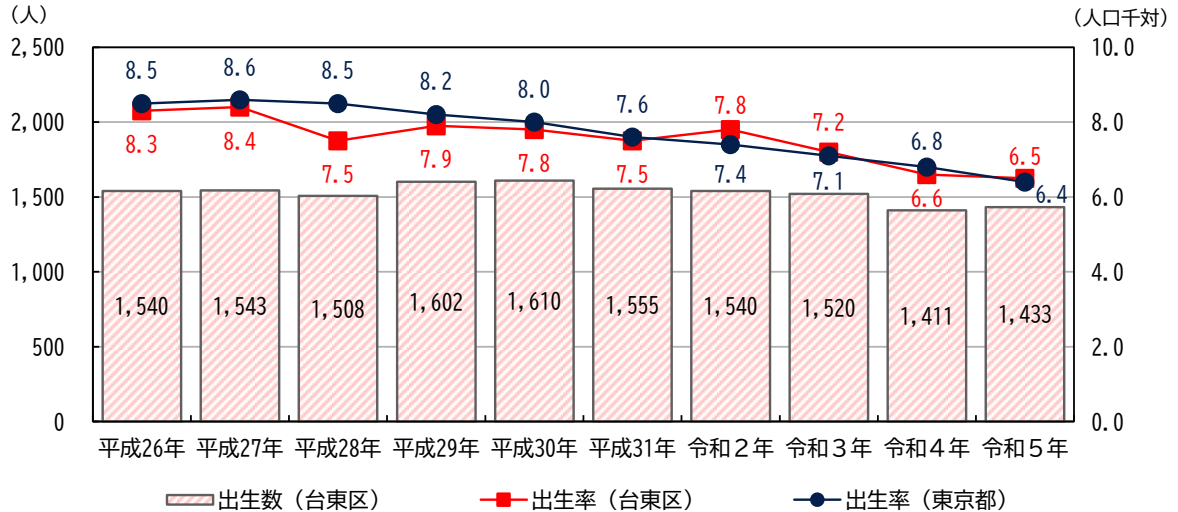


資料：台東区住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 出生数・合計特殊出生率の推移

本区の出生数は平成30年以降減少傾向にあり、令和5年では1,433人となっています。また、出生率は平成27年以降減少傾向にあり、令和5年では6.5となっています。

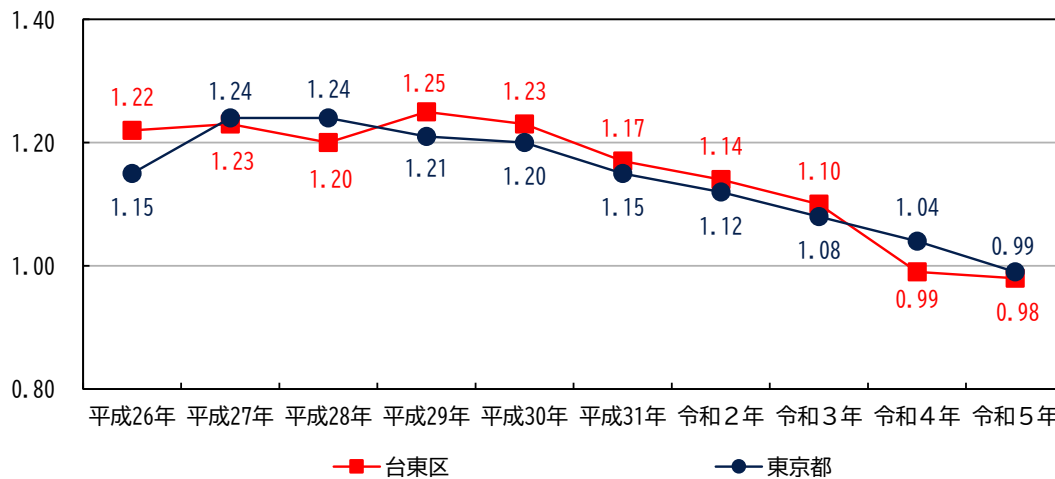
■出生数・出生率の推移



資料：東京都「人口動態統計」

本区の合計特殊出生率は平成29年以降減少傾向にあり、令和5年では0.98となっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：東京都「人口動態統計」

(2) 子育て家庭の状況

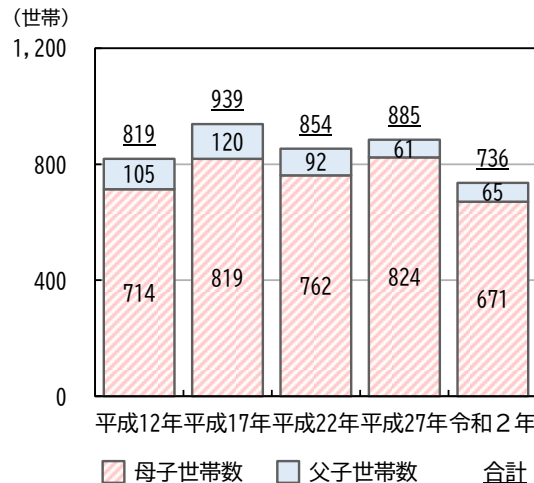
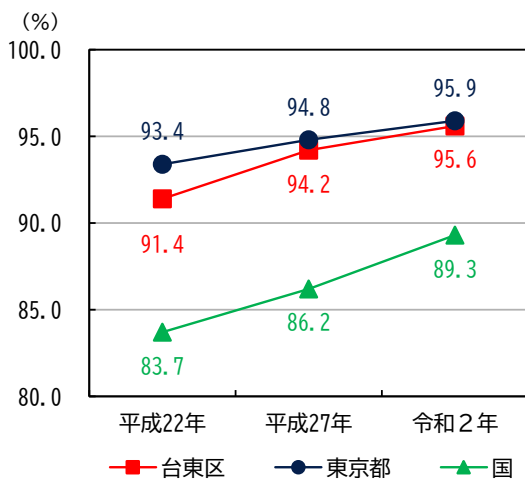
① 世帯の状況

本区の6歳未満の親族のいる世帯のうち核家族世帯が占める割合は増加傾向にあり、令和2年では95.6%となっています。

ひとり親世帯数は令和2年で母子世帯数が671世帯、父子世帯数が65世帯となっています。

■ 6歳未満の親族のいる世帯のうち核家族世帯が占める割合

■ ひとり親世帯数の推移

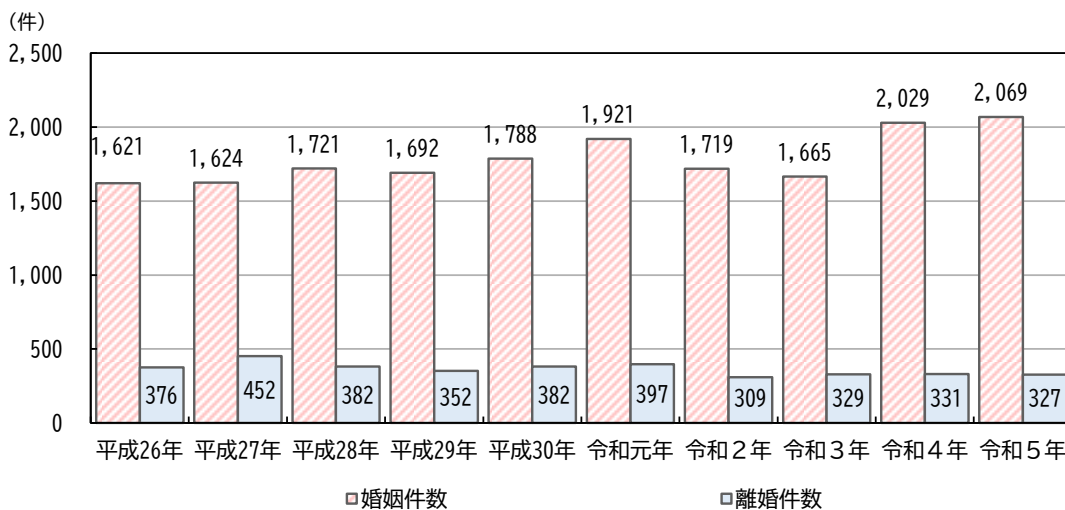


資料：国勢調査

② 婚姻件数・離婚件数の推移

本区の婚姻件数は令和3年以降増加傾向にあり、令和5年では2,069件となっています。離婚件数は平成27年以降減少傾向にあり、令和5年では327件となっています。

■ 婚姻件数・離婚件数の推移

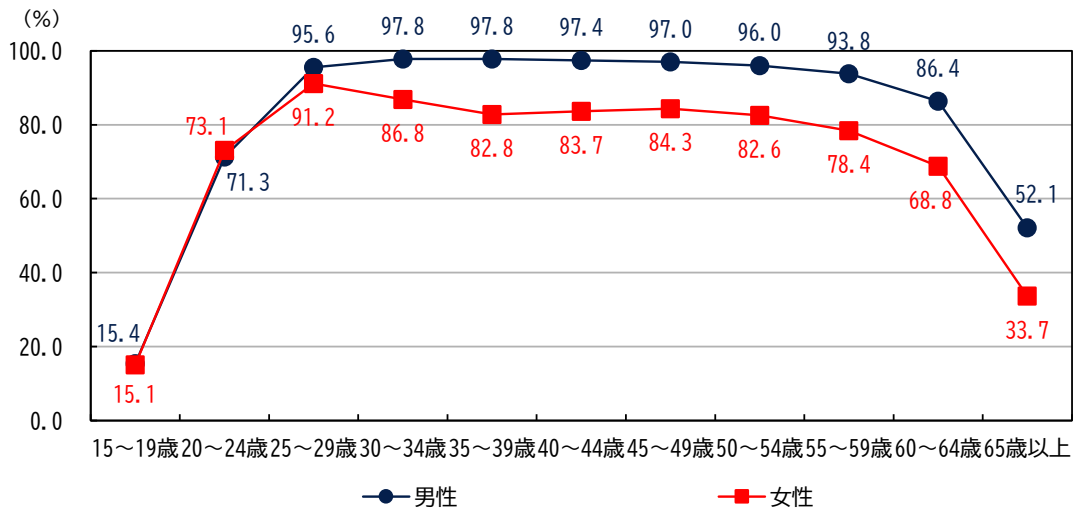


資料：東京都「人口動態統計」

③ 年齢階層別労働力率の状況

令和2年度における本区の年齢階層別労働力率をみると、30～34歳以降の年齢階級で男性が女性を10ポイント以上、上回っています。

■年齢階層別労働力率



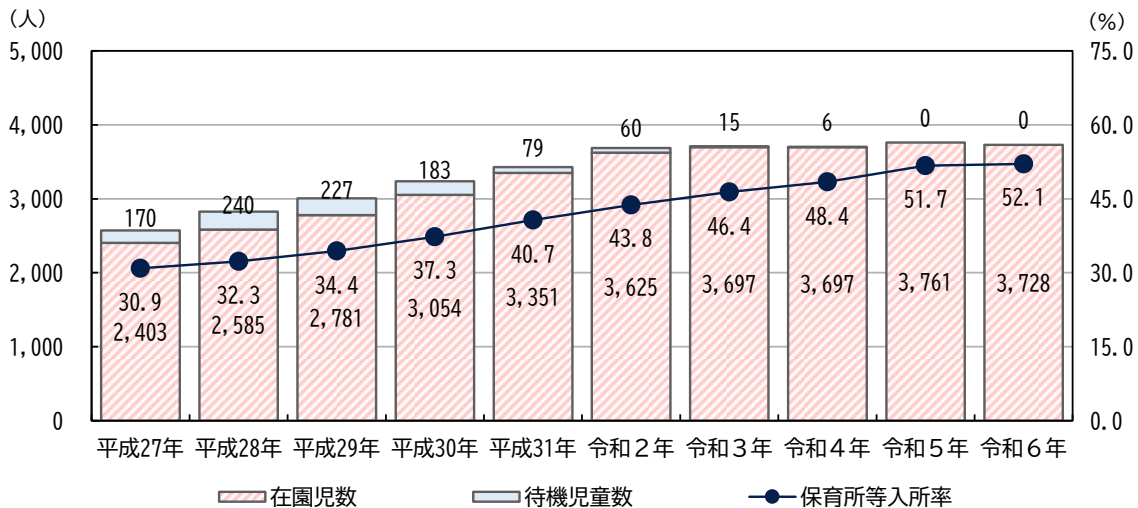
資料：国勢調査

(3) 保育所・幼稚園等の状況

① 保育所等入所者数

本区の保育所等の入所者数は増加傾向にあり、令和6年では3,728人となっています。待機児童数は平成28年以降減少傾向にあり、令和5年以降「待機児童ゼロ」を達成しています。

■保育所等入所者数の推移



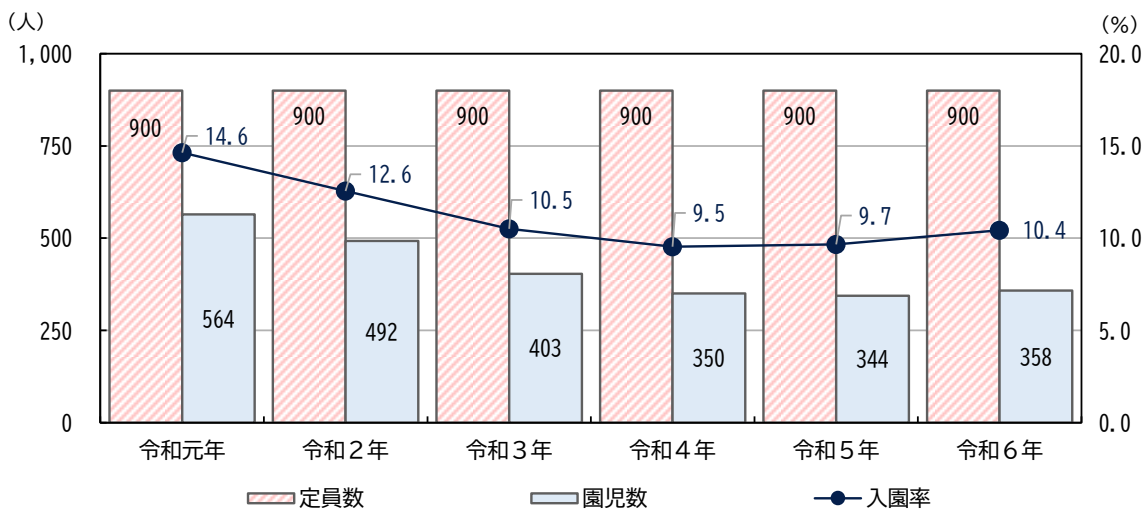
資料：台東区「行政資料集」

※保育所等入所率は0～5歳人口に対する園児数の割合。

② 区立幼稚園児数等の推移

本区の区立幼稚園児数は減少傾向にあり、令和6年では358人となっています。入園率は令和4年以降増加傾向にあり、令和6年は10.4%となっています。

■区立幼稚園児数等の推移



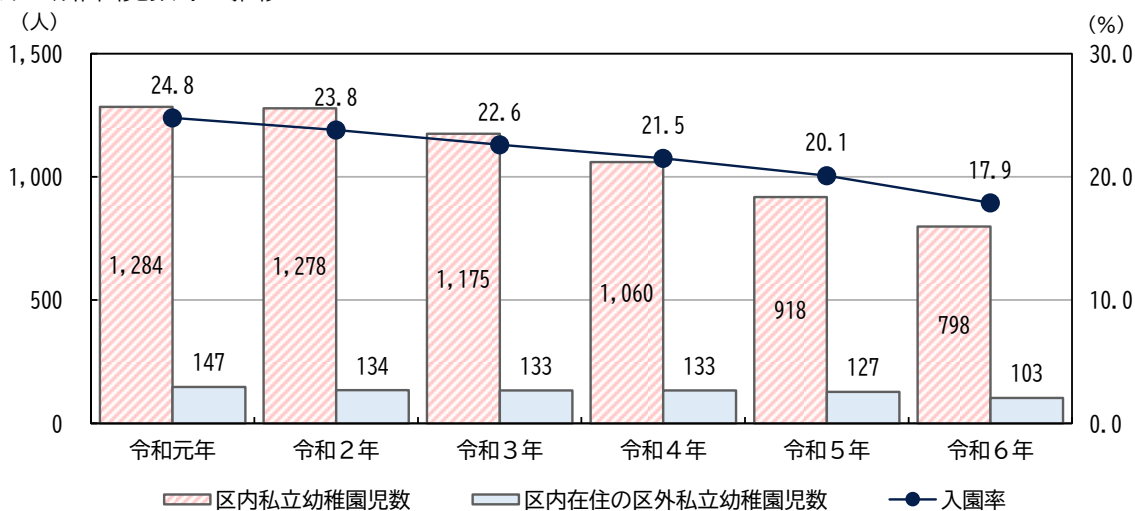
資料：学務課（各年5月1日現在）

※入園率は3～5歳人口に対する園児数の割合。

③ 私立幼稚園児数等の推移

本区の区内私立幼稚園児数は減少傾向にあり、令和6年では798人となっています。区内在住の区外私立幼稚園児数は減少傾向にあり、令和6年では103人となっています。区内在住園児の入園率は減少傾向にあり、令和6年は17.9%となっています。

■私立幼稚園児数等の推移



資料：庶務課（各年5月1日現在）

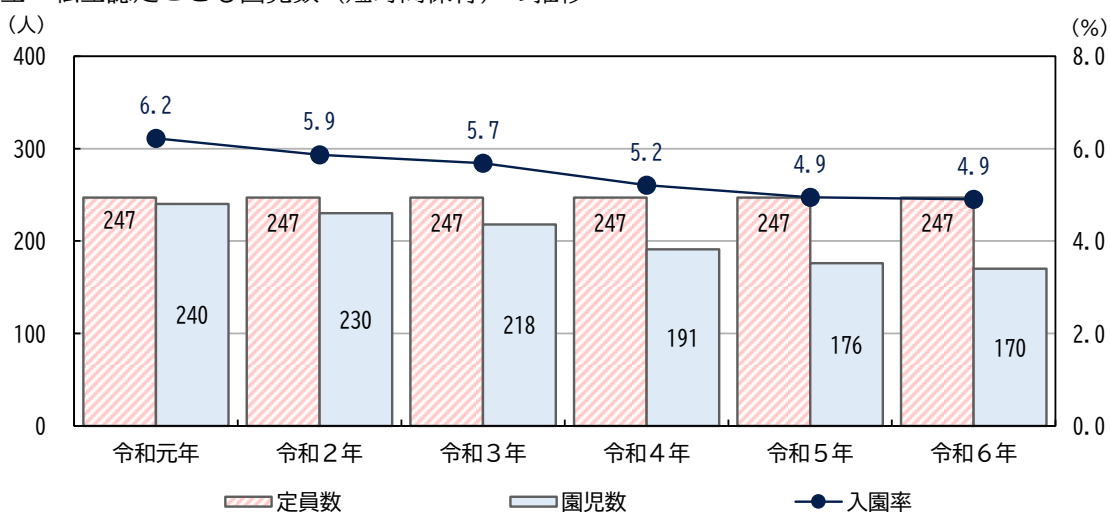
※入園率は3～5歳人口に対する園児数の割合。

※区内私立幼稚園児数は、区内・区外在住園児数の合計です。

④ 区立・私立認定こども園児数（短時間保育）の推移

本区の区立・私立認定こども園児数（短時間保育）は減少傾向にあり、令和6年では170人となっています。入園率は減少傾向にあり、令和6年は4.9%となっています。

■区立・私立認定こども園児数（短時間保育）の推移



資料：学務課（各年5月1日現在）

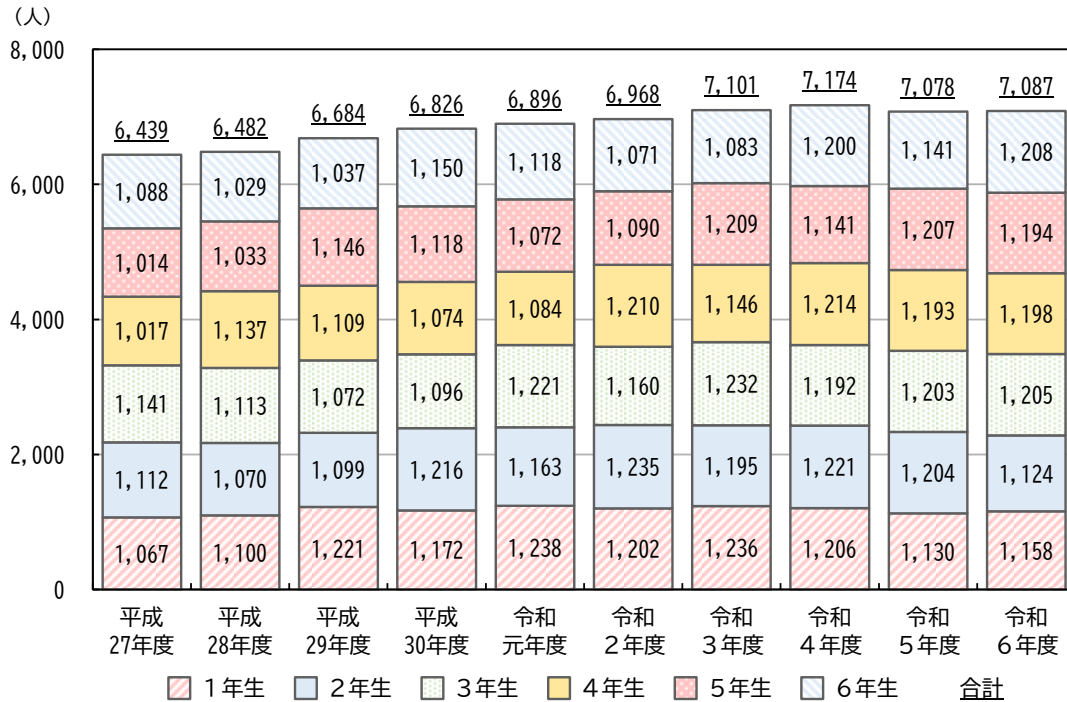
※入園率は3～5歳人口に対する園児数の割合。

(4) 小学校・中学校の状況

① 区立小学校の児童数

本区の区立小学校の児童数は増加傾向にあり、令和6年度では7,087人となっています。

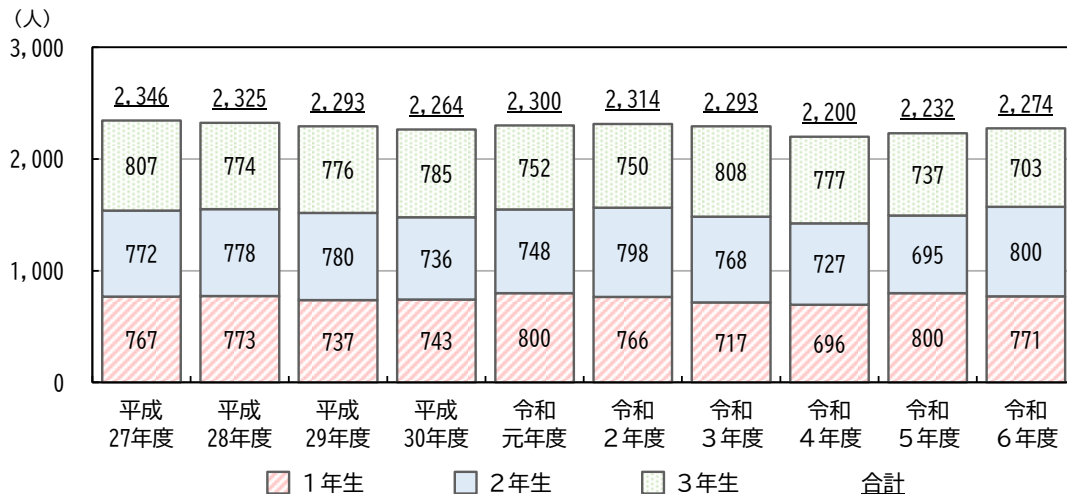
■区立小学校の児童数の推移



② 区立中学校の生徒数

本区の区立中学校の生徒数は令和4年度以降増加傾向にあり、令和6年度では2,274人となっています。

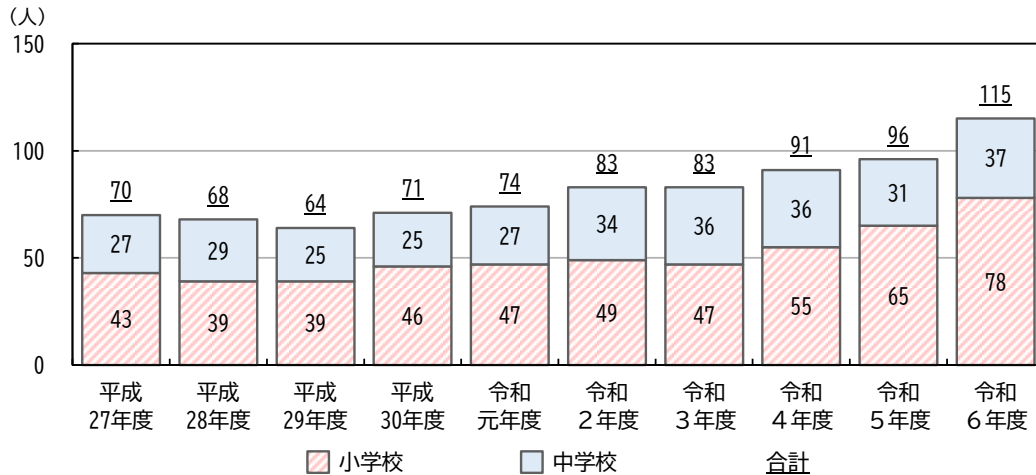
■区立中学校の生徒数の推移



③ 区立小中学校特別支援学級の在籍児童・生徒数

本区の区立小中学校特別支援学級の在籍児童・生徒数は特に小学校において増加傾向にあり、令和6年度では小学校が78人、中学校が37人となっています。

■区立小中学校特別支援学級の在籍児童・生徒数の推移



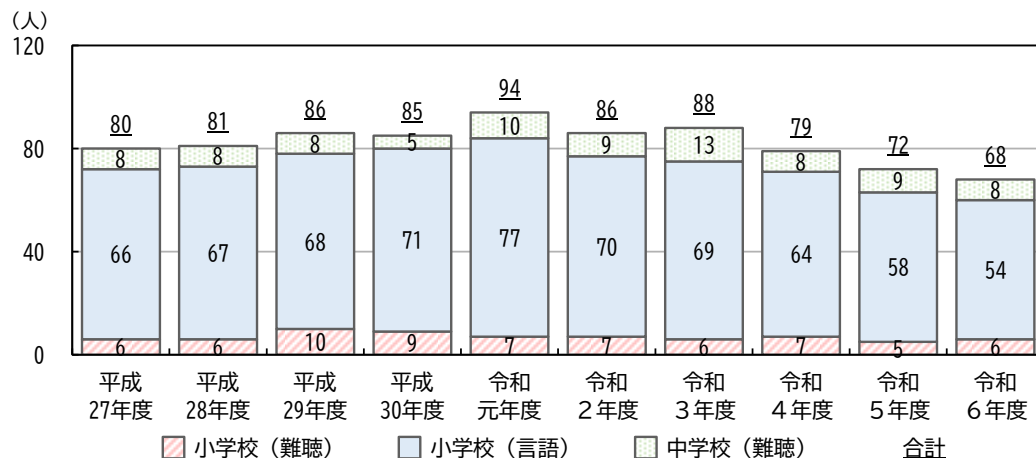
資料：学務課

※特別支援学級では、知的発達遅れや、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活の活動に一部援助を必要とする児童・生徒を対象に、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな指導を行っています。本区では小学校4校、中学校2校に、知的障害特別支援学級を設置しています。

④ 区立小中学校通級指導学級の通級児童・生徒数

本区の区立小中学校通級指導学級の通級児童・生徒数は令和元年度以降減少傾向にあり、令和6年度では小学校（難聴）が6人、小学校（言語）が54人、中学校（難聴）が8人となっています。

■区立小中学校通級指導学級の通級児童・生徒数の推移



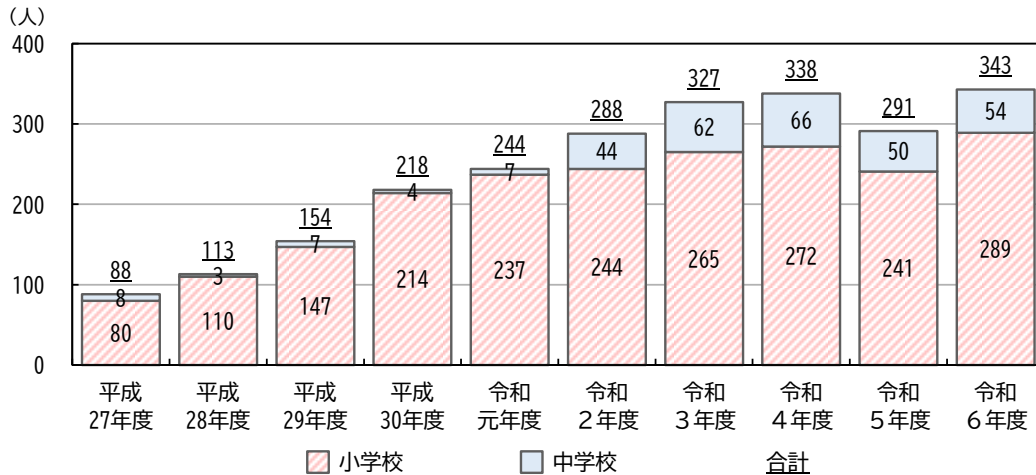
資料：学務課

※通級指導学級では、通常の学級に在籍し、きこえやことば等に課題のある児童・生徒が、決められた時間に学級に通い、それぞれの課題にあわせた指導を受けています。本区では、難聴に関する学級を小学校1校、中学校1校に、言語障害に関する学級を小学校1校に設置しています。

⑤ 区立小中学校特別支援教室の在室児童・生徒数

本区の区立小中学校特別支援教室の在室児童・生徒数は増加傾向にあり、令和6年度では小学校が289人、中学校が54人となっています。

■区立小中学校特別支援教室の在室児童・生徒数の推移



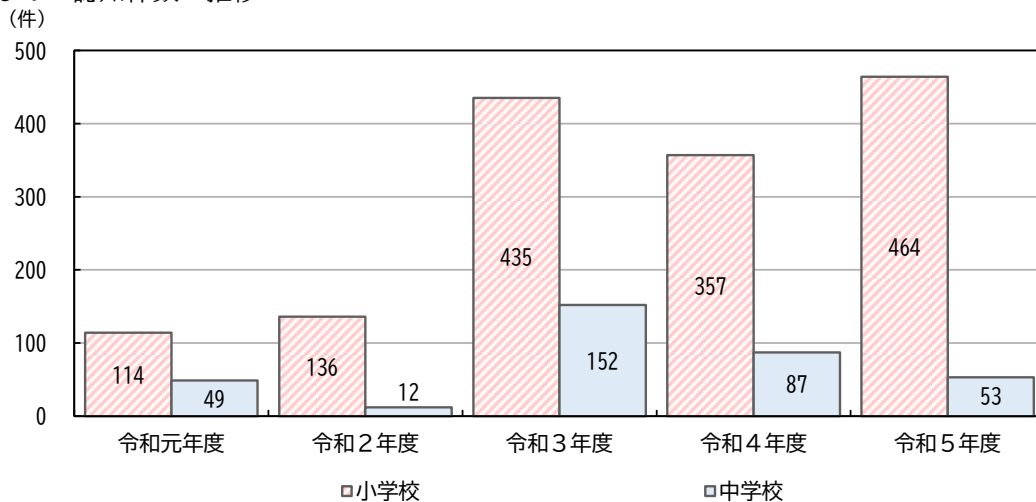
資料：学務課

※特別支援教室では、通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象に、在籍学級における障害（診断の有無に関わらず、疑いや傾向を含む）による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を行っています。特別支援教室は、全ての小中学校に設置しており、在籍校で指導を受けられます。

⑥ いじめの認知件数

いじめの認知件数は、令和5年度では小学校が464件、中学校が53件となっています。

■いじめの認知件数の推移

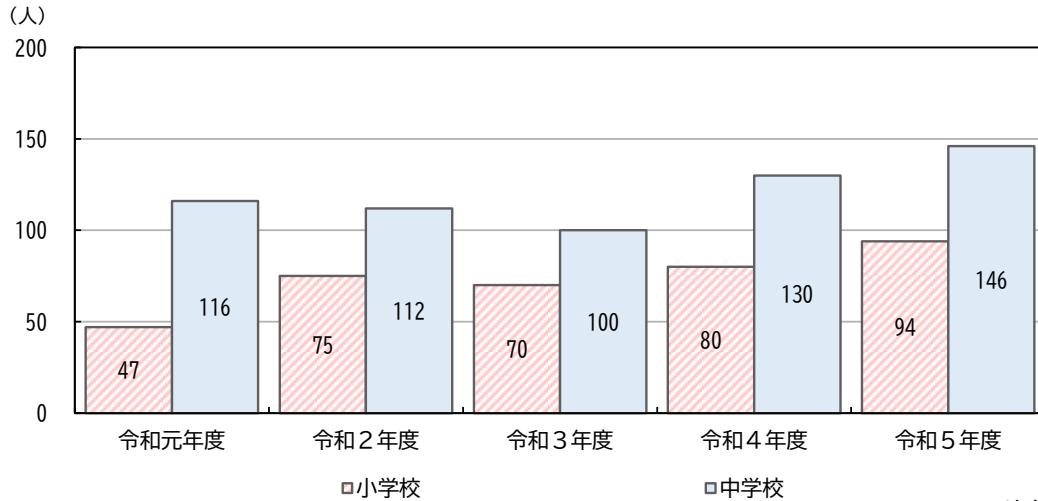


資料：指導課

⑦ 不登校の児童・生徒数

不登校の児童・生徒数は令和3年度以降増加傾向にあり、令和5年度では小学校が94人、中学校が146人となっています。

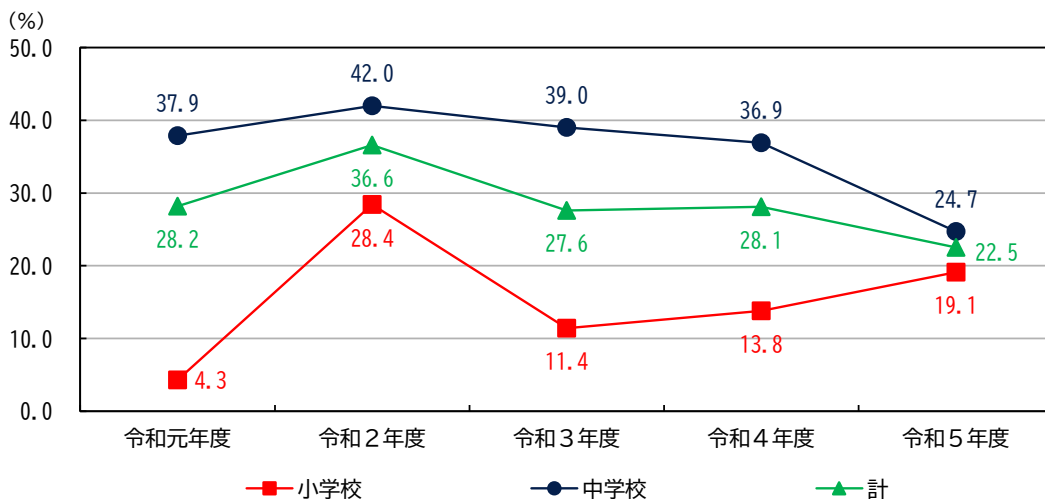
■不登校の児童・生徒数の推移



⑧ 不登校児童・生徒のうち、校内の相談機能・校外の関係機関等につながない割合

不登校児童・生徒のうち、校内の相談機能・校外の関係機関等につながない割合は、令和5年度では小学校が19.1%、中学校が24.7%、計22.5%となっています。

■不登校児童・生徒のうち、校内の相談機能・校外の関係機関等につながない割合の推移

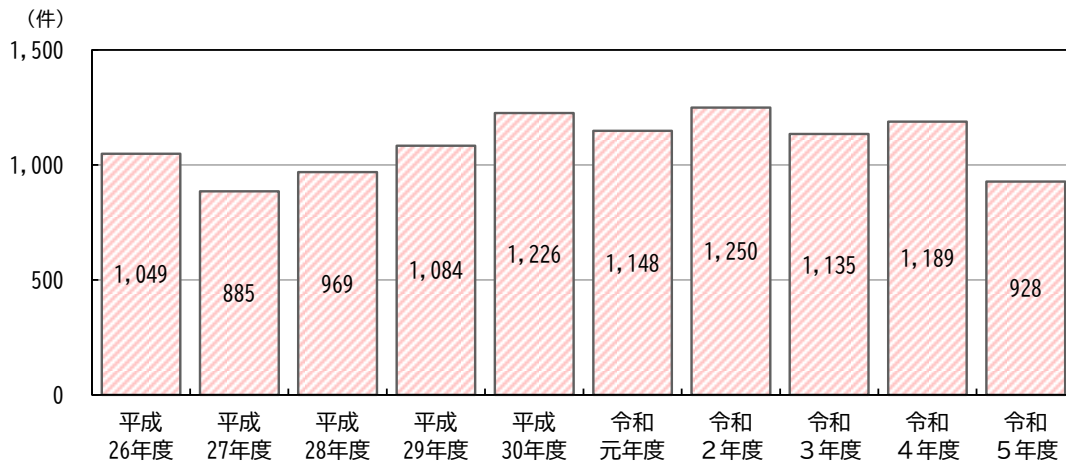


(5) 支援を必要とする子育て家庭の状況

① 要保護児童の状況

本区の要保護児童に関する新規相談件数は増加傾向にあり、令和5年度では928件となっています。

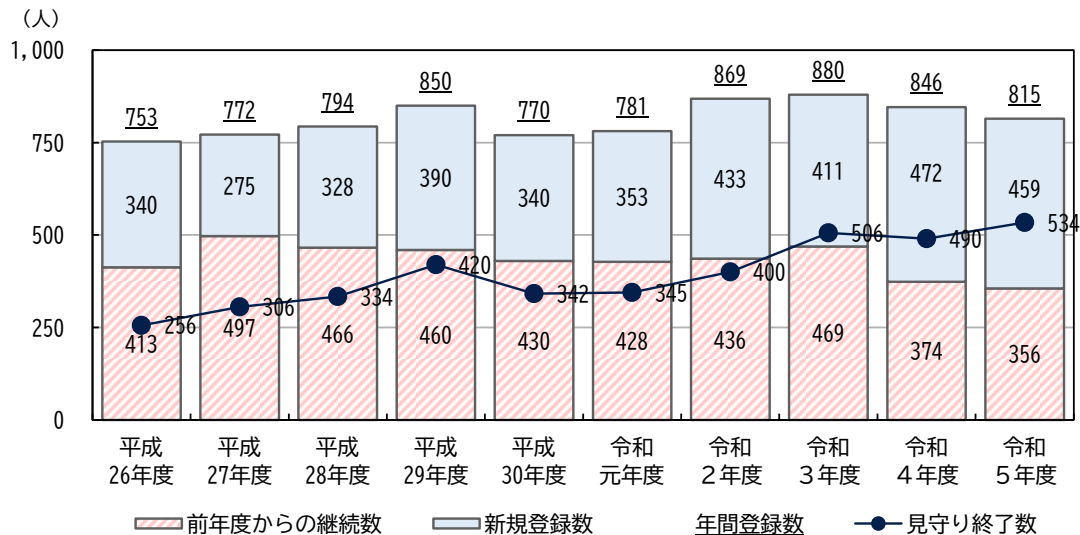
■要保護児童に関する新規相談件数の推移



資料：子ども家庭支援センター

本区の要保護児童数（年間登録数）は令和3年度以降減少傾向にあり、令和5年度では815人となっています。

■要保護児童数の推移



資料：子ども家庭支援センター

② ひきこもりの状況

平成30年、令和5年に実施した「台東区次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果から算出した、本区の「ひきこもり群」に該当する人数の見込みは、下記の通りです。

■「ひきこもり群」の定義、推計値

名称	生活状況	平成30年		令和5年	
		割合	推計人数	割合	推計人数
狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニ二等には出かける	0.78%	504人	0.22%	163人
	自室からは出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない				
準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0.76%	492人	1.32%	982人
広義のひきこもり	合計	1.54%	996人	1.54%	1,145人

※平成30年は18～39歳の1,000人を対象として259人（25.9％）から、令和5年は18～39歳の2,000人を対象として454人（22.7％）からそれぞれ回答を得ました。

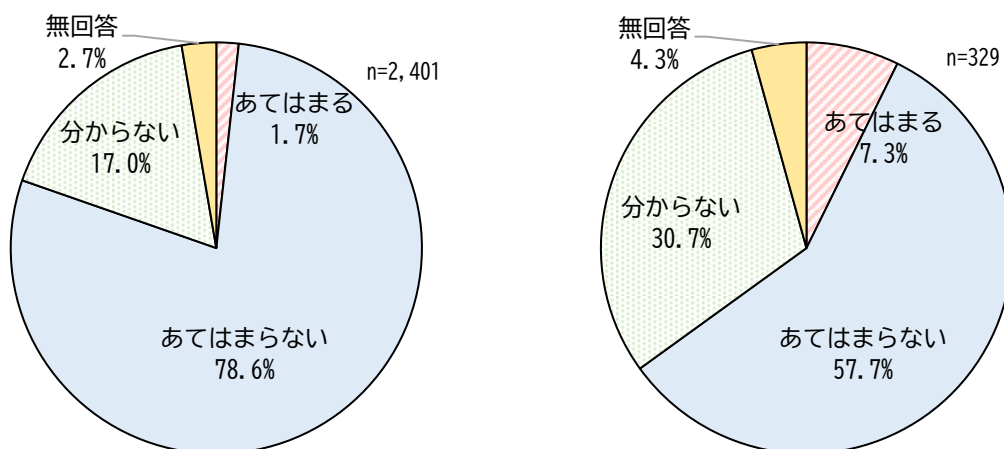
※「割合」はいずれも有効回収数に占める割合です。推計人数は、「割合」に平成30年は平成31年4月1日現在の15～39歳人口64,694人を、令和5年は令和6年4月1日現在の15～39歳人口74,375人をそれぞれ乗じて算出しています。

資料：台東区次世代育成支援に関するニーズ調査

③ ヤングケアラーの状況

令和5年に実施した「台東区ヤングケアラーに関する実態調査」の中では、中学生、高校生相当年齢の人のうち、ヤングケアラーに「あてはまる」と回答した割合は1.7％（42人）となっています。家族の世話をを行っている人に限定すると、7.3％（24人）となっています。

■ヤングケアラーにあてはまると思うか（左：全体に占める割合、右：家族の世話をしている人に占める割合）

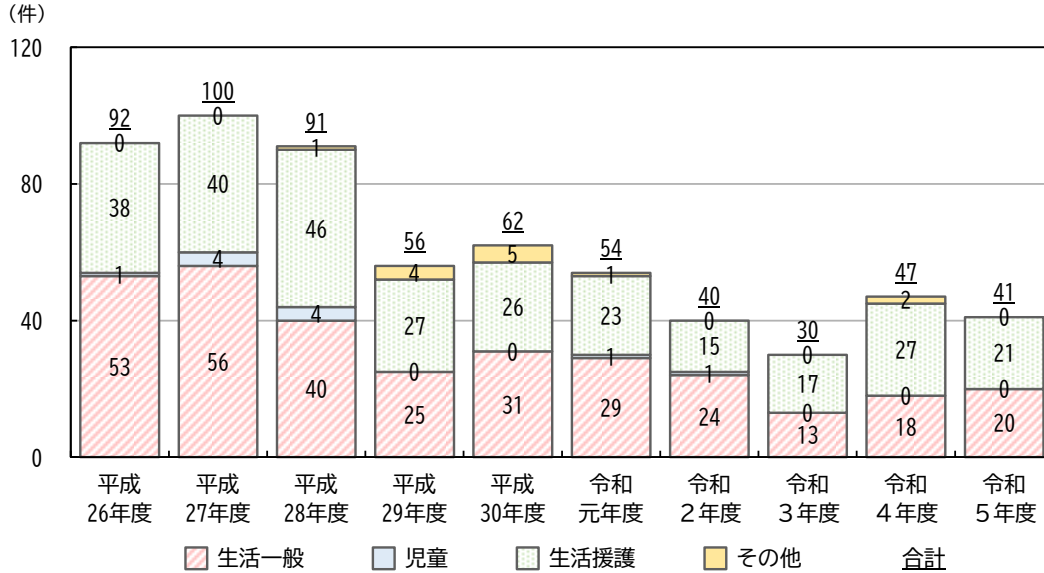


資料：台東区ヤングケアラーに関する実態調査

④ ひとり親の保護者相談等における相談件数の推移

本区のひとり親の保護者相談等における相談件数は、平成27年度から令和3年度にかけて減少傾向にありましたが、令和4年度に増加に転じ、令和5年度は41件となっています。

■ひとり親の保護者相談等における相談件数の推移

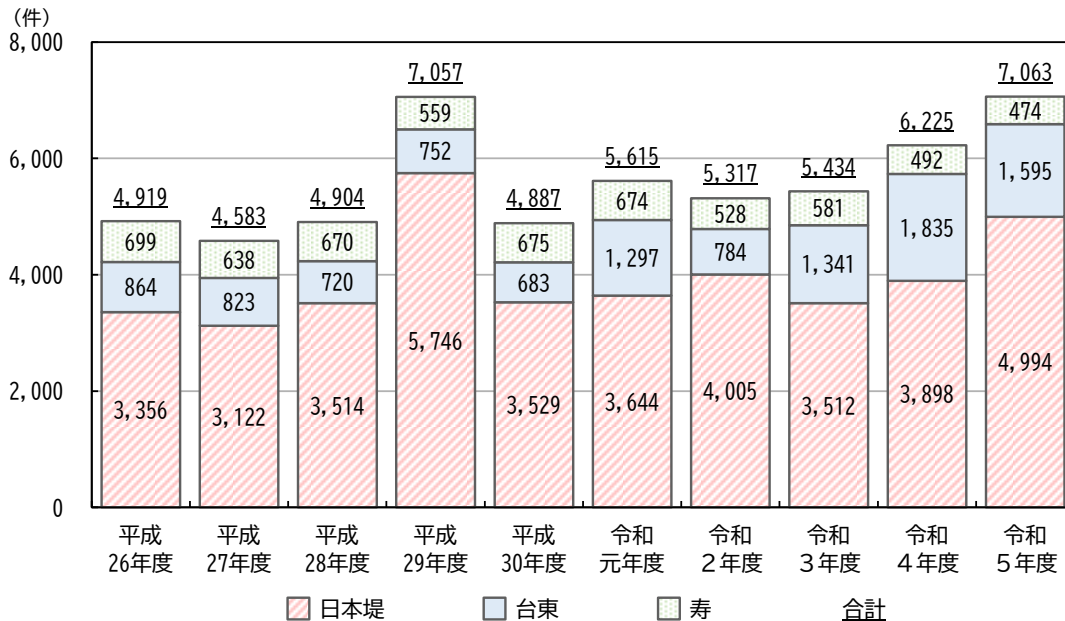


資料：台東区「行政資料集」

⑤ 子ども家庭支援センターにおける相談件数の推移

本区の子ども家庭支援センターにおける相談件数は令和2年度以降増加傾向にあり、令和5年度では7,063件となっています。

■子ども家庭支援センターにおける相談件数の推移

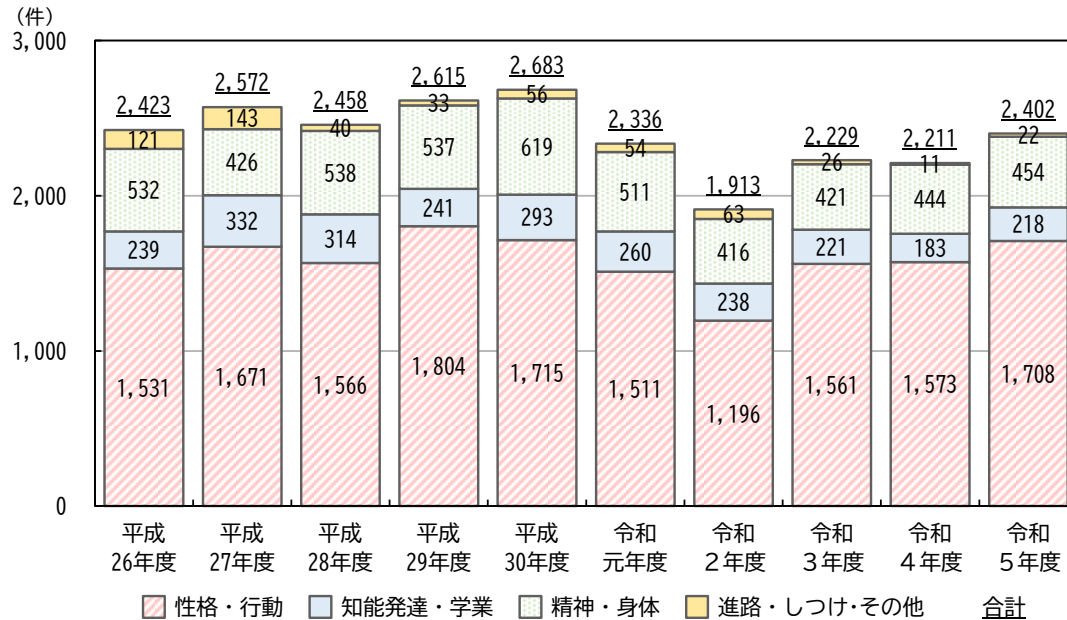


資料：台東区「行政資料集」

⑥ 教育支援館における教育相談件数の推移

本区の教育支援館における来所教育相談件数は平成30年度から令和2年度にかけて減少傾向にありましたが、令和3年度に増加に転じ、令和5年度は2,402件となっています。内容別では、性格・行動が増加しています。

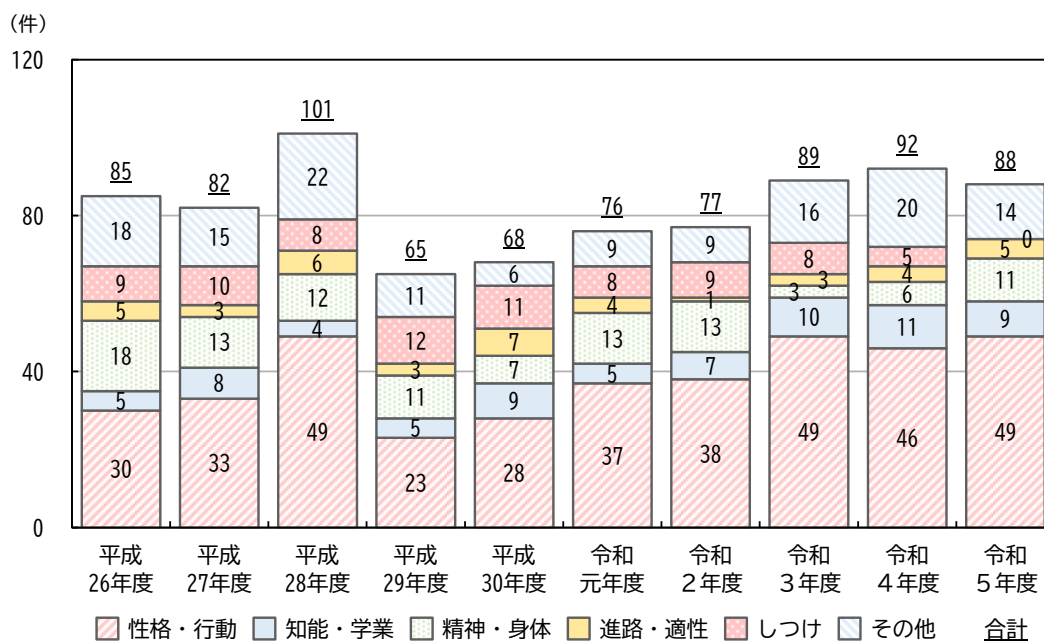
■教育支援館における来所教育相談件数の推移



資料：台東区「行政資料集」

本区の教育支援館における電話教育相談件数は平成29年度以降増加傾向にあり、令和5年度では88件となっています。内容別では、性格・行動が増加しています。

■教育支援館における電話教育相談件数の推移

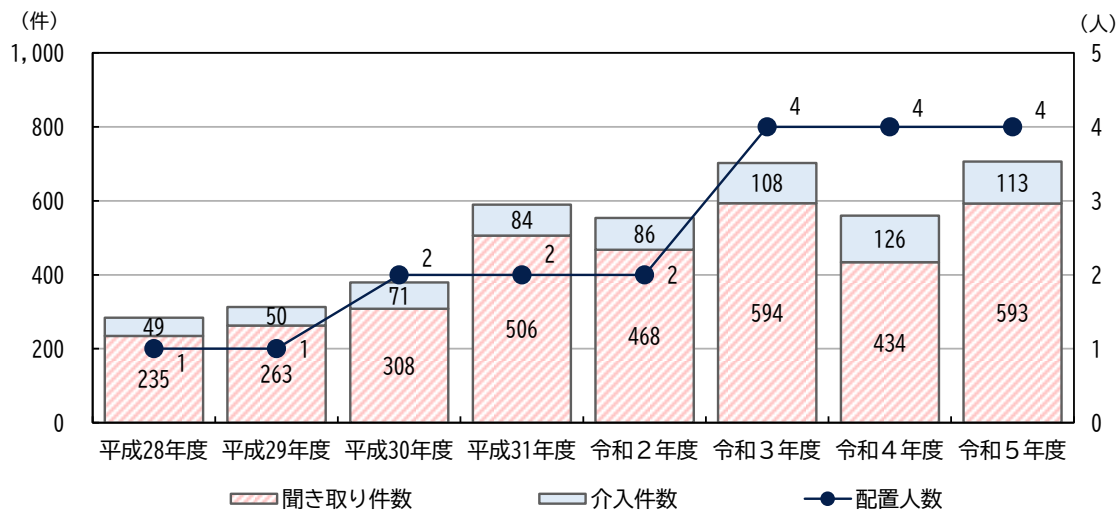


資料：台東区「行政資料集」

⑦ スクールソーシャルワーカーによる介入件数等の推移

本区のスクールソーシャルワーカーによる介入件数等は、事業開始年度である平成28年度以降増加傾向にあり、令和5年度は過去最多となっています。そのため、令和6年度からは、スクールソーシャルワーカーを7名に増員して対応にあたっています。

■スクールソーシャルワーカーによる介入件数等の推移

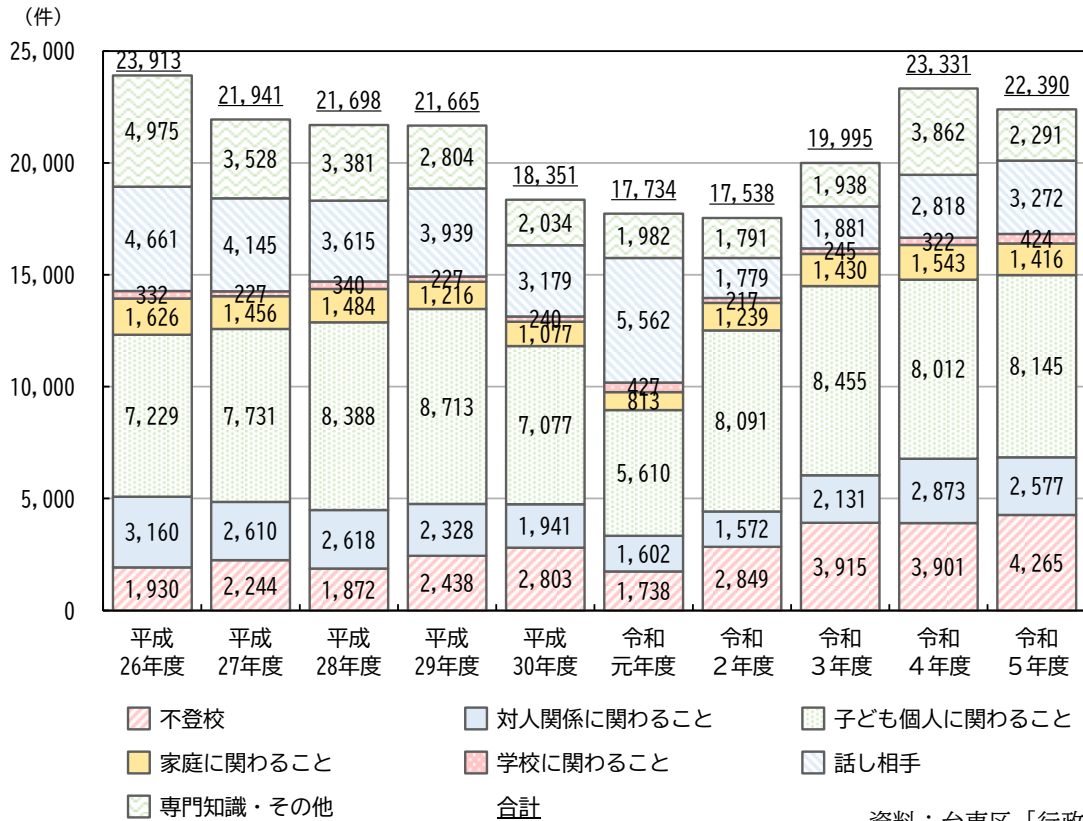


資料：教育支援館

⑧ スクールカウンセラー相談件数の推移

本区のスクールカウンセラー相談件数は令和2年度以降増加傾向にあり、令和5年度では小中学校合わせて、22,390件となっています。内容別では、不登校が増加しています。

■スクールカウンセラー相談件数の推移（本件数は小中学校の合算件数）

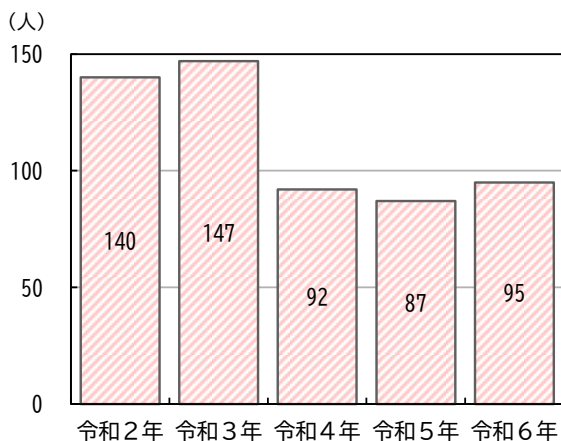


⑨ 障害のある子供の状況

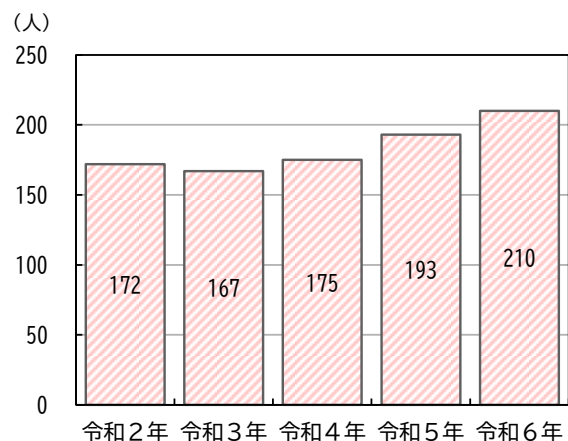
本区の18歳未満の身体障害者手帳所持者数は令和6年では95人となっています。

18歳未満の愛の手帳（東京都療育手帳）所持者数は令和6年では210人となっています。

■18歳未満の身体障害者手帳所持者数の推移



■18歳未満の愛の手帳（東京都療育手帳）所持者数の推移



資料：台東区「行政資料集」（各年3月31日現在）

2 現状からうかがえる課題

(1) 子供の権利を保障するための施策

全ての子供の権利が守られることは「こどもまんなか社会」の実現にあたり大前提であり、本区においても最優先に取り組むべき施策であるといえます。子供の権利保障について、子供や若者、子育て当事者だけでなく、全ての区民や区内の関係団体、事業者等に対し、意識を高める取組が求められます。

ニーズ調査結果の中では、これまで、あるいは現在において虐待等が発生している可能性があることがうかがえます。子育て当事者の子育てに係る不安やストレスを軽減するための取組を進め、子供への虐待を未然に防止するとともに、虐待の早期発見、早期対応のための体制を強化することが必要です。

全国的にいじめの認知件数、不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、本区においても同様です。スクールカウンセラー相談においても、不登校や対人関係等に関する相談がみられます。いじめの未然防止を図るとともに、いじめや不登校に悩む児童・生徒に対して、相談支援やカウンセリングの実施、居場所の提供等、きめ細かな支援を行う必要があります。

(2) 安心して子供を産み育てられるための施策

ニーズ調査結果の中では、子供のことで気軽に相談できる人や場所がない人が一定数いることがうかがえます。子育てに関する悩みや不安は、子供のライフステージや家庭の状況等により様々であることから、包括的な相談支援体制を構築することが必要です。加えて、子育て当事者が子育てに関する支援サービスを適切に利用することができるよう、区や関係団体、関係機関等の取組について、インターネットやアプリ等といった、子育て当事者が閲覧、利用している頻度の高い媒体を通じて分かりやすく発信することが求められます。

また、子育て世帯において、経済的にゆとりがない世帯も一定数みられます。出産、育児を希望する人がその希望を叶えたり、安心して子育てをすることができるよう、経済的な負担を軽減するための取組も必要です。

そのほか、乳幼児健診を受診していない子供や子供の発達に対して心配している子育て当事者が一定数いることがうかがえます。子供の保健・医療や発達等に関する正しい知識の普及啓発を図り、子育て当事者の理解促進につなげるとともに、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療体制の確保等について、都や医療機関等と連携し整備を進めることで、母子の健康維持や必要に応じた迅速かつ適切な保健・医療サービスの提供を実現する必要があります。

(3) 子供が必要な教育・保育を受けられるための施策

今後、年少人口の増加が見込まれることや令和3年から令和4年にかけて婚姻件数が増加していること、教育・保育サービスの過年度の利用状況やニーズ調査での利用意向等を踏まえ、計画期間中の教育・保育サービスの量を適切に見込む必要があります。特に、一時預かり事業において、ニーズの高まりがうかがえます。

ニーズ調査結果の中では、保育サービスが利用できないため就労していないケースがみられます。また、教育・保育時間外の習い事の実施や預かり保育時間の拡大等を求める意見がみられます。年少人口や教育・保育サービスの利用状況、子供や子育て当事者のニーズの動向を注視し、「保育所待機児童ゼロ」を維持することが必要です。加えて、担い手となる保育士等の人材の確保、配慮を必要とする子供へ適切に対応するための専門的な知識やスキルの獲得支援を行うとともに、保育士等が働きやすい環境の整備や負担軽減を進めることで、サービス提供体制の充実やサービスの質の向上を図ることが求められます。

(4) 子供・若者の健全育成のための施策

ニーズ調査結果の中では、学校の授業がわからない児童や生徒が一定数いることがうかがえます。また、学校の授業がわからなくなった時期について、中学1年生や高校生という回答が多くなっています。「小1プロブレム」や「中1ギャップ」等の接続期特有の問題を抱える児童や生徒を早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

また、授業が終わった後に行きたい場所として、スポーツができる場所やインターネット、ゲーム等のコンピュータ機器が使える場所等が求められています。国の指針では、子供・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが居場所になり得るとされており、遊びや体験活動、小学校始業前の朝の時間等、子供・若者が安心して過ごすことができる居場所づくりを進める必要があります。

さらに、相談相手が身近にいなかったり、各種相談窓口を知らない子供・若者がいることがうかがえます。相談窓口の周知を図るとともに、悩みを抱えた際は何でも気軽に相談してもよいという認識を啓発することが必要です。

(5) 誰一人取り残されないための施策

障害等の有無に関わらず、子供の希望や特性に応じて教育・保育を受けることができるよう、関係課、関係機関と連携し、乳幼児期から高等学校等の卒業後の就労支援まで切れ目のない支援体制を整備する必要があります。また、区民や関係団体、事業者等に対し、障害に関する理解を深める場や機会を設けることが必要です。

ニーズ調査結果の中では、経済的に困窮している子育て世帯があることがうかがえます。子供の現在や未来が、生まれ育った家庭の経済状況により左右されることのないよう、経済的支援だけでなく、生活支援や教育・就学支援等、子供の貧困対策を総合的かつ効果的に推進することが求められます。

また、ヤングケアラーであると思われる子供がいることがうかがえます。関係課、関係機関と連携し、状況把握を進めるとともに、分野を超えた包括的・総合的な支援体制を整備する必要があります。

さらに、外国人人口、外国人年少人口が増加しています。子育てに関する支援サービスを適切に利用することができるよう、情報提供を行うとともに、必要に応じて状況把握や相談支援を行う体制を整備する必要があります。


(6) 子育て環境を整備するための施策

ニーズ調査結果の中では、地域全体で子育てをしていくにあたって、保育所、幼稚園、認定こども園に対し最も期待することとして、行事を通じた交流が挙げられています。地域の施設や区民が子育てに関わる仕組みづくりを進めるとともに、子供が事故や犯罪、災害等の被害にあわないようにするため、子供の育ちを地域ぐるみで見守り、支える体制づくりが必要です。

また、核家族世帯や共働き世帯が増加し、仕事と子育ての両立を支援するための取組が一層求められています。育児休業制度や短時間勤務制度、子供の看護休暇制度の導入や女性の就労継続に対する職場内の理解促進、男性の育児参画等、関係機関と連携し、区内の事業者に対し仕事と子育てを両立しやすい制度の導入促進やワーク・ライフ・バランスの推進を働きかけていく必要があります。加えて、男性の育児参加に関して広く周知し、父親と母親が等しく仕事との調和を図りながら子育てに関わることができる環境づくりを進める必要があります。

さらに、飲酒・喫煙の経験がある、また、薬物に対する理解が不足している児童・生徒がいることがうかがえます。飲酒や喫煙、薬物が心身に及ぼす影響に関する啓発を行い、未成年者の飲酒、喫煙、薬物の乱用を防止する必要があります。

加えて、子育て世帯が安心して生活を送ることができるよう、住まいの確保や居住環境の向上を図る必要があります。



第 3 章
計画の考え方

1 基本的な視点

計画を策定する上で、基本となる考え方を示すため、以下の視点を定めます。

3つの主体（子供・若者、子育て当事者、地域）を明確に示し、それぞれの立場に立って考えることで、次世代育成支援施策のより一層の充実を図ります。

視点1 子供・若者が幸せを実感し、安心して育つ環境をつくる

子供・若者は、生まれながらに権利の主体であり、その多様な人格や個性、意見は尊重される必要があります。子供・若者が、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう、また、希望と意欲に応じて、自らの可能性を広げることができるよう、子供・若者の視点に立った施策を推進します。

視点2 子育て当事者が、ゆとりを持って、子供を生き育てられる環境をつくる

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、ゆとりを持って、子供に向き合えるよう、子育て当事者の視点に立った施策を推進します。

視点3 台東区が誇る地域の力で、子供・若者の笑顔があふれる未来を実現する

台東区には、支え合いや助け合いという、古くから培ってきた地域の力があり、これまでも家庭や地域が一体となって子供・若者の成長を支えてきました。これからも地域全体でその成長を温かく見守り、応援し、子供・若者の笑顔があふれる未来を実現します。

2 基本理念

子供・若者は、輝かしい未来への希望です。次の時代を担う子供・若者がのびのびと育ち、自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができる環境を整えることは、地域の活力向上と持続的な発展につながります。

こども大綱では、子供・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく権利の主体とされています。そのため、子供・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子供・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることが重要です。

加えて、全ての子供・若者が心身ともに健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現は、結果として、少子化の流れを反転させ、社会経済の持続可能性を高めることにつながるとされています。そのため、子供・若者が、いきいきと自分らしく、安心して暮らすことができるよう、地域一丸となつて、子供・若者、子育てにやさしい社会づくりに取り組むことが必要です。

そこで、本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、行政が担う役割を明らかにし、本区の子供・子育て・若者支援施策の更なる推進を図るため、以下の基本理念を掲げます。

**子供・若者の今とこれからの大切にし、
すこやかな未来をはぐくむ やさしいまち たいとう
～子供の育ちと若者の自立を地域全体で支えるまちを目指して～**

また、本区の子供・子育て・若者支援施策全体の成果を測ることを目的として、以下の評価指標を設定します。

■評価指標

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがよくある子供の割合	小学6年生 52.6% 中学3年生 49.1%	小学6年生 増加 中学3年生 増加	全国学力・学習状況調査
子育てに関して不安や負担を感じる保護者の割合	47.4% (令和5年度)	減少	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
台東区が子育てしやすいと感じる保護者の割合	55.2% (令和5年度)	増加	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査

3 SDGs の理念と本計画との関係

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国連加盟国が平成28年から令和12年までの15年間で達成を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が位置づけられました。SDGsでは17の目標と169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画は、子供の権利保障や母子保健の推進、学びや子育て環境の整備、若者の自立支援等により、子供や若者が心身ともに健やかに育つ社会の実現を目指すものであり、SDGsの目標3や目標4と深く関連します。

SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」では、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」としています。また、目標4「質の高い教育をみんなに」では、「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」としています。

本区においても、これらの目標の達成に向けて、本計画の着実な推進を図ってまいります。

■SDGsの17の目標



4 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の6つの基本目標を定めます。

基本目標1 子供の権利を保障し、ありがたい未来を支援する

こども基本法やこども大綱では、全ての子供が個人として尊重され、その基本的人権が保障されることや子供の最善の利益が優先して考慮されること等の必要性が示されています。

また、ニーズ調査結果の中では、虐待やいじめの防止、早期発見、早期対応等が緊急性の高い課題として挙げられています。

そこで、本区では、子供の権利がひとしく守られ、一人ひとりが望む未来に向かって、着実に歩みを進められるよう、必要な施策を実施します。

■施策の指標

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
自分には自分らしさというものがあると思う子供の割合	—	60.0%	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
要保護児童数	281人 (令和5年度)	減少	担当課調べ
不登校児童・生徒のうち、学校、関係機関、民間施設等とつながっていない割合	22.5% (令和5年度)	減少	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる子供の割合	小学6年生 63.3% 中学3年生 63.2%	小学6年生 増加 中学3年生 増加	全国学力・学習状況調査

基本目標2 安心して子供を産み育てられるよう、切れ目なく支援する

子育て家庭を取り巻く状況や子供の成長・発達段階等により、子育て当事者が抱える問題は、多種多様となっています。

また、ニーズ調査結果の中では、子育てに関する悩みを包括的に受け止める相談支援体制の構築をはじめ、妊娠期から子育て期までの一貫した切れ目のない保健・医療の提供体制の確保等が求められていることが分かります。

そこで、本区では、全ての子育て当事者が安心して子供を産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康づくりを支援するとともに、子育て当事者の不安や負担を軽減するための施策を実施します。

■施策の指標

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
子育て支援サービスに関する情報を取得しやすいと感じる保護者の割合	—	60.0%	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
子育てに関して、気軽に相談できる人や場所がある保護者の割合	85.7% (令和5年度)	増加	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査

基本目標3 教育・保育環境を整備する

本区では、教育・保育サービスの量的な確保を図り、令和5年4月に「保育所待機児童ゼロ」を達成しましたが、今後もサービスの利用状況や利用意向等を踏まえ、教育・保育の量を適切に見込む必要があります。

そこで、本区では、保護者が安心して子供を預けられるよう、子育て家庭のニーズを踏まえた定員を確保するとともに、教育・保育サービスの質の向上を図るための施策を実施します。

■施策の指標

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
保育所待機児童数	0人 (令和6年4月)	維持	担当課調べ
保育所が提供するサービスについて肯定的な回答の割合	77.3% (令和5年度)	85.0%	担当課調べ

基本目標4 子供・若者のすこやかな成長を支援する

近年、経済のグローバル化や「Society5.0」の実現に向けた動きが急速に進んでおり、国際化に対応した人材の育成や情報活用能力の向上等、教育の重要性がますます高まっています。

さらに、ニーズ調査結果の中では、子供・若者の多様な居場所づくりや青少年健全育成に関する取組、悩みを抱えた子供・若者への相談支援が求められていることが分かります。

そこで、本区では、子供・若者が変化の激しい社会に対応できるよう、学校や地域と連携し、創造性や生きる力を育むための特色ある教育を推進するとともに、心身ともに健やかに育つための施策を実施します。

■施策の指標

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
こどもクラブ待機児童数	121人 (令和6年4月)	0人	担当課調べ
学校の授業でわからないことが半分以上ある子供の割合	19.7% (令和5年度)	減少	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
地域活動やグループ活動に参加したことがある子供の割合	55.0% (令和5年度)	増加	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
自分の暮らし向きをよくないと感じる若者の割合	20.2% (令和5年度)	減少	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
ひきこもり状態にある若者が社会参加を果たした割合	19.7% (令和5年度)	増加	担当課調べ

基本目標5 子供や家庭の状況に応じて支援する

困難な状況にある子供や子育て当事者を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かい支援や合理的な配慮を行う必要があります。

また、ニーズ調査結果の中では、庁内・庁外問わず、関係部署や機関等が横断的に連携し対応にあたる支援体制の整備が求められていることが分かります。

そこで、本区では、経済的な状況や障害の有無、言語の違い等に関わらず、全ての子供が健やかに育つための施策を実施します。

■施策の指標

指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
現在の暮らしが苦しいと感じる保護者の割合	24.9% (令和5年度)	減少	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査
自立に向けて支援を行ったひとり親の就業率	45.2% (令和5年度)	増加	担当課調べ

基本目標6 地域ぐるみで子育てを支援する

核家族化の進展や共働き世帯の増加に伴い、子育て当事者の不安や負担は、以前にも増して大きくなっています。

また、ニーズ調査結果の中では、地域で子供を見守る体制づくりや犯罪の起こりにくい環境づくり、災害時の避難体制の構築等が求められていることが分かります。

そこで、本区では、子供が安心・安全に育つ環境づくりを推進するとともに、様々な取組を通じて、子供や子育て当事者を地域全体で支える気運を醸成していきます。

■施策の指標


指標名	現状 (令和6年度末)	目標 (令和11年度末)	出典
0～4歳未満人口に対する子ども家庭支援センター新規利用登録者の割合	37.7% (令和6年4月)	増加	担当課調べ
育児休業取得率	父親 21.7% 母親 89.6% (令和5年度)	増加 増加	台東区次世代育成支援に関するニーズ調査

5 施策体系

基本理念

子供・若者の今とこれからの大切にし、
すこやかな未来をはぐくむ やさしいまち たいとう
～子供の育ちと若者の自立を地域全体で支えるまちを目指して～

基本目標	施策の展開
1 子供の権利を保障し、 ありたい未来を支援する	1 子供の権利保障と意識の醸成
	2 児童虐待防止対策の強化
	3 いじめ防止と不登校の子供への支援
2 安心して子供を 生み育てられるよう、 切れ目なく支援する	1 包括的な相談支援体制と情報提供の充実
	2 妊娠・出産に対する支援
	3 母子保健の推進
	4 小児医療の確保
	5 経済的負担の軽減
3 教育・保育環境を整備する	1 就学前教育の推進
	2 多様な保育サービスの展開
	3 教育・保育サービスの質の向上
4 子供・若者のすこやかな成長を 支援する	1 安心して過ごせる居場所づくり
	2 学ぶ環境の整備
	3 社会参画・多様な活動機会の充実
	4 自立支援の充実
	5 悩みを抱える子供・若者への支援と非行防止
5 子供や家庭の状況に応じて 支援する	1 生活困窮家庭への支援
	2 ひとり親家庭への支援
	3 配慮を必要とする子供への支援
	4 外国にルーツをもつ子供への支援
	5 ヤングケアラーへの支援
6 地域ぐるみで子育てを 支援する	1 地域における子育て支援活動の推進
	2 子供の安心・安全を守る取組の推進
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進
	4 子育てしやすい生活環境の整備



第 4 章
施策の展開

「第4章 施策の展開」の見方

基本目標 5

子供や家庭の状況に応じて支援する

5 ヤングケアラーへの支援

発見が困難で問題が顕在化しにくい特性を持つヤングケアラーについて、広く周知を図るとともに、ヤングケアラーやその家族からの相談に対応し、支援を行います。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
208 新規 ◎ ◆	ヤングケアラー理解促進 【子ども家庭支援センター】	ヤングケアラーに関する周知啓発のために、区職員等を対象とした研修、児童・生徒向けに啓発リーフレットの配布、相談先周知カードの配布を行います。 ①研修 ②啓発リーフレットの配布 ③相談先周知カードの配布	①1回 ②実施 ③実施	①1回 ②実施 ③実施
209 新規 ◎ ◆	ヤングケアラー相談 【子ども家庭支援センター】	ヤングケアラーからの相談に対応するため、関係課、学校、福祉サービス提供事業者等と連携し、適切な支援につなげます。 ヤングケアラー相談	実施	実施
12 再掲 ★ ◎	養育支援ヘルパー 【子ども家庭支援センター】	46ページ参照		

施策の方向性

今後5年間の各施策の基本的な方向性を示しています。

計画事業

施策を推進するため、今後5年間で区が行う具体的な取組を掲載しています。

担当部署

各計画事業を担当する部署を [] 内に示しています。

取組（主な活動指標）

各計画事業の進捗状況を評価するために設定している指標等を掲載しています。

（凡例）包含する計画に位置づけられる計画事業等を示すマーク

- 新規：本計画から新たに位置づけられる計画事業
- 再掲（表をグレーで網掛け）：他の施策にも位置づけられる計画事業
- ★：子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる計画事業
- ◎：子供の貧困対策計画に位置づけられる計画事業
- ◆：子供・若者支援計画に位置づけられる計画事業

基本目標 1

子供の権利を保障し、ありたい未来を支援する

1 子供の権利保障と意識の醸成

子供・若者が権利の主体であることを社会全体で共有できるよう、子供・若者や子供・若者に関わり得る全ての大人を対象に、子供の権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

また、こどもまんなか応援サポーターとして、区の子供・子育て・若者支援施策に関する情報発信を行い、子供や若者、子育て当事者を地域全体で支える気運を醸成します。

さらに、子供・若者が自由に意見を表明できる機会や場を創出し、社会参画を促進します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
1 新規	子供の権利の普及啓発 [子育て・若者支援課]	家庭や学校、地域等のあらゆる場面で、子供の権利が守られるよう、こどもまんなか応援サポーターとして、啓発事業を実施します。また、子供の権利に関する条例の制定に向けた検討を行います。		
		①子供の権利の普及啓発 ②条例の制定	①実施 ②検討	①実施 ②実施
2 新規	区政運営における子供の参加の促進 [関係全課]	アンケートや対面、オンライン等、様々な方法で子供の意見を幅広く聴き、区政運営に活用します。		
		区政運営における子供の参加の促進	実施	実施
3	子育てに関わる全ての人に対する意識啓発 [人権・多様性推進課]	教育・保育施設、PTA、町会等を通じて、子供や子育てに関わる全ての人に対して、子供の権利擁護に関する人権尊重の意識啓発を行います。		
		①人権尊重教育研修（区立小中学校保護者） ②人権のつどい（区民） ③人権講座（区民）	①1回 ②1回 ③2講座 (対面1・動画配信1)	①1回 ②1回 ③2講座 (対面1・動画配信1)
4	子供の育成に関わる職員に対する意識啓発 [関係全課]	教育・保育施設等の職員に対して、子供の権利擁護に関する人権尊重の意識啓発を行います。		
		子供の育成に関わる職員に対する意識啓発	実施	実施
5 ◎	子供の貧困問題に関する教職員の理解促進 [子育て・若者支援課] [指導課]	校園長会等で子供の貧困問題に関する啓発を行い、教職員まで周知・伝達していきます。		
		子供の貧困問題に関する教職員の理解促進	実施	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
6	人権教育研修会 [指導課]	区立幼稚園・こども園・小学校・中学校の教員を対象とした研修会や先進地域視察を通して、教員の人権意識の向上を図ります。あわせて、生命の尊さと自他の生命を尊重する指導の改善のために、校内研究を工夫します。		
		研修会	7回	7回

2 児童虐待防止対策の強化

区内4か所（日本堤・台東・寿・谷中）の子ども家庭支援センターを中心とした関係機関等との連携体制を強化し、児童虐待の発生予防や早期発見、迅速な対応につなげます。

また、児童虐待を防止するための周知・啓発事業を実施します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
7 ★ ◎	要保護児童支援ネットワーク [子ども家庭支援センター]	台東区要保護児童支援ネットワークにおける関係機関等の緊密な連携や見守り、保護者の養育力を高めるための取組により、児童虐待や不登校、非行、養育が困難な家庭等の要保護児童及びその保護者を支援します。		
		①関係機関との連携 ②虐待事例への対応	①実施 ②実施	①実施 ②実施
8 ◎	24時間受付電話 [子ども家庭支援センター]	24時間電話を設置し、休日夜間問わず、緊急な児童虐待通報や子供からの相談に対応します。		
		24時間受付電話	実施	実施
9 ◎	虐待予防の推進 [子ども家庭支援センター]	児童や保護者を対象に、児童虐待についての理解を深め、予防するための周知・啓発活動を行います。		
		虐待予防の推進	実施	実施
10 ◎	オレンジリボンキャンペーン [子ども家庭支援センター]	児童虐待防止、要保護児童等に関する啓発活動を実施します。		
		講演会	1回	1回
11 ◎	里親啓発 [子ども家庭支援センター]	里親制度に関する情報の提供、養育体験発表会等講座を開催し、制度の推進に取り組みます。		
		講演会	1回	1回
12 ★ ◎	養育支援ヘルパー [子ども家庭支援センター]	養育支援が必要な家庭に対して、家事援助や専門相談員等による助言指導を訪問により実施します。		
		派遣世帯数 (時間数)	41世帯 (延べ97時間)	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
13 新規 ★ ◎	親子関係形成支援 [子ども家庭支援センター]	子供との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子供との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義やグループワーク等を通じて、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。		
		講座	—	12回
26 新規 再掲 ★ ◎	こども家庭センター機能強化 [子ども家庭支援センター] [保健サービス課]	49ページ参照		
39 再掲 ★ ◎	乳児家庭全戸訪問 [保健サービス課]	51ページ参照		

3 いじめ防止と不登校の子供への支援

区や学校、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職が連携し、いじめの未然防止や早期発見、迅速な対応、不登校の子供への支援につなげます。

また、子供等の様々な悩みを受け止める相談支援体制を強化します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
14 ◎	スクールカウンセラーの配置 [指導課]	区立小中学校へスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリングを行い、いじめや不登校等の問題解決及び早期発見に努めます。		
		1校あたりの配置日数 ①小学校 ②中学校	①週2日 ②週1日	①週2日 ②週1日
15	学校教育相談員の配置 [指導課]	児童・生徒、保護者、区民等からの学校を取り巻く各種相談に対し、迅速な初期対応や適切な指導体制をとります。		
		学校教育相談員の配置	実施	実施
16 新規	いじめ防止に向けた取組 [指導課]	いじめ問題対策連絡協議会において、いじめの防止等のための対策について協議し、各校の取組を支援します。また、いじめ問題対策委員会において、法律、医師、心理、福祉等に関する専門家より意見を聴取し、いじめ防止対策の推進を図ります。		
		定例会等	3回	3回以上

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
17 ◎	スクールソーシャルワーカーの配置 [教育支援館]	社会福祉に関する専門的な知識や技能を有する人材を、スクールソーシャルワーカーとして各中学校区に配置し、いじめや不登校、家庭の貧困や虐待等、子供が置かれた環境面における諸問題の解決を図ります。		
		スクールソーシャルワーカーの配置	実施	実施
18 ◎	教育相談 [教育支援館]	子供の教育上の様々な悩みに関して、本人や保護者を対象としたカウンセリングを臨床心理士が行います。		
		教育相談	実施	実施
19	生活指導相談学級の運営 [教育支援館]	長期欠席傾向にある児童・生徒を対象に、教職経験者や臨床心理士等が学校復帰を含めた社会的自立に向けた支援を行います。		
		生活指導相談学級の運営	実施	実施
20	ふれあいパートナー派遣 [教育支援館]	不登校等で家にひきこもりがちな児童・生徒を対象に、精神的な自立と学校復帰を目的として、心理学を専攻する大学院生や大学生等が家庭を訪問して話し相手や相談に応じます。		
		ふれあいパートナー派遣	実施	実施
21 新規	バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業 [教育支援館]	不登校等の状態にある児童・生徒に対して、オンライン上の仮想空間を活用した学びの場を提供し、個別最適な学びの充実や社会的自立の一助とします。		
		アカウント数	54人	実施
22 新規	チャレンジクラスの整備 [指導課]	不登校あるいは不登校傾向の見られる生徒の安心した学校生活のため、中学校内に分教室を整備し、生徒の実態に応じた支援を行います。		
		チャレンジクラスの設置・運営	—	実施
23 新規	校内別室指導支援員の配置 [教育支援館]	校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対応するため、校内別室指導支援員を配置することにより、不登校の未然防止・早期支援を行います。		
		校内別室指導支援員の配置	—	区立全小中学校
24 新規	1人1台端末を活用した子供の相談窓口 [教育支援館]	1人1台端末を用いて、学校生活においてなかなか言い出すことのできない友人関係や学習・進路等の悩みについて相談しやすい環境を提供します。		
		相談受付	実施	実施

基本目標 2

安心して子供を生み育てられるよう、切れ目なく支援する

1 包括的な相談支援体制と情報提供の充実

子供や子育てに関する様々な悩みに対応できる包括的な相談支援体制を強化することで、保護者の不安や負担の解消、軽減を図ります。

また、多様な媒体を活用し、子育てに関する情報を発信します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
25 新規	子供政策DXの推進 [関係全課]	子育て家庭等が必要な情報を素早く、簡単に入手でき、様々な行政手続をストレスなく行うことができるよう、デジタル技術の活用を推進します。		
		子供政策DXの推進	実施	実施
26 新規	こども家庭センター機能強化 ★ [子ども家庭支援センター] ◎ [保健サービス課]	全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援を行う機能を備えた支援体制を強化します。また、専門相談員の人材育成に取り組むとともに、児童相談所の設置について検討します。		
		①チーム検討会議	①96回	①95回
		②保健部門会議	②24回	②24回
		③合同ケース会議	③12回	③12回
27 ★	子育てアシスト [子育て・若者支援課]	多様な子育て支援の情報を提供するとともに、必要に応じて相談や助言、関係機関との連絡調整を行い、子育て支援サービスを円滑に利用できるよう支援します。		
		相談件数	356件	実施
28	子育て情報誌の作成 [子育て・若者支援課]	子育てをしている保護者の意見を踏まえ、より利用しやすい子育て情報誌を作成します。		
		①たいとう子育てハンドブックの作成（隔年）	①実施（令和5年度）	①実施
		②育児わくわくカレンダーの発行	②実施	②実施
29	子育てメールマガジン [関係全課]	子育て中の保護者に、子育てに関するイベントや講座等の情報を配信します。		
		子育てメールマガジン	実施	実施
30	民生委員・児童委員 [福祉課]	地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を推進します。		
		民生委員・児童委員	実施	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
146 新規 再掲 ◆	（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備（総合相談窓口） [子育て・若者支援課]	71ページ参照		

2 妊娠・出産に対する支援

保護者が安心して妊娠・出産ができるよう、母子の健康確保や相談支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を普及します。

また、妊娠・出産を希望する人がその希望を叶えられるよう、経済的な支援を行います。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
31 ★ ◎	ゆりかご・たいとう [保健サービス課]	妊娠届出時、妊娠後期の機会を捉え、保健師等の専門職が妊婦に対し、母子保健や育児の悩み等について相談支援するための面接を行います。		
		面接実施率	99.2%	100%
32 ◎	ハローベビー学級 [保健サービス課]	妊婦及びそのパートナーを対象として、妊娠・出産・育児等についての知識及び育児技術の普及を図ることで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して出産・育児が行われるよう支援します。また、飲酒、喫煙が胎児に与える影響について啓発します。		
		ハローベビー学級	47回	47回
33 ★ ◎	妊婦健康診査 [保健サービス課]	妊娠中の母体の健康管理、流産・早産の防止を図ります。また、妊婦の健康管理が継続して行えるよう、里帰り先や助産所等で受診した費用の一部を助成します。		
		受診率	94.0%	100%
34 ◎	産前産後支援ヘルパー（あったかハンド） [保健サービス課]	妊産婦や乳児を介助する人がいない家庭において、身体的不調や育児不安等を抱えている親に対して、ヘルパーを派遣し、家事や育児の援助や助言・相談等を行います。		
		派遣世帯数（時間数）	380世帯（延べ10,106時間）	実施
35 新規	母子保健アプリ [保健サービス課]	子供の成長記録を家族間で共有でき、妊娠・出産・子育て期における事業について、プッシュ通知やメール配信でお知らせする母子保健アプリを提供します。		
		新規登録者数	1,410人	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
36 新規	プレコンセプションケアの啓発 [保健サービス課]	若い世代が将来の妊娠・出産に備えて自分たちの生活や健康に向き合い、健康管理を行う「プレコンセプションケア」の周知・啓発を行います。		
		①リーフレットの配布 ②若い世代に向けた健康づくり講座の実施	①17,000枚 ②20回	①19,000枚 ②19回
37	妊娠全般に関する相談 [保健サービス課]	女性のための健康相談や保健師による相談で、不妊・家族計画等の相談や、各専門機関についての情報提供等、妊娠全般に関する相談を行います。		
		女性医師による女性のための健康相談	10回	12回
38	特定不妊治療費助成 [保健サービス課]	高額な特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）費用の一部を助成し、不妊治療に係る経済的負担を軽減します。		
		助成件数	5件	実施

3 母子保健の推進

健康診査や予防接種、相談支援の充実により、乳幼児の健やかな成長・発達を支援するとともに、保護者の不安や負担の解消、軽減を図ります。

また、親子で健康や食生活について学ぶ健康教育の機会を設けます。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
39 ★ ◎	乳児家庭全戸訪問 [保健サービス課]	保健師及び助産師が、生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭に対し、母子保健や育児の悩み等について相談支援するための訪問を行います。		
		指導率	98.8%	100%
40 ◎	乳幼児健康診査 [保健サービス課]	乳幼児の健康管理と健全な発達・育成を支援するため、乳幼児に対する健康診査を実施します。		
		受診率	89.0%	100%
41 ◎	母子歯科健康診査 [保健サービス課]	妊産婦及び幼児の歯科保健の向上を図るため、歯科健康診査及び歯科保健指導を行います。		
		健康診査 ①妊婦 ②産婦 ③2歳児	①通年 ②10回 ③12回	①通年 ②10回 ③24回

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
42 ★	産後ケア [保健サービス課]	助産師等のアドバイスを受けながら育児方法を学んだり、育児の不安を軽減できるよう支援を行います。施設に宿泊または日中滞在する宿泊型・日帰り型と助産院の外来または自宅で外来型・訪問型乳房ケアを実施します。		
		実施施設数 ①宿泊型・日帰り型 ②乳房ケア（外来型・訪問型）	①13か所 ②12か所	①13か所 ②12か所
43	すこやか育児相談 [保健サービス課]	子供の健やかな発達・発育支援や保護者の育児不安の軽減を図るため、親子の交流の場の提供を行います。		
		①育児相談 ②子育て心理相談 ③多胎児の会	①120回 ②36回 ③5回	①120回 ②36回 ③6回
44 新規	バースデーサポート [保健サービス課]	育児に関する悩みや不安等に関するアンケートを子育て支援情報等とあわせて送付し、必要に応じて保健師のフォローを実施することにより、伴走型相談支援の充実を図ります。		
		アンケート送付数	1,149件	実施
45 ◎	おやこサポート・ネットワーク [保健サービス課]	地域における乳児期の保護者同士の交流を支援するとともに、事業の担い手である地域の人材、地域の医療機関等のネットワークを強化し、地域全体で子育てを支えていくことを目指します。		
		①交流支援 ②家庭訪問型子育て支援 ③ネットワーク会議	①84回 ②40世帯 ③1回	①84回 ②40世帯 ③1回
46	親と子の関係を考える会（あおい空） [子ども家庭支援センター]	母親の育児不安の軽減等を目的とし、グループカウンセリングを行います。		
		親と子の関係を考える会	22回	22回
47	健康学習 [保健サービス課]	子供と保護者に対し、健康づくりや正しい生活習慣等について知識の普及、啓発をすることにより子供の健やかな成育を支援します。		
		健康学習会	90回	100回
48 ◎	食生活支援 [保健サービス課]	乳幼児をはじめとする子供や保護者、妊産婦等を対象に、食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣が確立できるよう、望ましい食習慣や適切な栄養管理知識の普及啓発及び情報提供を行います。		
		①離乳食講習会 ②幼児食講習会	①18回 ②6回	①18回 ②6回

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
49	特定給食施設指導 [保健サービス課]	保育園等の給食施設に対し、栄養効果の十分な給食が実施されるよう、栄養に関する知識の向上及び調理法の改善について必要な援助及び指導を行います。		
		①個別指導 ②集団指導	①120回 ②3回	①実施 ②実施
50	小中学校小児生活習慣病予防健診 [学務課]	区立小中学校に在籍する児童・生徒に生活習慣病予防健診を実施し、生活習慣病の早期発見に努めるとともに、健診結果に基づいた生活習慣の改善指導を図ります。		
		自己チェックシート 該当項目が3つ以上ある 児童・生徒の健診受診率 ①小学4年生 ②中学1年生	①50.7% ②34.8%	①70.0% ②50.0%
51	多胎児家庭支援 [子育て・若者支援課] [子ども家庭支援センター] [保健サービス課]	多胎児家庭の身体的・精神的な負担を軽減するため、多胎妊娠に関する情報提供をはじめ、多胎児家庭の交流会やヘルパーによる外出サポート等を実施します。		
		①補助件数（移動経費） ②交流会	①43件 ②5回	①実施 ②6回
52	予防接種（法定） [保健予防課]	予防接種法に基づき、子供の健康を守るため、予防接種事業を実施します。各予防接種に関する正しい知識の普及等を行い、接種率の向上に努めます。		
		接種率 ①BCG ②MR（麻しん風しん） 1期・2期	①91.0% ②1期：92.0% 2期：91.0%	①95.0% ②1期：95.0% 2期：95.0%
53	小児インフルエンザワクチン接種費助成（区独自） [保健予防課]	生後6か月から中学3年生まで（12月31日時点）の子供を対象に、インフルエンザ予防接種費の一部を一人につき2回分助成します。		
		1人2回実施した場合の 接種率	40.0%	50.0%
54	おたふくかぜ予防接種費助成（区独自） [保健予防課]	満1歳から就学前までの子供を対象に、おたふくかぜ予防接種費の一部を一人につき2回分助成します。		
		接種率	75.0%	85.0%
55 新規	HPVワクチン男性接種費助成（区独自） [保健予防課]	小学6年生（12歳相当）から高校1年生（16歳相当）の男性を対象に、HPVワクチンの接種費を助成します。		
		接種を開始した人の割合	5.0%	15.0%

4 小児医療の確保

区内の医療機関や医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、子供や子育て家庭が安心して医療を受診できる体制を確保します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
56	かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進 [健康課]	医療マップの配布や講演会を通して、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着を図ります。		
		かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進	実施	実施
57	台東区準夜間・休日こどもクリニック [健康課]	平日の準夜間や休日における小児科の初期救急医療を実施します。		
		台東区準夜間・休日こどもクリニック	実施	実施

5 経済的負担の軽減

各種手当の支給や助成を行うことで、妊娠・出産・子育てに伴う子育て家庭の経済的負担の解消、軽減を図ります。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
58	子ども医療費助成 [子育て・若者支援課]	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の保険診療医療費の自己負担分を入院時の食事代も含め助成します。		
		助成件数	377,100件	実施
59	児童手当 [子育て・若者支援課]	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育する父または母等に手当を支給します。		
		受給者数（年度末時点）	14,200人	実施
60	弱視等治療用眼鏡助成 [子育て・若者支援課]	9歳未満の児童を対象に健康保険の適用となった弱視等治療用眼鏡等の更新や修理に係る費用の一部を助成します。		
		助成件数	10件	実施
61	にぎやか家庭応援プラン [子育て・若者支援課]	第3子以降の児童について、ライフステージの節目となる出生、小中学校入学時に祝品を贈呈します。		
		祝品支給件数	300件	実施
62	私立幼稚園保護者補助 [庶務課]	私立幼稚園の保護者負担を軽減するため、入園料や保育料等に対して補助します。		
		補助園児数	6,468人	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
63 新規	補助教材費等支援 [学務課]	教育環境の充実と子育て支援の更なる充実を目的に、区立小中学校へ通う児童・生徒等が学校の教育活動において使用する補助教材や学用品費等に係る費用を支援します。		
		補助教材費等支援	—	実施
64	子育てのための施設等利用給付 [庶務課] [学務課] [児童保育課]	幼児教育・保育の無償化の一環として、保育の必要性の認定を受けた児童が、幼稚園、こども園の預かり保育や基準を満たした認可外保育施設等を利用した際に要する費用を上限額の範囲内で支給します。また、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園等については、上記に加え、在籍している児童が当該施設を利用した際に要する費用を上限額の範囲内で支給します。		
		支給件数	14,714件	実施
65 新規	保育所等副食費等支援 [庶務課] [学務課] [児童保育課]	子育て支援の更なる充実を目的に、認可保育所、認定こども園、幼稚園の副食費や給食費を支援し、保護者負担の軽減を図ります。		
		副食費等支援	実施	実施
66 新規	小中学校給食食材等支援 [学務課]	学校給食の安定的な提供と食育の更なる推進を目的に、区が区立小中学校給食食材の調達を支援します。また、区内在住の特別支援学校在籍児童・生徒の給食費を支援し、保護者負担の軽減を図ります。		
		給食食材等支援	実施	実施
86 新規 再掲	区立幼稚園（弁当給食） [学務課]	59ページ参照		

基本目標 3

教育・保育環境を整備する

1 就学前教育の推進

就学前児童一人ひとりがそれぞれの発達に応じて健やかに成長することができるよう、区内の各幼稚園・保育園・こども園において、各園の特色を生かした就学前教育を推進します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
67 ◎	幼児教育共通カリキュラムの推進 [教育支援館]	「台東区幼児教育共通カリキュラムちいさな芽」に基づき、カリキュラムの実践を推進します。また、国において平成29年3月に改訂された「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」等の基本的な考え方を踏まえ、カリキュラムを一部改訂し、区内の幼稚園・保育園・こども園における一層の推進を図ります。		
		新たな実践事例の検証	6事例	6事例
68 新規	とうきょう すくわくプログラム [学務課] [児童保育課] [指導課]	子供の豊かな育ちをサポートするため、保育所、幼稚園等において、子供の興味・関心に応じた探究活動への取組を支援します。		
		とうきょう すくわくプログラム	推進	推進
69	幼児の体力向上支援 [庶務課] [学務課] [児童保育課] [教育支援館]	幼児の基礎体力向上と職員の指導力の向上を図るため、区立の幼稚園・保育園・こども園にスポーツ専門指導員を派遣するとともに、私立幼稚園・保育園・こども園における幼児の体力向上に関する取組を支援し、運動習慣の定着を図ります。		
		①スポーツ専門指導員の派遣園数 ②私立園に対する補助件数	①23園 ②43件	①23園 ②44件
70	就学前施設における読書活動の推進 [庶務課] [学務課] [児童保育課]	子供の発達段階に応じた、教育・保育を着実に行的っていくため、区立の幼稚園・保育園・こども園に配備している絵本等の充実を行い、読書活動の推進を図ります。		
		就学前施設における読書活動の推進	実施	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
71 ◎	就学前施設における特別支援教育の推進 [学務課] [教育支援館]	区立幼稚園・保育園等の就学前施設での受け入れにおいて、特別な教育的支援を必要とする幼児が安全安心な環境で教育・保育を受けられるよう、就園相談を行うとともに、特別支援教育支援員を配置し、教育環境の充実を図ります。		
		①支援員の配置 (幼稚園・こども園) ②支援員の配置 (保育園・こども園 [長時間]) ③就園相談	①実施 ②実施 ③実施	①実施 ②実施 ③実施
72	幼児運動教室 [スポーツ振興課]	幼児に幼児期特有の体の使い方を教え、幼児期から運動する習慣が身に付くよう、就学前の児童を対象とする運動教室を実施し、子供の体力を向上させます。		
		参加者数	延べ3,400人	延べ4,000人
73 ◎	私立幼稚園への助成 [庶務課]	幼児教育の充実を図るため、私立幼稚園や私立幼稚園連合会が実施する教育相談、教育活動の推進等の事業に係る経費の一部を補助します。		
		補助団体数	8団体	8団体

2 多様な保育サービスの展開

子育て家庭のニーズに応じた、多様な保育サービスを提供します。

また、いずれの保育サービスにおいても、子育て家庭のニーズを踏まえた適切な定員を確保します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
74 新規 ★ ◎	保育提供体制の整備 [児童保育課]	保育所待機児童ゼロを維持するとともに、就学前人口の動向や保護者の就労状況等により変化する保育ニーズに対応していくため、適切な保育提供体制を整備します。		
		保育提供体制の整備	実施	実施
75 ◎	認証保育所運営費助成 [児童保育課]	0歳児保育や長時間保育等の多様な保育ニーズに対応する認証保育所に対し、運営費の補助を行います。		
		助成件数	7件	実施
76 ★ ◎	延長保育 [児童保育課]	保護者の就業・就労形態を考慮した保育ニーズに対応するため時間を延長して保育を実施します。		
		実施施設数	66園	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
77 ★ ◎	一時保育 [児童保育課]	保護者の不定期な仕事や通学、病気、出産、看護等で子供の世話ができない時の一時保育サービスを推進します。		
		実施施設数 (定員数)	5か所 (34人/日) ※緊急枠を含む	実施
78 ★ ◎	休日・年末一時保育 [児童保育課]	保育園が休日となる、日曜、祝日、年末に保育が必要な子供を預かり保育します。		
		実施施設数 (定員数)	1か所 (50人/日)	実施
79 新規 ★ ◎	(仮称)未就園児通園支援 [児童保育課]	保育所等を利用していない子供を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園支援事業を実施します。		
		実施施設数 (定員数)	—	実施
80 ★ ◎	病児・病後児保育 [児童保育課]	子供が病気の回復期にあり集団保育が困難な期間、専用施設において預かります。また、病気やけがのため、民間事業者によるベビーシッターを利用した際の費用を助成します。		
		①施設型病後児保育 (実施施設数・定員数) ②居宅訪問型病児・病後児保育 利用料助成人数	①1か所 (4人/日) ②延べ67人	①実施 ②実施
81 ★ ◎	いっとき保育 [子ども家庭支援センター]	保護者のリフレッシュ等を目的として、時間単位で子供を保育することにより、子育てをしている保護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。		
		実施施設数 (定員数)	2か所 (22人/時間)	実施
82 新規 ◎	ベビーシッター利用支援 [子ども家庭支援センター]	保護者のリフレッシュ等を目的として、ベビーシッターを利用した際の利用料の一部を支援することで、子育て世帯が抱える育児ストレスや子育てに関する不安、負担の軽減を図ります。		
		利用保護者数 (利用時間数)	798人 (延べ52,400時間)	実施
83 ★ ◎	ショートステイ [子ども家庭支援センター]	子供を養育する保護者が、就労、疾病等の理由で一時的にその子供を家庭で養育できない場合に、短期的な宿泊を伴う養育を実施します。		
		実施施設数 (利用日数)	2か所 (延べ488日)	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
84 ★ ◎	トワイライトステイ [子ども家庭支援センター]	子供を養育する保護者が、就労等の理由で一時的にその子供を家庭で養育できない場合に、午後5時から午後10時まで施設で養育を実施します。	1か所 (延べ75日)	実施
85 新規 ★ ◎	幼稚園預かり保育 推進 [庶務課] [学務課]	預かり保育（定期利用）を区立幼稚園全園で実施するとともに、私立幼稚園に対し、預かり保育事業実施に係る経費の一部を補助します。	①5園 ②6園	①10園 ②実施
86 新規	区立幼稚園（弁当給食） [学務課]	アレルギーや宗教上等の理由から弁当持参が必要な場合を除き、週5回の弁当給食を実施します。	—	実施
87	生涯学習センター こども室運営 [生涯学習課]	子育て中の保護者の学習・社会参加を支援するため、こども室を活用し、保育が必要な幼児を一時的に保育する場を提供します。	実施	実施
88	区の施設で行う行事等における託児サービスの提供 [関係全課]	区の施設で行う行事や区が主催する行事等において、保護者が安心して行事等に参加できるよう、託児サービスを推進します。	実施	実施
213 再掲 ★ ◎	ファミリー・サポート・センター運営 [子ども家庭支援センター]	82ページ参照		

3 教育・保育サービスの質の向上

保育士等の人材確保、育成や各幼稚園・保育園・こども園の適切な評価等を行うことで、教育・保育サービスの質の向上を図ります。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
89 ◎	教育・保育に関わる 人材の育成・養成・ 研修 [関係全課]	教育・保育に関わる人材の育成・養成・研修を通して、施設等量的充実だけでなく、質的な充実も図ります。	実施	実施
90 ◎	保育士等人材確保 [庶務課] [学務課] [児童保育課]	私立認可保育所等に対し、保育士等のために宿舍を借り上げた際の経費の一部及び保育士資格を有しない職員の資格取得のための試験料・受講料等の一部を補助します。また、私立認可保育所等に対し、就職説明会等の開催に要した経費の一部を補助します。	①4,804件 ②24件 ③1件	①実施 ②実施 ③実施
91 ◎	保育士等処遇改善 [学務課] [児童保育課]	区内の認可保育所や認証保育所等が行う保育士等職員の賃金改善に要する費用の一部を補助します。	①4か所 ②62か所	①実施 ②実施
92 ◎	私立保育所・こども 園等振興 [学務課] [児童保育課]	私立保育所・こども園及び地域型保育施設に対し、保育内容の一層の充実を図るため、国や都の基準を超えて支援を行います。	①2か所 ②36か所 ③19か所	①実施 ②実施 ③実施
93 ◎	保育所等給食管理 [学務課] [児童保育課]	公設公営保育園・こども園11園において、0歳児から5歳児、各年齢に見合った栄養管理、衛生管理された、おやつを含む給食の提供を行います。	実施	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
94	福祉サービス評価事業（第三者評価） [子育て・若者支援課] [学務課] [児童保育課]	保育所等の利用者への情報提供とサービスの質の向上を図るため、保育所等が提供するサービスについて、東京都の第三者評価システムに基づき、自己評価及び第三者評価を実施します。認証保育所には、評価受審のための支援を行います。		
		実施施設数 ①区立こども園 ②区立認可保育所 ③その他施設	①2か所 ②3か所 ③1か所	①実施 ②実施 ③実施

基本目標 4

子供・若者のすこやかな成長を支援する

1 安心して過ごせる居場所づくり

子供・若者が遊びや学びを通じて健やかに成長することができるよう、地域において子供・若者が安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

新たに（仮称）北上野二丁目福祉施設に、子供・若者の居場所や相談支援を行う場を整備します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
95 新規 ★	（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備（交流の場） [子育て・若者支援課] [子ども家庭支援センター] [障害福祉課] [松が谷福祉会館] [保健サービス課]	誰もが気軽に立ち寄り、相談できる場を整備し、利用者間の交流やつながりを生み出していくとともに、学校や家庭以外の居場所を提供し、子供・若者の悩みや困りごとに対する早期発見及び早期対応につなげます。		
		（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備（交流の場）	検討	実施
96 ★ ◎	こどもクラブ運営 [児童保育課]	共働き家庭等の児童に対し、放課後や長期休業中において、宿題、遊び、休息、おやつ提供、体調管理等を通じて、基本的な生活習慣の確立と自立に向けた支援を行うことで、健全な育成を図ります。		
		①こどもクラブの設置（民設民営を含む） ②高学年障害児対応のクラブ	①28か所 ②13か所	①実施 ②実施
97 ◎	放課後子供教室運営 [児童保育課]	実施小学校の全ての児童を対象に、特別教室や校庭、体育館等を活用し、学習や交流活動、スポーツ文化活動等の多様な体験・活動の機会を提供します。また、各校におけるニーズを踏まえ、実施時間の拡大を検討します。		
		実施校数	15校	推進
98 ◎	児童館運営 [児童保育課]	児童館を運営し、子供達が安心して過ごすことができる居場所を提供します。また、小学校高学年の居場所や中高生専用の利用時間を設け、様々な活動を支援します。		
		①児童館数 ②中高生タイムの実施	①8館 ②2館	①実施 ②実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
99	遊びの指導の充実 [児童保育課]	日常の児童館活動や出前児童館活動等で様々な遊びを提供し、子供達の自由に遊ぶ力を伸ばします。また、子供達の異年齢交流を促進し、子供のリーダー育成に取り組みます。		
		遊びの指導の充実	実施	実施
100	出前児童館活動 [児童保育課]	公園や公共施設等を利用した幼児タイムや下町こども工房等を実施します。これらの活動を通して、子供達の遊びを充実させるとともに地域との連携を深め、子育てを支える協力関係を築きます。		
		出前児童館活動	実施	実施
101	子供参画の推進 [児童保育課]	児童館活動において、定期的なこども会議の開催等により、子供達の意見や提案を児童館の運営や事業に取り入れ、主体的な運営への参画を推進します。		
		子供参画の推進	実施	実施
102	障害児放課後対策 [障害福祉課]	重度の障害児等を受け入れる放課後等デイサービス事業者の支援を行います。		
		助成件数	1件	1件
103	魅力ある公園の整備 [公園課]	地域の特色や、利用者の意見等を踏まえ、自然環境に配慮しながら子育てやバリアフリー、防災機能の強化等様々な視点で公園を整備することにより、地域の憩いの場となり、安全で快適に利用できる魅力ある公園を提供します。		
		整備園数（累計）	26園	41園
144 再掲 ◎	スポーツひろば [スポーツ振興課]	70ページ参照		
221 再掲 ◎	子供育成活動支援 [子育て・若者支援課]	83ページ参照		

2 学ぶ環境の整備

子供・若者が世界に飛躍し未来を創造する人材となるよう、一人ひとりの個性・能力を伸ばす多様な学びの環境を整備します。

また、まち全体を人が成長するための環境として捉え、本区の財産である豊かな文化や歴史、伝統等の特色を生かした教育を推進します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
104 ◎	学力向上推進ティーチャー [指導課]	区立小中学校に非常勤講師を配置し、きめ細かな学習機会の提供や放課後を活用した学習指導等を行い、児童・生徒の確かな学力向上を図ります。		
		配置校数	区立全小中学校	区立全小中学校
105 新規	エデュケーション・アシスタントの配置 [指導課]	教員の働き方改革の一環として、区立小学校に、学年・学級の経営上必要な業務全般の補助等を行うエデュケーション・アシスタントを配置し、教員の負担軽減及び学校の組織体制の充実を図ることで、児童の学習環境を向上させます。		
		配置校数	区立全小学校	区立全小学校
106 新規	スクール・サポート・スタッフの配置 [指導課]	教員の働き方改革の一環として、区立小中学校に、教員の資料作成や授業準備等を補助するスクール・サポート・スタッフを配置し、教員の負担軽減を図ることで、教員が指導・教材研究等に注力できる体制を維持・向上させます。		
		配置校数	区立全小中学校	区立全小中学校
107 新規	副校長補佐の配置 [指導課]	教員の働き方改革の一環として、区立小中学校に、副校長の業務や対応を補助する副校長補佐を配置し、負担軽減を図ることにより、副校長が本来担う教員の人材育成機能等を強化し、子供達の生活環境や学習環境の向上につなげます。		
		配置校数	区立全小中学校	区立全小中学校
108	教育活動アシスタント [指導課]	区立小中学校における教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図るため、教員を志望する大学生等のボランティア指導者や理科教育に関心の高い者を活用し、教員の負担軽減を図ります。		
		派遣回数 ①区立小学校 ②区立中学校	①1,330回 ②230回	①1,330回 ②230回
109	台東区総合学力調査 [指導課]	一人ひとりの学習状況に対応し、確かな学力の向上を図り、授業改善に役立てるため、総合学力調査を実施します。		
		台東区総合学力調査	実施	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
110 新規	TAITOフューチャースクール（新しい時代の学校創り） [指導課]	区立学校の「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、外部の有識者や校長等による検討委員会を設置し、令和6年度から8年度までの3年間における研究モデル校の実践を踏まえ、これからの時代を見据えた学校教育と教育環境について検討し、その成果を学校に広げます。		
		TAITOフューチャースクール（新しい時代の学校創り）	実施	—
111 新規	学校教育の情報化推進における教員育成 [庶務課] [指導課]	ICTを活用した教育に関する教員の指導力向上を目的とした研修・研究の機会を確保し、ICT活用のリーダーとして各校の情報化推進、並びに各教員の情報化推進に対する意識啓発に取り組むとともに、ICT支援員を派遣して、その取組を支援します。		
		研修会等	実施	実施
112	小中学校ICT教育の推進 [庶務課] [指導課]	ICT機器を活用した授業を実施することで、児童・生徒の授業に対する関心や意欲、理解度を高め、情報活用能力の育成を図るとともに、情報モラル教育も行います。また、それらに必要なICT教育環境を整備します。		
		小中学校ICT教育の推進	推進	推進
113 新規	ICTを活用した学習の推進 [生涯学習課]	ICTを活用した学びの充実を推進し、より多くの区民に学習の場やきっかけを提供していくことを目的とした講座を実施します。		
		講座	2回	2回
114	小中学校図書環境整備 [庶務課] [指導課]	国語力の向上を図り、情操教育効果を高めるため、文部科学省設定の学校図書標準を超えた区立小中学校図書館の蔵書の更なる充実を図り、児童・生徒の読書活動を推進します。		
		①図書館の蔵書整備 ②ボランティア指導員の配置 ③学校図書館司書の配置日数	①実施 ②実施 ③小学校週1回 中学校週1回	①実施 ②実施 ③小学校週2回 中学校週2回
115	小中学校における環境教育 [指導課]	地域における清掃・美化・リサイクル活動への参加や施設見学会の実施等、区立小中学校において体験や実践による教育活動を通じ、児童・生徒の環境に対する意識の向上と実践力の育成を図ります。		
		①清掃・美化・リサイクル活動 ②清掃施設見学会の実施	①実施 ②区立全小学校	①実施 ②区立全小学校
116 新規	主権者教育の推進 [指導課]	選挙年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、区立小中学校の児童・生徒に対し、参政権や政治に関する教育を推進し、児童・生徒の社会参画意識を向上させます。		
		主権者教育の推進	推進	推進

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
117 ◎	特別支援教育の推進 [学務課] [指導課] [教育支援館]	子供一人ひとりが個々のニーズに応じた教育を受けられるよう、就学・通級相談等を通じて適切な教育環境につなげます。また、特別支援教育支援員の適正配置や教員向け研修会等による指導力の向上等、教育的支援の充実を図ります。		
		①就学支援シートの活用 ②特別支援コーディネーター研修 ③初任者研修（特別支援教育） ④支援員の配置	①実施 ②3回 ③1回 ④実施	①実施 ②3回 ③1回 ④実施
118 新規	特別支援学級の整備 [学務課]	様々な障害のある子供達とその能力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育に係る学びの場を整備します。整備にあたっては、在籍者数の推移等を踏まえて計画的に行い、特に自閉症・情緒障害特別支援学級については、令和8年4月に石浜小学校、令和9年4月に御徒町台東中学校に新設します。		
		学級整備	①知的障害特別支援学級 （小学校4校・中学校2校） ②自閉症・情緒障害特別支援学級 （未設置） ③通級指導学級（難聴・言語） 小学校（難聴）1校・（言語）1校 中学校（難聴）1校 ④特別支援教室 （区立全小中学校）	推進
119	英語教育の充実 [指導課]	区立小中学校に外国語指導助手を派遣し、ネイティブの英語にふれあう機会を設けることで、児童・生徒の英語活用能力と国際感覚を養います。		
		ALT派遣回数 ①区立小学校 ②区立中学校	①延べ1,101回 ②延べ388回	①延べ1,101回 ②延べ388回
120	グローバル教育の推進 [指導課]	区立小学校において、東京都の体験型英語施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY」での校外学習を実施するとともに、区立中学校の希望生徒を対象に夏休み期間を利用した英語体験学習プログラム「English Summer School」を実施し、将来に向けてグローバルな視点で課題を解決しようとする、こころざし高い人材を育てます。また、区立中学校の代表生徒を海外に短期留学させ、現地校における授業体験、施設観察、その他現地の生徒やその家族と生活・学習等の相互交流を通して、グローバル教育を推進します。		
		①TOKYO GLOBAL GATEWAYの体験 ②English Summer Schoolの開催 ③海外短期留学	①実施 ②実施 ③実施	①実施 ②実施 ③実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
121	魅力ある教育活動の推進 [指導課]	地域の文化や地域住民との関わりを生かした教育、これからの時代に必要な能力を育てる教育、本区における江戸の伝統文化を大切にする教育、花育に関する取組等、学校園の創意工夫を生かした魅力ある教育活動の推進を図ります。		
		魅力ある教育活動の推進	推進	推進
122	学びのキャンパスプランニング [指導課]	区内の博物館・美術館等の文化施設や、本区にゆかりのある企業・団体・学識経験者等と連携して「台東区学校教育ビジョン」の実現に向けたプランを作成します。学校園では自校園に合ったプランを選択し、実施します。		
		プラン数	143プラン	145プラン
123 ◎	連携の日 [指導課]	幼稚園・保育園・こども園と小学校、小学校と中学校の円滑な接続を図るため、教職員の相互理解や幼児・児童・生徒の交流のきっかけをつくります。		
		連携の日	2回	2回
124	土曜学校公開 [指導課]	保護者や地域の方に学校の授業を公開する土曜学校公開を各校で実施し、開かれた学校づくりを進めます。		
		土曜学校公開	実施	実施
125 ◎	学校運営連絡協議会 [庶務課]	開かれた学校づくりを進めるため、学校運営について校園長と地域の関係者、保護者が意見交換をする場を設け、保護者や地域からの評価をもとに、学校運営の改善・充実を図ります。		
		①協議会 ②学校評価の実施	①1校園あたり 3回 ②全校園	①1校園あたり 3回 ②全校園
15 再掲	学校教育相談員の配置 [指導課]	47ページ参照		
18 再掲 ◎	教育相談 [教育支援館]	48ページ参照		
19 再掲	生活指導相談学級の運営 [教育支援館]	48ページ参照		
20 再掲	ふれあいパートナー派遣 [教育支援館]	48ページ参照		

3 社会参画・多様な活動機会の充実

子供・若者が地域や社会に参画したり、活動したりできる機会や場を充実することで、子供・若者の創造性やたくましく生きる力を育みます。

また、子供・若者が地域や社会の担い手として成長することができるよう、地域の様々な世代と関わる機会を設けます。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
126	乳幼児とふれあう 機会の充実 [児童保育課] [指導課]	中高生が子育ての喜びや楽しさを体験できるように、日常の児童館活動で、中高生と乳幼児親子の交流を支援します。また、学校・幼稚園・保育園・こども園で実施する職場体験等の進路指導・助言を行います。		
		①「中高生と赤ちゃんのふれあい事業」 ②職場体験	①実施 ②実施	①実施 ②実施
127	中学校職場体験 [指導課]	中学生に、地域の商店、企業等で仕事の体験をさせることにより、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観、職業観を育成します。		
		中学校職場体験	実施	実施
128	小中学校ふれあい学習 [指導課]	地域の人材や教材を学校の教育活動に導入し、人々とふれあいことにより、児童・生徒に地域社会の一員としての自覚や地域を愛する心を育てます。		
		小中学校ふれあい学習	実施	実施
129	子供の文化教育の 充実 [指導課]	学校の教育活動の一環として、文化施設や文化団体との連携により、児童・生徒が本物の芸術文化に触れられる機会を提供します。		
		①小学校演劇鑑賞教室 ②小学校音楽鑑賞教室 ③中学校音楽鑑賞教室	①実施 ②実施 ③実施	①実施 ②実施 ③実施
130 新規	電子図書の活用 [中央図書館]	電子図書を導入し、デジタル社会に対応した読書の機会を提供することにより、学校及び図書館等における子供の読書活動を推進します。		
		電子図書サービスの導入	検討	実施
131 新規	(仮称)アクティブ ラーニングルーム の設置と活用 [中央図書館]	主に小学校高学年以上の子供が、図書資料やインターネットを活用して話し合いながら学習や課題解決に取り組むことができるスペースを設置します。		
		(仮称)アクティブ ラーニングルームの設置	検討	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
132	子供の読書活動推進 [中央図書館]	子供が読書に親しめるよう、おはなし会等の子供向け事業を実施するとともに、読み聞かせや学習等に役立つよう、保育園、幼稚園、小中学校、児童館及びこどもクラブ等への団体貸出を推進します。		
		①おはなし会等の活動 ②団体貸出	①250回 ②実施	①260回 ②実施
133	まちかど図書館管理運営 [中央図書館]	公共施設内にまちかど図書館を設置し、地域住民や子供が気軽に立寄ることができる場所を提供します。		
		まちかど図書館の設置	2か所	2か所
134	環境学習の推進 [環境課]	より多くの区民及び事業者に対し、低炭素化の推進や資源循環、自然環境保全等に関する学習の機会を提供し、環境問題を自ら考え、環境行動の実践ができるよう支援します。環境ふれあい館ひまわりで、子供等を対象とした講演会、講座、イベント等を行います。		
		①環境学習講座 ②環境講演会	①1,178回 ②19回	①1,651回 ②20回
135	青少年教育の推進 [生涯学習課]	小学生から高校生年代までの青少年が、自然体験や創作活動等の異年齢集団の活動を通じて、自主性や創造性、社会性を養い、グループ活動で発揮できる力を育みます。		
		活動日数	64日	64日
136	台東区子供歴史・文化検定 [生涯学習課]	子供達に郷土の歴史・文化の伝承を図り、郷土を愛する心を育むため、「台東区歴史・文化テキスト」を作成・配付します。また、テキストの理解を深めるため、「台東区子供歴史・文化検定」を実施します。		
		①「台東区歴史・文化テキスト」の作成・配付 ②検定	①実施 ②1回	①実施 ②1回
137	台東区の民話と伝承遊びの普及 [生涯学習課]	小学校や幼稚園・保育園を訪問し、本区に伝わる民話や伝説、伝承遊びを子供達に伝える普及活動を実施することで、生まれ育った郷土をよく知り、愛する心を育成します。また、普及活動の充実を図るため、普及委員会・養成講座を実施します。		
		①普及活動 ②普及委員養成講座	①全校園 ②62回	①全校園 ②62回
138	台東区ジュニアオーケストラ [生涯学習課]	青少年教育の一環として、情操教育を重点とした組織的教育活動を推進し、青少年のオーケストラに関する部門の育成を図ります。		
		団員の活動日数	72日	71日
139	上野の森ジュニア合唱団 [生涯学習課]	青少年教育の一環として、情操教育を重点とした組織的教育活動を推進し、青少年の合唱に関する部門の育成を図ります。		
		団員の活動日数	93日	93日

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
140	知る・作る・学ぶ講座 [生涯学習課]	児童・生徒の休日等の自主学習を支援し、学校の授業では時間をかけて学べない内容について学習する場を提供します。		
		講座数 (実施日数)	5講座 (延べ65日)	5講座 (延べ80日)
141	少年少女発明クラブ [生涯学習課]	児童・生徒が、機械工作等の創造・創作活動を通じて、発明や工夫することの楽しさを体験できる場を提供します。		
		実施日数 (参加者数)	57日 (延べ912人)	57日 (延べ1,824人)
142	工作教室 [生涯学習課]	5歳児から小学4年生までの子供達が、ものづくりを通じて創造性を養うことができるような創作活動の場を提供します。		
		実施日数 (参加者数)	10日 (延べ100人)	10日 (延べ200人)
143 ◎	総合体育館個人開放 [スポーツ振興課]	スポーツを始めるきっかけづくりの場として、台東リバーサイドスポーツセンターを個人開放します。		
		参加者数	延べ156,000人	延べ180,000人
144 ◎	スポーツひろば [スポーツ振興課]	スポーツを始めるきっかけづくりの場として、「スポーツひろば」を区立小中学校の一部で、中学生以上の一般向けと小中学生対象の子供向けの事業を実施します。		
		①実施場所数 ②初心者教室	①10か所(累計) ②実施	①10か所(累計) ②実施
145	寿作品展示会 [健康課]	シニアクラブを中心とする高齢者の作品展示とあわせて小学校児童、幼稚園児等の作品を展示し、高齢者の生きがいと仲間づくりの促進、他世代との交流を図ります。		
		作品の展示 ①区立全幼稚園 ②区立全こども園 ③区立全小学校	①出展 ②出展 ③出展	①出展 ②出展 ③出展

4 自立支援の充実

自立に困難を抱える若者が就労や社会参画を行うことができるよう、自立に向けた相談支援等の充実を図ります。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
146 新規 ◆	（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備 （総合相談窓口） [子育て・若者支援課]	妊産婦、子供や39歳までの若者及びその家族からのあらゆる相談を受け、必要に応じて、適切な支援につなげます。		
		（仮称）北上野二丁目福祉施設の整備 （総合相談窓口）	検討	実施
147 ◆	障害者就労支援 [障害福祉課]	一般企業等に就労を希望する障害者に対して職場開拓等の実施、区役所内における就労トレーニングの実施等を行います。		
		就労トレーニング	65回	60回
148 ◆	精神保健福祉相談等 [保健予防課]	こころの病気を抱える人の社会復帰及び自立と社会参加を促進するため、適切な面接相談・訪問指導等を実施します。		
		①こころの健康相談	①41回	①41回
		②発達個別相談	②35回	②35回
157 再掲 ◎ ◆	就業情報の提供 [産業振興課]	74ページ参照		

5 悩みを抱える子供・若者への支援と非行防止

悩みや不安を抱える子供・若者に対する様々な支援を行うとともに、子供・若者の非行防止に取り組みます。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
149 ◆	若者育成支援推進 [子育て・若者支援課]	社会生活を円滑に行う上での困難を有する若者等の問題を解決するため、普及啓発事業や相談窓口を設置し、若者等への相談・支援を行います。		
		①講演会 ②相談件数	①3回 ②211件	①3回 ②実施
150 ◆	若者の居場所づくり [子育て・若者支援課]	積極的支援や早期の就労支援への移行を主とするものではなく、ひきこもりの当事者が、社会参加のきっかけづくりのために通い、コミュニケーションを図る社交の場を提供します。		
		若者の居場所づくり	実施	実施
151 新規 ◆	支援調整会議の設置 [人権・多様性推進課]	困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するため、関係機関や民間団体、その他の関係者により構成される支援調整会議を設置します。		
		支援調整会議の開催	検討	実施
152 新規 ◆	若年層に向けた性的搾取の防止に関する啓発 [人権・多様性推進課]	若年層に対する性的搾取の防止について、パネル展、ポスター、リーフレット、SNS等、あらゆる広報媒体を活用した啓発を行います。		
		①パネル展 ②リーフレット・チラシ等の配布	①実施 ②実施	①実施 ②実施
235 再掲	飲酒や喫煙・薬物等有害環境への接触の防止活動への支援 [指導課]	86ページ参照		
238 再掲	覚せい剤等乱用防止啓発活動 [生活衛生課]	86ページ参照		
24 新規 再掲	1人1台端末を活用した子供の相談窓口 [教育支援館]	48ページ参照		

基本目標 5

子供や家庭の状況に応じて支援する

1 生活困窮家庭への支援

生活困窮状態にある子育て家庭に対し、子供の医療面や学習面、就労への支援等、様々な面から支援を行います。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
153 新規 ◎	入院助産 [子育て・若者支援課]	保健上、必要があるにもかかわらず、経済的な事情で入院して出産することができない場合に、指定の病院での入院・出産を助成します。		
		助成件数	3件	実施
154 ◎	奨学給付金 [子育て・若者支援課]	経済的事由により児童を高等学校等に進学させることが困難な保護者に対し、高等学校等における教育に係る経費の一部に充てるための奨学金を支給します。		
		支給件数	120件	実施
155 ◎ ◆	生活保護受給者・生活困窮者の自立促進 [保護課]	生活保護受給者、生活困窮者に対して、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、個々の状況に応じた就労支援や生活支援を行い、自立を支援します。また、生活リズムが崩れている等、就労に向け準備が必要な方を対象として、各種セミナーや就労体験等の「就労準備支援事業」を実施し、一般就労に向けて日常生活習慣の形成への支援を行います。		
		生活保護受給者 ①就労支援利用者数 ②就労準備支援利用者数 生活困窮者 ③就労支援利用者数 ④就労準備支援利用者数	①240人 ②30人 ③100人 ④2人	①実施 ②実施 ③実施 ④実施
156 ◎	学習支援 [保護課]	生活に困窮している家庭に対して学習支援員を派遣し、子供の学習に関する相談や助言等の支援を行います。		
		支援生徒数 (訪問調査回数)	35人 (延べ100回)	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
157 ◎ ◆	就業情報の提供 [産業振興課]	内職を希望する者に対し、内職の相談に応ずるとともに、条件にあった仕事のあっ旋を行います。また、就職を目指している、もしくは就職に不安のある若者等に対して、今後の就職活動や人生設計の一助となるようなセミナーを実施します。		
		①内職あっ旋 ②セミナー	①45人 ②9回	①実施 ②5回
158 ★ ◎	幼稚園・保育園・こども園等教材費等補助 [庶務課] [学務課] [児童保育課]	幼稚園及び保育所、こども園に通う子供の保護者が支払うべき教材費・行事費・給食費等、教育・保育に必要な費用について、一定の要件を満たす世帯を対象に、その費用の全部または一部を助成します。		
		補助園児数 ①教材費・行事費 ②給食費（私立幼稚園）	①6人 ②84人	①実施 ②実施
159 ◎	就学援助 [学務課]	小中学校の児童・生徒の学用品費や移動教室費等、学校で必要な費用の支払いが経済的理由により困難な保護者に対して、その費用の一部を援助します。		
		援助者数 ①小学生 ②中学生 ③新入学予定者	①1,043人 ②571人 ③68人	①実施 ②実施 ③実施
160 ◎	進学支援貸付事務 [福祉課]	中学3年生または高校3年生（またはこれに準じる方）を養育していて、一定の要件を満たす世帯を対象に、学習塾等受講や高校・大学受験に必要な費用の貸付を行います。 ※区は、申請受付及び相談業務を台東区社会福祉協議会に委託しています。また、貸付決定は東京都社会福祉協議会が行います。		
		貸付件数	150件	実施
221 再掲 ◎	子供育成活動支援 [子育て・若者支援課]	83ページ参照		
17 再掲 ◎	スクールソーシャルワーカーの配置 [教育支援館]	48ページ参照		

2 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が経済的に困窮せず、安心して子育てができるよう、各種手当の支給や助成、相談支援等を行います。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
161 ◎	ひとり親家庭就業支援 [子育て・若者支援課]	ひとり親家庭の就業を支援するため、対象教育訓練講座受講費の一部、資格取得のための修業訓練中及び終了時の給付金、親又は子の高等学校卒業程度認定試験の対策講座受講費の一部を給付します。		
		給付件数 ①自立支援教育訓練給付 ②高等職業訓練促進 ③高等学校卒業程度認定取得支援	①1件 ②6件 ③0件	①実施 ②実施 ③実施
162 ◎	自立支援プログラム策定 [子育て・若者支援課]	ひとり親家庭（離婚前を含む）の親に対し、自立支援プログラム策定員によるカウンセリング、プログラム策定、ハローワーク等関係機関との連絡調整、面接指導等を行い、自立及び就労を支援します。		
		プログラム策定数	100件	実施
163 新規 ◎	養育費受け取り支援 [子育て・若者支援課]	養育費の受け取りを支援するため、意識啓発、相談支援、公正証書作成や家事調停・審判申立費用の助成、裁判外紛争解決手続（ADR）利用の助成を行います。		
		助成件数	20件	実施
164 ◎	ひとり親家庭医療費助成 [子育て・若者支援課]	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育する父、母又は養育者とその児童に係る保険診療医療費の自己負担分の全部又は一部を助成します。		
		助成件数	14,400件	実施
165 ◎	児童育成手当 [子育て・若者支援課]	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（児童に障害がある場合は20歳未満まで）を養育する父、母又は養育者に手当を支給します。		
		受給者数（年度末時点）	1,180人	実施
166 ◎	児童扶養手当 [子育て・若者支援課]	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（児童に中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）を養育する父、母又は養育者に手当を支給します。		
		受給者数（年度末時点）	750人	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
167 ◎	母子生活支援施設 [子育て・若者支援課]	児童の養育が十分にできない場合に居室の提供（入所）及び母子支援員による生活援助を行いながら、抱えている諸問題の解決を図ります。また、関係機関と連携して地域で生活することを目指して様々な支援を行います。		
		母子生活支援施設	実施	実施
168 ◎	母子福祉協議会助成 [子育て・若者支援課]	台東区母子寡婦福祉協議会の会員相互の生活向上と福祉増進を図り、母子家庭に対する自立促進の指導を行う会の活動を支援するため、補助金を支給します。		
		共催事業	50回	実施
169 ◎	ひとり親家庭ホームヘルプサービス [子育て・若者支援課]	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、必要な援助を行います。		
		利用世帯数 （利用時間数）	延べ8世帯 （延べ455時間）	実施
170	ひとり親家庭レクリエーション [子育て・若者支援課]	台東区母子寡婦福祉協議会と共催で、交通遺児家庭等ひとり親家庭を無料招待し、関東近辺のレジャー施設等にバスで日帰りのレクリエーションを開催します。		
		レクリエーション	2回	2回
171 ◎	母子及び父子福祉資金貸付事務 [子育て・若者支援課]	母子及び父子家庭の経済的自立と安定した生活を維持するために、生活資金、修学資金、就学支度資金等の貸付けを行います。		
		新規貸付件数（年度末時点）	30件	実施
172 新規 ◎	入居相談窓口（住宅セーフティネットの推進） [住宅課]	民間賃貸住宅への入居を希望しているが、お部屋が見つからない等住宅探しにお困りのひとり親世帯の方等を対象に、協力不動産店等と連携して住まい探しの相談を行います。		
		入居相談窓口 （住宅セーフティネットの推進）	実施	実施
173 ◎	ひとり親家庭住み替え居住支援（高齢者等住み替え居住支援） [住宅課]	ひとり親世帯等が民間賃貸住宅を自己の都合や責任によらない理由で立ち退いて、区内の別の民間賃貸住宅に転居する際に係る費用の一部を助成します。		
		助成件数	3件	4件
174 ◎	ひとり親家庭家賃等債務保証（高齢者等家賃等債務保証） [住宅課]	ひとり親世帯等が区内の民間賃貸住宅に転居する際、家賃債務保証会社を利用した場合に支払った保証料の一部を助成します。		
		助成件数	7件	14件
175 ◎	母子及び父子家庭への相談支援 [保護課]	配偶者のいない女子及び男子で児童を扶養中の母子家庭等を対象に、児童の健全育成及び健康的、文化的生活の維持を目的として、相談や助言等の支援を行います。		
		相談件数	84件	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
176	はばたき21相談室 [人権・多様性推進課]	生きづらさを抱えている方への心のケアや、女性弁護士による法律相談を行い問題解決へのアドバイスを行います。		
		相談件数 ①こころと生き方なんでも相談 （面談・電話・オンライン） ②女性弁護士による法律相談	①820件 ②135件	①実施 ②実施

3 配慮を必要とする子供への支援

全ての子供が健やかに成長することができるよう、子供一人ひとりの発達・成長段階や特性、希望、子育て家庭のニーズに応じ、きめ細かな支援を行います。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
177	特別児童扶養手当 [子育て・若者支援課]	20歳未満の障害児（者）を養育している方に手当を支給します。		
		受給者数（年度末時点）	120人	実施
178	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト [障害福祉課]	重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師を派遣し一定時間ケアを代替し、家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。		
		派遣回数 （登録者数）	延べ140回 （10人）	実施
179	医療的ケアに対応する事業者への支援 [障害福祉課]	医療的ケアを必要とする障害児が、短期入所や障害児通所支援を利用できるように、運営事業者を支援します。		
		医療的ケアに対応する事業者への支援	実施	実施
180	心身障害児（者）ヘルパー養成 [障害福祉課]	移動支援のサービスの担い手となるガイドヘルパーを確保するため、養成研修を実施します。		
		研修	3回	3回
181	医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置・運営 [障害福祉課]	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。		
		医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置・運営	実施	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
182 新規	医療的ケア児支援のための看護師等の配置 [学務課] [児童保育課]	区立小中学校、幼稚園・保育園・こども園、こどもクラブ及び放課後子供教室に看護師等を配置し、医療的ケア児に対して必要とする医療的ケアを実施します。また、必要に応じて区立小中学校の登下校時に看護師が同行し通学を支援します。		
		医療的ケア児支援	実施	実施
183	心身障害者日中一時支援 [障害福祉課]	障害児等を一時的に預かり、日中における活動の場を提供することにより、見守り及び社会参加に適応するための訓練等を行う一般型の他、高校生以上で医療的ケアが必要な方を対象とした医療的ケア支援型を実施します。		
		利用者数（18歳以下）	671人	実施
184	心身障害児（者）医療費助成 [障害福祉課]	心身障害児（者）が病院、診療所等で診断を受けたとき、窓口で支払う医療保険の自己負担分の全部又は一部を助成します。対象者には申請により受給者証を発行します。		
		助成件数（18歳以下）	1人	実施
185	障害児福祉手当 [障害福祉課]	20歳未満で精神・身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする方に対して手当を支給します。		
		受給者数（18歳以下）	39人	実施
186	重度心身障害者手当 [障害福祉課]	65歳未満の重度障害のある方で、重度の知的障害者で常時複雑な介護を必要とする方、重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われている方等に対して手当を支給します。		
		受給者数（18歳以下）	7人	実施
187	難病患者福祉手当 [障害福祉課]	申請時65歳未満で、国または東京都の定める難病に罹患しており、かつそのことを証明する医療券等をお持ちの方に対して手当を支給します。		
		受給者数（18歳以下）	12人	実施
188	補装具費の支給 [障害福祉課]	身体障害児（者）の日常生活等を容易なものにするため、車いすや義手、義足等の補装具の購入や修理・借受けに要する費用を支給します。		
		支給件数（18歳以下）	40人	実施
189	心身障害者日常生活用具の給付 [障害福祉課]	在宅の障害児（者）及び難病患者等の日常の生活を容易なものとするため、日常生活用具の給付を行っています。		
		給付件数（18歳以下）	14件	実施
190	心身障害児（者）緊急一時保護 [障害福祉課]	在宅で4歳以上65歳未満の心身障害児（者）を介護している保護者又は家族が疾病等により、家庭での介護が困難となった場合に、心身障害児（者）を一時的に保護し、地域生活を支援します。		
		利用者数（18歳以下）	25人	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
191	福祉タクシー及び 自動車燃料費助成 [障害福祉課]	重度障害児（者）で、歩行困難な肢体不自由者又は日常生活上支障がある方の利便を図るために、福祉タクシー利用券を交付します。また、心身障害児（者）又は心身障害児（者）と生計を一にする方が所有し、主に心身障害児（者）のために利用する自家用乗用車の燃料費を助成します。（福祉タクシー利用券か燃料費助成のいずれかを選択。）		
		(18歳以下) ①タクシー券給付者数 ②燃料費助成者数	①61人 ②2人	①実施 ②実施
192	リフト付福祉タクシー [障害福祉課]	車いす又は寝台使用の障害児（者）が、そのまま乗車できるリフト付福祉タクシーの予約手数料、迎車料等を助成しています。あらかじめ登録し、利用日を所定のタクシー会社に直接予約することで、普通タクシーの料金で利用できます。		
		登録者数（18歳以下）	19人	実施
193	生活訓練所 [障害福祉課]	心身障害児（者）を対象に宿泊訓練等の事業を実施している施設を支援し、心身障害児（者）の地域社会での自立生活の促進を目指します。		
		利用者数（18歳以下）	3人	実施
194	心身障害者通所訓練助成 [障害福祉課]	心身障害児を対象に、日常生活上の基本動作等の指導及び集団生活への適応訓練等の事業を実施する施設を支援し、心身障害児の自立生活の促進を目指します。		
		通所者数（18歳以下）	10人	実施
195	障害福祉サービス [障害福祉課] [保健予防課]	障害児（者）が地域生活を行うにあたり必要なサービスを提供することで障害者の自立と社会復帰の促進を図るとともに、障害児（者）の家族の福祉の向上を図ります。		
		障害福祉サービス	実施	実施
196	障害者移動支援 [障害福祉課] [保健予防課]	屋外での移動が困難な障害者にガイドヘルパーを派遣し、地域における自立生活及び社会参加を支援します。		
		利用者数（18歳以下）	44人	実施
197	発達相談 [保健サービス課]	発育の心配や発達の遅れがある子供の早期発見や相談を目的に、グループワークや個別のアドバイスを実施します。また、必要時には専門の療育機関に紹介します。		
		発達相談	36回	36回
198	こども療育 [松が谷福祉会館]	心身の発達に心配のある子供及び障害のある子供へ早期に適切な支援（療育）や保護者への相談支援を行います。		
		①通所児童数 ②相談児童数	①160人 ②350人	①実施 ②実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
199 新規	児童発達支援センターの整備 [松が谷福祉会館]	（仮称）北上野二丁目福祉施設の機能の一つとして、障害児やその家族からの相談対応や、障害のある乳幼児を預かる保育園等への援助・助言を行う等、専門機能を活かして児童発達支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターの整備を進めます。		
		児童発達支援センターの整備	推進	完了
200 新規	保育所等訪問支援 [松が谷福祉会館]	集団生活を営む保育所等の施設を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。		
		保育所等訪問支援	検討	実施

4 外国にルーツをもつ子供への支援

外国にルーツをもつ子供や子育て家庭が本区で安心して生活を送ったり、子育てをしたりできるように、日本語学習支援や外国語による情報提供、相談支援等を行います。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
201	外国人相談 [くらしの相談課]	タブレット端末を活用した通訳と外国人通訳による総合相談を行います。		
		相談件数 ①総合相談 ②タブレット端末相談	①40件 ②2,000件	①実施 ②実施
202 新規 ◎	子供日本語教室 [人権・多様性推進課]	日本語の理解が十分でない、外国にルーツのある学齢期の子供の日本語学習支援を行うことで、学校生活等で求められる必要最低限の基礎的な日本語の習得を促し、スムーズな学習につなげます。		
		子供日本語教室	36回	実施
203	外国人とのコミュニケーションのための日本語講座 [人権・多様性推進課]	外国人と日本語でコミュニケーションを取るための「やさしい日本語」や、外国人に対する日本語学習支援の方法等を学ぶ講座を開催します。		
		外国人とのコミュニケーションのための日本語講座	20回	実施
204	多言語情報紙の発行 [人権・多様性推進課]	在住外国人に対し、時期に合わせて暮らしに役立つ情報をやさしい日本語・英語・中国語・韓国語で提供します。		
		多言語情報紙の発行	4回	4回

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
205	外国人のための生活便利帳の配布 [人権・多様性推進課]	在住外国人に対し、台東区で生活する上で必要な行政情報を英語・中国語・韓国語で提供します。		
		外国人のための生活便利帳の配布	実施	実施 (3年毎改訂)
206 ◎	保護者面談等通訳派遣 [教育支援館]	日本語の理解が不十分な子供や保護者に対し、区立学校園での保護者面談、教育相談室が行う相談業務、スクールソーシャルワーカーの家庭訪問、5歳児の保護者を対象に家庭の果たすべき役割等の講話を行う「かけはし懇談会」事業等に通訳者を派遣します。		
		通訳者派遣	実施	実施
207 ◎	日本語指導講師の派遣 [教育支援館]	学校園における生活を送る上で必要となる基礎的な日本語の習得を目的として、外国から新たに編入し日本語の理解が十分でない幼児・児童・生徒を対象に、専門の講師を派遣し指導を行います。		
		日本語指導講師派遣	実施	実施

5 ヤングケアラーへの支援

発見が困難で問題が顕在化しにくい特性を持つヤングケアラーについて、広く周知を図るとともに、ヤングケアラーやその家族からの相談に対応し、支援を行います。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
208 新規 ◎ ◆	ヤングケアラー理解促進 [子ども家庭支援センター]	ヤングケアラーに関する周知啓発のために、区職員等を対象とした研修、児童生徒向けに啓発リーフレットの配布、相談先周知カードの配布を行います。		
		①研修 ②啓発リーフレットの配布 ③相談先周知カードの配布	①1回 ②実施 ③実施	①1回 ②実施 ③実施
209 新規 ◎ ◆	ヤングケアラー相談 [子ども家庭支援センター]	ヤングケアラーからの相談に対応するため、関係課、学校、福祉サービス提供事業者等と連携し、適切な支援につなげます。		
		ヤングケアラー相談	実施	実施
12 再掲 ★ ◎	養育支援ヘルパー [子ども家庭支援センター]	46ページ参照		

基本目標 6

地域ぐるみで子育てを支援する

1 地域における子育て支援活動の推進

地域の子育て支援の拠点として、子ども家庭支援センターの運営を継続し、保護者同士の交流を促進したり、子育ての悩み等を相談できる場を提供します。また、地域の身近な相談相手である民生委員や児童委員、青少年委員の活動を支援したり、家庭の教育力を高めるための取組を通じて、子供の健全な育成を推進します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
210	子ども家庭支援センター運営 ★ ◎ [子ども家庭支援センター]	3歳までの子供とその保護者がゆったりくつろぐことができる親子の遊び場を提供します。また、親子で楽しく遊べる行事を実施します。		
		開設数	4拠点 (日本堤・台東・寿・谷中)	5拠点 (日本堤・台東・寿・谷中) ※(仮称)北上野二丁目福祉施設を含む
211	親子遊びプログラム [子ども家庭支援センター]	子ども家庭支援センターで子育て中の保護者とその子供を対象とした講座・講演会の開催や交流の場を提供します。		
		親子遊びプログラム	528回	660回
212	子育て総合相談 [子ども家庭支援センター]	18歳未満の子育てに不安や悩み等を持っている子育て親子に対して、専任の相談員が相談・援助を行います。また、子育てに関する情報の提供、援助の調整を行います。		
		子育て総合相談	実施	実施
213	ファミリー・サポート・センター運営 ★ ◎ [子ども家庭支援センター]	サービスを提供する会員と受ける会員の双方を増やすことで、地域における子育て支援の仕組みづくりを強化し、仕事と育児の両立及び子育て家庭の育児負担の軽減を図ります。		
		①会員数 ②活動件数	①提供会員515人 依頼会員2,800人 両方会員140人 ②4,300件	①提供会員765人 依頼会員4,550人 両方会員235人 ②6,195件

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
214	ハーフバースデー [子ども家庭支援センター]	生後6か月になる子供を対象に子ども家庭支援センターでお誕生会を開催し、子供の成長がわかるよう足形をとります。		
		お誕生会	月1回 (各センター)	月1回 (各センター)
215	子育て自主サークル、ボランティア活動育成支援 [子ども家庭支援センター]	子育てサークルや子育てに関連するボランティア活動の情報を提供し、地域の住民が活動に入りやすいよう支援します。ひろばボランティア講座を開催します。		
		①子育てサークル支援 ②ひろばボランティア講座 ③ひろばボランティアフォローアップ講座	①実施 ②1回 ③5回	①実施 ②1回 ③5回
216	乳幼児家庭教育学級 [生涯学習課]	家庭教育力を一層高めるため、乳幼児の保護者を対象に、乳幼児家庭教育学級を実施します。		
		会場数	2会場	4会場
217	家庭教育学級 [生涯学習課]	家庭教育力を一層高めるため、幼稚園・保育園・こども園・小中学校に通園・通学する子供の保護者を対象に、家庭教育学級を実施します。		
		会場数	42会場	42会場
218	家庭教育支援者養成講座 [生涯学習課]	子育て中の保護者への声掛けや相談を行う等、家庭教育を支援する人材を養成するための講座を実施します。		
		講座	4講座	4講座
219	児童館幼児タイム [児童保育課]	児童館で手遊びや体操等、乳幼児親子で楽しめるプログラムを実施します。		
		児童館幼児タイム	実施	実施
220	子育てひろば [児童保育課]	区立保育園で保育士と一緒に遊んだり、子育てに関する相談に応じたりします。		
		実施園数	区立全保育園	区立全保育園
221	子供育成活動支援 ◎ [子育て・若者支援課]	子供が気軽に立ち寄れる地域の居場所を創設し、学習支援、食事提供等の包括的な子供育成活動を行う団体に対し、経費の一部を支援することにより、地域における子供及び家庭を支援する環境を整備します。		
		①地域の居場所の利用者数 ②フードパントリーの配布世帯数	①9,000人 ②1,600世帯	①増加 ②増加
222	子育て地域サポーター ◎ [子育て・若者支援課]	ボランティア活動に従事する人材を募り、子供達に対する学習支援のほか、地域で実施する子育て関連事業を支援します。		
		登録者数（累計）	20人	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
223	青少年委員 [子育て・若者支援課]	各青少年活動の支援・協力や相談等、学校・地域と行政を結ぶパイプ役として活躍する、青少年委員の活動を推進します。		
		青少年委員	実施	実施
224 新規	未就園児の会 [学務課]	未就園児の親子を対象に、区立幼稚園、区立認定こども園の園舎や園庭を開放し、子供達に安全な遊び場を提供するとともに、保護者同士の交流を促進することにより、地域における子育て支援の充実を図ります。		
		対象施設数 ①区立幼稚園 ②区立認定こども園	①10園 ②3園	①10園 ②3園
225	青少年地区活動推進 [子育て・若者支援課]	区内11地区の青少年育成地区委員会が、青少年の健全育成活動のために実施する事業を支援し、地域の教育力を高めます。		
		事業の開催数（11地区計）	220回	220回
30 再掲	民生委員・児童委員 [福祉課]	49ページ参照		
45 再掲 ◎	おやこサポート・ネットワーク [保健サービス課]	52ページ参照		

2 子供の安心・安全を守る取組の推進

子供が事故や犯罪、災害に巻き込まれることがないように、地域における事故防止対策や交通安全対策、防犯対策、防災対策を推進します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
226	「子供の安全」巡回 パトロール [生活安全推進課]	学校や公園等の子供に関係する施設を中心に青色回転灯付きパトロールカーによる巡回パトロールを毎日実施します。		
		パトロールの実施	365日	実施
227	「夕焼けタイム」の 放送 [生活安全推進課]	下校の時間帯に地域の見守りを呼びかける放送を防災行政無線で行います。		
		「夕焼けタイム」の放送	実施	実施
228	安全・安心電子飛脚 便 [生活安全推進課]	子供の安全・安心に関わる不審者情報等を電子メールで配信します。		
		安全・安心電子飛脚便	実施	実施
229	交通安全対策 [交通対策課]	交通事故防止に向けて、関係機関と連携し、安全教育や啓発活動をさらに充実させるとともに、交通安全教育冊子及び物品の配布をします。		
		①交通安全絵本の作成・配布 ②交通安全啓発品の作成・配布 ③自転車運転講習会 （小学生向け）の開催 ④交通安全教室 （中学生向け）の開催	①実施 ②実施 ③区立全小学校 ④2回	①実施 ②実施 ③区立全小学校 ④3年に1回実施 （各中学校）
230	幼児の安全ヘルメ ット [交通対策課]	転倒等による幼児の頭部の怪我を予防するため、幼児用ヘルメットを無償配付し、あわせて防犯に関する啓発物を配付します。		
		ヘルメットの配布数	650個 （対象：1歳児）	1,000個 （対象：1歳児）
231	防犯ブザーの貸与 [総務課] [庶務課]	登下校中の安全を確保するため、区立小中学校の児童・生徒に防犯ブザーを貸与します。また、区内の都立・私立中学校の生徒、もしくは区内在住で区外の小中学校に通う児童・生徒の希望者にも貸与します。		
		防犯ブザーの貸与	実施	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
232	学校安全ボランティア [庶務課]	各小学校単位で保護者や町会等の地域住民が児童の登下校時の安全確保を図るためボランティアで通学路のパトロールや見守り活動を実施します。		
		ボランティア登録者数	493人	600人
233	子どもの安心対策 （こども110番） [学務課]	こども110番ステッカーを作成し、通学路の協力者宅等に貼り、子供が身の危険を感じた場合に助けを求めることができる緊急避難場所を設置します。		
		こども110番協力者数	1,046人	1,100人
234 新規	セーフティ教室の実施 [指導課]	区立小中学校の児童・生徒の非行や犯罪被害を防止するため、不審者対応・連れ去り防止・薬物乱用防止・インターネットトラブルの防止等具体的なテーマを設定して、地域・家庭と連携して児童・生徒の健全育成を図る取組を実施します。		
		セーフティ教室	1回 (区立全小中学校)	1回以上 (区立全小中学校)
235	飲酒や喫煙・薬物等有害環境への接触の防止活動への支援 [指導課]	児童・生徒が有害環境に対する正しい知識と恐ろしさを認識するとともに、それらに接触しないよう防止を図ります。		
		実施校数	区立全小中学校	区立全小中学校
236	安全教育 [指導課]	地震や火災等の災害時、不審者に遭遇して危険な状況にあるとき、交差点の横断や自転車での走行等路上での安全を確保しなければならないとき等、危険を予測し回避する能力を養います。		
		実施校園数	区立全幼稚園・ 小中学校	区立全幼稚園・ 小中学校
237	子ども安全の日 [指導課]	各学期に1日、学校ごとに「子ども安全の日」を設定し、有事の際、安全に下校できるよう、一斉下校を実施します（小学校は集団下校）。		
		子ども安全の日	実施	実施
238	覚せい剤等乱用防止啓発活動 [生活衛生課]	覚せい剤等薬物に対する正しい知識と薬物乱用がもたらす恐ろしさを広く区民に周知し、薬物乱用防止を図ります。		
		薬物乱用防止教室	11回	11回
239	防災行動力の向上 [危機・災害対策課]	子供に対する防災意識の啓発及び防災行動力の向上を図るため、小中学校、高等学校及び幼稚園・保育園・こども園において防災普及指導員による防災出前講座や防災訓練時の指導・起震車体験を実施します。		
		講座等	実施	実施

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
112 再掲	小中学校ICT教育の推進 [庶務課] [指導課]	65ページ参照		

3 ワーク・ライフ・バランスの推進

区内の事業者等において、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進を図ることで、仕事と子育ての両立を支援します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
240 ◎	ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組 [人権・多様性推進課] [産業振興課]	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業に対し、融資あっせん、助成を行うことで、区内中小企業のワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。 ①ワーク・ライフ・バランス推進企業認定数 ②職場環境等向上支援	①31社 ②8件	①38社 ②15件
241 ◎	区内企業等に対する意識啓発及び情報提供 [人権・多様性推進課] [子育て・若者支援課] [産業振興課]	区内の企業等が、仕事と家庭を両立しやすい雇用環境の整備に取り組めるよう、両立支援に関する制度や都の支援事業等の情報を提供します。 ①国・都の取組に関する情報提供 ②再就職支援講座（女性向け）	①実施 ②3回	①実施 ②1回
242	男女平等参画 [人権・多様性推進課]	男女平等参画社会の実現に向け、講座等による意識啓発をはじめとする取組を推進します。 ①「はばたきプラン21」推進会議 ②男女平等推進フォーラム ③男女平等参画推進講座 ④男女平等推進情報誌の発行	①4回 ②1回 ③8回 ④2回	①4回 ②1回 ③8回 ④2回
243	お父さんのための講座 [子ども家庭支援センター]	父親を対象とし、子供との関わり方や遊び方等の講座を実施し、子育て力の向上、積極的な育児参加を推進します。 講座	54回	70回
244	一般事業主行動計画策定の促進 [子育て・若者支援課] [産業振興課]	経営セミナー等を活用し、各種制度の案内等を行い、経営対策の一環として、行動計画の策定を促進します。 一般事業主行動計画策定の促進	実施	実施


4 子育てしやすい生活環境の整備

関係機関と連携し、子育て家庭が安心して暮らすことができる住環境や生活環境を整備します。

■計画事業

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
245	快適室内環境づくり [生活衛生課]	室内環境診断（室内空気環境測定・ダニ等の検査）を行い、健康で快適な住まい方の指導を行います。		
		①室内環境診断	①39件	①40件
		②住まいの室内環境相談	②200件	②200件
		③事前協議指摘事項の改善率	③100%	③100%
246	子育て世帯住宅リフォーム支援 [住宅課]	子育て世帯が安全に安心して子育てができるよう、住宅のリフォーム工事に係る費用の一部を助成します。		
		助成件数	0件	10件
247	マンション共用部分バリアフリー化支援 [住宅課]	分譲マンションの管理組合や賃貸マンション個人オーナーに対し、マンション共用部分における段差解消、手すりの設置等、バリアフリー改修工事に係る工事費の一部を助成し、良好な住宅ストックの確保を図ります。		
		助成件数	1件	1件
248	バリアフリーの推進 [都市計画課]	バリアフリー協議会（関係事業者、区民、高齢者、障害者等で構成）の検討を経て策定した基本構想に基づき、各事業者による特定事業計画の事業を実施することにより、重点整備地区内のバリアフリー化を促進します。		
		バリアフリー協議会等	1回	1回
249	福祉のまちづくり推進 [福祉課]	診療所や薬局等のバリアフリー化工事に対する助成を行います。また、高齢者・障害者疑似体験の実施や啓発用パンフレットの作成・配布により、ユニバーサルデザインの理念に基づく心のバリアフリーの普及・啓発を行います。		
		①バリアフリー化の助成	①1件	①2件
		②高齢者・障害者疑似体験	②22回 (高齢者疑似体験 19回・VR体験3回)	②26回 (高齢者疑似体験 19回・VR体験7回)
		③啓発用パンフレットの作成 (3年毎)	③実施 (令和4年度)	③実施 (3年毎)
250	安全・安心な道づくり [土木課]	全ての利用者が安全かつ快適に道路を通行できるよう、歩道の整備やバリアフリー化を推進します。		
		歩道のバリアフリー化の整備延長	907m	推進

No.	事業名	事業内容		
		取組（主な活動指標）	現状（R6）	目標（R11）
251	さわやかトイレ整備 [公園課]	区民や来街者等、だれでも、どこでも、安心して利用できるよう、「さわやかトイレ整備方針」に基づき、公園トイレを整備します。		
		整備数（累計）	26か所	36か所
252	授乳・おむつ替えテント等貸出 [子育て・若者支援課]	乳幼児を連れた保護者が安心して催事に参加できる環境づくりを推進するため、区内催事に授乳やおむつ替えができるテント等を貸出します。		
		貸出件数	5件	実施



第 5 章
子ども・子育て
支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の量の見込み、確保方策を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定することとなっています。

本区の教育・保育の提供区域は、区内全域を一つの区域として設定します。

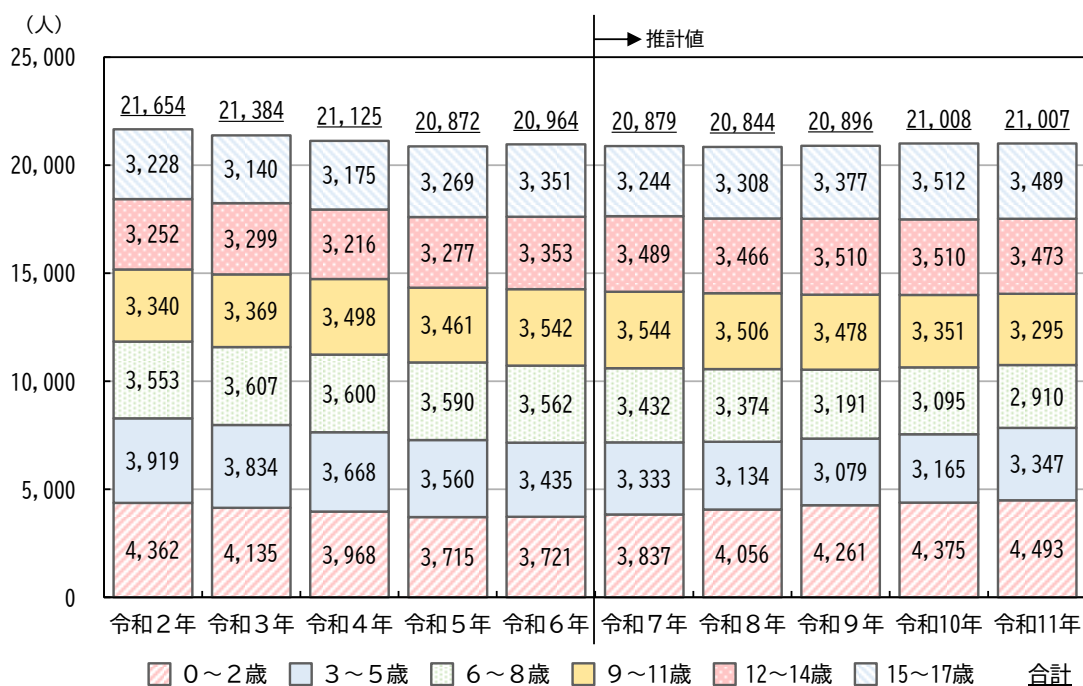
2 量の見込みの算出

(1) 算出方法

量の見込みは、国が示す手引きにより、各事業の利用状況やニーズ調査の結果等を踏まえ、算出することとなっています。手引きでは、ニーズ調査の結果から算出した家庭類型や利用意向率等と人口推計から算出する標準的な計算方式が示されています。

本区では、上記の手法により算出した上で、地域の実情等を勘案し補正しています。なお、人口推計については、下記の推計値を使用しています。

■18歳未満人口の推移・推計



資料：台東区住民基本台帳（各年4月1日現在）、
令和7年以降は「台東区の将来人口推計」を基に最新の人口等を踏まえて補正

(2) 算出項目

区分	項目
教育・保育	(1) 1号認定（認定こども園及び幼稚園）【3～5歳】
	(2) 2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）【3～5歳】
	2号認定（認定こども園及び保育所）【3～5歳】
	(3) 3号認定（認定こども園及び保育所+地域型保育）【0～2歳】
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業（延長保育）
	(2) 放課後児童健全育成事業（こどもクラブ（学童保育））
	(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
	(4) 地域子育て支援拠点事業
	(5) 一時預かり事業等 ① 一時預かり事業（幼稚園型） ② 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学前】等
	(6) 病児・病後児保育事業
	(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学後】
	(8) 利用者支援事業 ① 子育てアシスト ② こども家庭センター ③ 妊婦等包括相談支援事業（ゆりかご・たいとう、乳児家庭全戸訪問）
	(9) 妊婦に対する健康診査
	(10) 産後ケア事業
	(11) 乳児家庭全戸訪問事業
	(12) 養育支援訪問事業（養育支援ヘルパー）
	(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童支援ネットワーク）
	(14) 子育て世帯訪問支援事業
	(15) 児童育成支援拠点事業
	(16) 親子関係形成支援事業
	(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度、（仮称）未就園児通園支援）

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

区分	定義	対象潜在家庭類型
(1) 1号認定 (認定こども園及び幼稚園)	満3歳以上の小学校就学前の子供であって、2号認定以外のもの	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭
(2) 2号認定 (幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの)	満3歳以上の小学校就学前の子供であって、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	ひとり親家庭 共働き家庭
2号認定 (認定こども園及び保育所)		
(3) 3号認定 (認定こども園及び保育所+地域型保育)	満3歳未満の小学校就学前の子供であって、保護者の労働または疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	ひとり親家庭 共働き家庭

量の見込みと確保数 (単位：人)	令和7年度			令和8年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号
認定区分	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要 教育希望が強い 左記以外	0～2歳 保育必要	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要 教育希望が強い 左記以外	0～2歳 保育必要
A 量の見込み	770	2,360 337 2,023	1,957	724	2,228 326 1,902	2,076
B 確保数		1,660 2,427	2,186		1,660 2,394	2,172
特定教育・保育施設 ・幼稚園 ・認定こども園 ・認可保育所		1,388 2,395	1,761		1,388 2,362	1,766
私立幼稚園(私学助成園)		272			272	
特定地域型保育事業 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育			237			218
認可外保育施設			32 188			32 188
C 過不足(B-A)		553 404	229		610 492	96

量の見込みと確保数 (単位：人)	令和9年度			令和10年度				
	1号	2号		1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要 教育希望 が強い	左記以外	0～2歳 保育必要	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要 教育希望 が強い	左記以外	0～2歳 保育必要
A 量の見込み	711	2,195		2,179	731	2,263		2,221
		326	1,869			342	1,921	
B 確保数		1,660	2,435	2,225		1,660	2,480	2,255
特定教育・保育施設 ・幼稚園 ・認定こども園 ・認可保育所		1,388	2,403	1,808		1,388	2,448	1,838
私立幼稚園（私学助成園）		272				272		
特定地域型保育事業 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育				229				229
認可外保育施設			32	188			32	188
C 過不足（B－A）		623	566	46		587	559	34

量の見込みと確保数 (単位：人)	令和11年度			
	1号	2号		3号
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要 教育希望 が強い	左記以外	0～2歳 保育必要
A 量の見込み	773	2,400		2,265
		368	2,032	
B 確保数		1,660	2,525	2,279
特定教育・保育施設 ・幼稚園 ・認定こども園 ・認可保育所		1,388	2,493	1,862
私立幼稚園（私学助成園）		272		
特定地域型保育事業 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育				229
認可外保育施設			32	188
C 過不足（B－A）		519	493	14

担当課	庶務課、学務課、児童保育課
提供体制と確保の考え方	<p>① 教育ニーズ</p> <p>ア 幼稚園の魅力や特色を積極的に広報します。</p> <p>イ 幼稚園において、質の高い幼児教育を提供します。</p> <p>ウ 幼稚園において、預かり保育のサービス拡充を進めます。</p> <p>② 保育ニーズ</p> <p>ア 就学前人口の動向や保護者の就労状況等により変化する保育ニーズに対応するため、利用定員変更等により需要に応じた供給の調整を図ります。</p> <p>イ 改築後の台東小島ビル内に認可保育所を新規整備します。</p> <p>ウ 保育施設の空き定員を有効活用し、こども誰でも通園制度等、多様なニーズへの対応を進めます。</p>

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業（延長保育）

区分	内容				
事業内容	保育所等において、一般保育の時間内ではお迎えが間に合わない方や登園時間が合わない方の子供を保育します。				
担当課	学務課、児童保育課				
量の見込みと確保数 (単位：人)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1,026	1,022	1,022	1,022	1,022
B 確保数	1,124	1,120	1,120	1,120	1,120
C 過不足 (B - A)	98	98	98	98	98
提供体制と確保の考え方	現行の体制（認可保育園・こども園・地域型保育事業等での実施）を継続します。				

(2) 放課後児童健全育成事業（こどもクラブ（学童保育））

区分	内容				
事業内容	小学生で、保護者の就労等の事情により、放課後世話をする方がいない児童を保育します。				
担当課	児童保育課				
量の見込みと確保数 (単位：人)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1,663	1,696	1,680	1,673	1,648
小学1年生	519	553	525	535	518
小学2年生	482	451	473	443	447
小学3年生	390	417	394	417	395
小学4年生	208	209	223	211	224
小学5年生	51	53	52	55	52
小学6年生	13	13	13	12	12
うち高学年障害児(小学5・6年生)	6	6	6	6	6
B 確保数	1,719	1,759	1,719	1,719	1,779
C 過不足 (B - A)	56	63	39	46	131
提供体制と確保の考え方	児童館や放課後子供教室とともに、総合的に放課後対策事業を推進することで、保育が必要な児童の受け入れ体制の充実を図ります。				

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

区分	内容				
事業内容	<p>子供を養育している保護者が、仕事や家庭等で、家庭での養育が困難となった場合に、一時的に子供を預かります。また、保護者の強い育児疲れ、育児不安がある家庭等、虐待のおそれやそのリスク等が見られる家庭の児童を預かり、生活指導、発達及び行動の観察、保護者支援等を行うとともに、地域の里親を活用した協力家庭制度を新設し受け入れ先の拡充を行います。</p>				
担当課	子ども家庭支援センター				
量の見込みと確保数 (単位：人日)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	571	572	584	600	624
B 確保数	1,520	1,556	1,572	1,568	1,568
C 過不足 (B - A)	949	984	988	968	944
提供体制と確保の考え方	<p>現行の体制（施設におけるショートステイ事業、要支援ショートステイ事業、乳幼児ショートステイ事業）を継続します。また、地域の里親を活用した協力家庭制度を新設し確保数の拡充を行います。</p>				

(4) 地域子育て支援拠点事業

区分	内容				
事業内容	<p>乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行います。</p>				
担当課	子ども家庭支援センター				
量の見込みと確保数 (単位：人日)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	46,103	48,734	51,197	52,567	53,985
B 確保数	46,103	48,734	51,197	52,567	53,985
C 過不足 (B - A)	0	0	0	0	0
提供体制と確保の考え方	<p>現行の体制（子ども家庭支援センター4か所）を維持します。また、新たに（仮称）北上野二丁目福祉施設にて実施します。</p>				

(5) 一時預かり事業等

① 一時預かり事業（幼稚園型）

区分		内容				
事業内容		家庭において保育を受けることが一時的に困難となっている在園児を、通常の教育時間外に幼稚園や認定こども園（短時間保育児に限る）で預かります。				
担当課		庶務課、学務課				
量の見込みと確保数 (単位：人日)		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み		166,399	170,439	174,114	177,424	180,619
1号認定による利用		115,778	117,527	119,348	120,900	122,355
2号認定による利用		50,621	52,912	54,766	56,524	58,264
B 確保数		275,062	275,062	275,062	275,062	275,062
C 過不足（B－A）		108,663	104,623	100,948	97,638	94,443
提供体制と確保の考え方		公立園においては、預かり保育への保護者ニーズに対応するため、令和7年度から区立幼稚園全園で預かり保育（定期利用）の拡充を行います。また、私立園においては、継続的な事業実施の確保と拡充の推進に向けて、対象園に対して働きかけを行います。				

② 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学前】等

区分		内容				
事業内容		家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行います。				
担当課		児童保育課、子ども家庭支援センター				
量の見込みと確保数 (単位：人日)		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み		15,548	15,983	16,542	16,988	17,555
B 確保数		25,632	25,727	25,795	25,814	28,920
一時保育		9,844	9,878	9,878	9,844	9,810
休日・年末一時保育		3,500	3,550	3,500	3,450	3,500
いっとき保育		7,724	7,722	7,746	7,724	10,626
ファミリー・サポート・センター		4,489	4,502	4,596	4,721	4,909
トワイライトステイ		75	75	75	75	75
C 過不足（B－A）		10,084	9,744	9,253	8,826	11,365
提供体制と確保の考え方		現行の体制を継続します。				

(6) 病児・病後児保育事業

区分	内容				
事業内容	子供が病気の回復期にあり集団保育が困難な期間、専用施設において預かります。また、病気やけがのため、民間事業者によるベビーシッターを利用した際の費用を助成します。				
担当課	児童保育課				
量の見込みと確保数 (単位：人日)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	529	529	537	548	565
B 確保数	1,333	1,329	1,338	1,333	1,345
C 過不足 (B - A)	804	800	801	785	780
提供体制と確保の考え方	専用施設における病後児保育事業、居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成を継続します。				

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【就学後】

区分	内容				
事業内容	育児の手助けが必要な方 (依頼会員) からの依頼に応じて、育児の手助けができる方 (提供会員) を紹介し、子供を預かります。				
担当課	子ども家庭支援センター				
量の見込みと確保数 (単位：人日)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1,445	1,425	1,382	1,335	1,286
B 確保数	1,445	1,425	1,382	1,335	1,286
C 過不足 (B - A)	0	0	0	0	0
提供体制と確保の考え方	現行の体制を継続します。				

(8) 利用者支援事業

① 子育てアシスト

区分	内容				
事業内容	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施します。				
担当課	子育て・若者支援課				
量の見込みと確保数 (単位：か所)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1	1	1	1	1
B 確保数	1	1	1	1	1
C 過不足 (B - A)	0	0	0	0	0
提供体制と確保の考え方	区役所内窓口 (1 か所) に専任職員を 1 人配置します。				

② こども家庭センター

区分	内容				
事業内容	妊産婦の方を対象に、妊娠、出産及び子育てに関する悩みの相談や、関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供します。				
担当課	子ども家庭支援センター、保健サービス課				
量の見込みと確保数 (単位：か所)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1	1	1	1	1
B 確保数	1	1	1	1	1
C 過不足 (B - A)	0	0	0	0	0
提供体制と確保の考え方	子ども家庭支援センターと保健サービス課 (浅草保健相談センター含む) のそれぞれが連携し、一体的な運用を行うことで、提供体制を確保します。				

③ 妊婦等包括相談支援事業（ゆりかご・たいとう、乳児家庭全戸訪問）

区分	内容				
事業内容	妊娠届出時、妊娠後期、出生時等の機会を捉え、保健師等の専門職が妊産婦及びその家庭に対し、母子保健や育児の悩み等について相談支援のための面接、訪問を行います。				
担当課	保健サービス課				
量の見込みと確保数 (単位：人日)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	3,888	3,988	4,099	4,213	4,318
B 確保数	3,888	3,988	4,099	4,213	4,318
C 過不足 (B - A)	0	0	0	0	0
提供体制と確保の考え方	現行の体制を継続します。				

(9) 妊婦に対する健康診査

区分	内容					
事業内容	定期的な健康診査の費用の一部を助成します。					
担当課	保健サービス課					
量の見込みと確保数 (単位：人・回)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
A 量の見込み	人数	1,938	1,988	2,043	2,100	2,152
	回数	22,935	23,525	24,177	24,843	25,464
B 確保数	人数	1,938	1,988	2,043	2,100	2,152
	回数	22,935	23,525	24,177	24,843	25,464
C 過不足 (B - A)	人数	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0
提供体制と確保の考え方	現行の体制を継続します。					

(10) 産後ケア事業

区分	内容				
事業内容	助産師等のアドバイスを受けながら育児方法を学んだり、育児の不安を軽減できるよう支援を行います。施設に宿泊または日中滞在する宿泊型・日帰り型と助産院の外来または自宅で外来型・訪問型乳房ケアを実施します。				
担当課	保健サービス課				
量の見込みと確保数 (単位：人日)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	2,833	2,906	2,985	3,069	3,145
宿泊型	1,723	1,767	1,816	1,866	1,913
日帰り型	61	63	64	66	68
外来型乳房ケア	730	749	769	791	810
訪問型乳房ケア	319	327	336	346	354
B 確保数	2,833	2,906	2,985	3,069	3,145
宿泊型	1,723	1,767	1,816	1,866	1,913
日帰り型	61	63	64	66	68
外来型乳房ケア	730	749	769	791	810
訪問型乳房ケア	319	327	336	346	354
C 過不足 (B - A)	0	0	0	0	0
提供体制と確保の考え方	現行の体制を継続します。				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

区分	内容				
事業内容	保健師及び助産師が、生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭に対し、母子保健や育児の悩み等について相談支援するための訪問を行います。				
担当課	保健サービス課				
量の見込みと確保数 (単位：人)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	1,514	1,553	1,596	1,640	1,681
B 確保数	1,514	1,553	1,596	1,640	1,681
C 過不足 (B - A)	0	0	0	0	0
提供体制と確保の考え方	現行の体制を継続します。				

(12) 養育支援訪問事業（養育支援ヘルパー）

区分	内容				
事業内容	児童の養育に支援を必要とする家庭に対して、支援者による助言・指導を行います。				
担当課	子ども家庭支援センター				
量の見込みと確保数 (単位：人回)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	120	123	127	130	133
B 確保数	120	123	127	130	133
C 過不足 (B - A)	0	0	0	0	0
提供体制と確保の考え方	現行の体制を継続します。				

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童支援ネットワーク）

区分	内容
事業内容	要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議や進行管理を行う事業です。要保護児童の早期発見や適切な保護のため、「台東区要保護児童支援ネットワーク」を設置し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、関係者会議等を開催し、具体的な支援を検討・実施しています。
担当課	子ども家庭支援センター
実施体制	実務者会議や関係者会議等を開催し、きめ細かな要保護児童対策を推進します。特に虐待ケースについての進行管理を行い、適切な支援につなげます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

区分	内容				
事業内容	児童の養育に支援を必要とする家庭に対して、ヘルパーによる援助を行います。				
担当課	子ども家庭支援センター				
量の見込みと確保数 (単位：人回)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	825	846	869	893	916
B 確保数	825	846	869	893	916
C 過不足 (B - A)	0	0	0	0	0
提供体制と確保の考え方	現行の体制を継続します。				

(15) 児童育成支援拠点事業

区分	内容
事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の健全な育成を図るための事業です。
提供体制と確保の考え方	本事業による支援を必要とすることが見込まれる児童等の状況に応じて、実施を検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

区分	内容				
事業内容	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。				
担当課	子ども家庭支援センター				
量の見込みと確保数 (単位：人回)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み		12	12	12	12
B 確保数		12	12	12	12
C 過不足 (B - A)		0	0	0	0
提供体制と確保の考え方	親子関係の形成のため、現在も「子育て総合相談」にて、対象世帯からの相談に対する助言等、対応を行っています。今後、対象世帯のニーズや動向を注視し、令和8年度からの事業実施を検討します。				

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

区分	内容				
事業内容	幼稚園及び保育所、こども園に通う子供の保護者が支払うべき教材費・行事費・給食費等、教育・保育に必要な費用について、低所得で生計が困難である世帯を対象に、その費用の全部または一部を助成します。				
担当課	庶務課、学務課、児童保育課				
量の見込みと確保数 (単位：人)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	76	72	71	72	77
B 確保数	87	87	87	87	87
C 過不足 (B - A)	11	15	16	15	10
提供体制と確保の考え方	量の見込みをもとに予算計上します。				

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

区分	内容
事業内容	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入等を支援し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るための事業です。
提供体制と確保の考え方	事業者からの参入希望等に応じて、実施を検討します。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度、（仮称）未就園児通園支援）

区分	内容				
事業内容	保育所等を利用していない子供を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる通園支援事業です。令和8年度より新たな給付制度として全自治体で本格実施されます。				
担当課	児童保育課				
量の見込みと確保数 (単位：人)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
A 量の見込み	78	83	87	88	91
0歳	34	35	36	37	38
1歳	25	28	29	29	30
2歳	19	20	22	22	23
B 確保数	0	83	87	88	91
C 過不足 (B - A)	▲78	0	0	0	0
提供体制と確保の考え方	令和7年度は、国の検討状況や先行自治体の事例を注視しながら、実施に向けた検討を進めます。 令和8年度以降の本格実施については、保育所等の空き定員を活用した事業実施を中心に、必要量を満たす定員を確保します。				

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び

当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

本区では、幼稚園・保育園のそれぞれの良さを生かし、就学前の0～5歳児までの一貫した幼児教育・保育を行うこと、保護者・地域・保育者が一体となって子供の健やかな育ちを実現すること、すべての乳幼児のために、地域や関係機関と連携を図りながら、子育ての喜びを実感できるよう、子育て家庭を支援することを理念とし、保護者の就労状況等に関わらず、同じ教育・保育が受けられることを目的として認定こども園を整備してきました。

教育・保育施策を効果的・効率的に実施するため、本計画の教育・保育の量の見込みと確保数を基本とし、ニーズ状況を把握しながら教育・保育施設の適切な提供体制を整備していきます。

地域や保護者のニーズに対応し、幼児の健やかな成長を支えるために、未就園児にも対応した子育て・親育ち支援事業等、より充実した子育て支援事業の実施を検討するとともに、講習会や研修への参加、OJTの推進等、教職員の資質向上に努めます。

本区では、幼稚園・保育園・こども園・小中学校の幼児・児童・生徒の基礎学力の定着、向上及び一貫した生活指導を図るため、中学校区ごとの学校・園等が連携しています。

また、幼稚園や保育園等がこれまでの成果を生かし、それぞれのもつ教育機能の拡充や相互の連携を深め、家庭教育を含めた就学前の教育の質の向上を図ることが重要であるとの考えに基づき、平成23年1月に「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」を策定し、公立・私立、幼稚園・保育園・こども園の枠を超え、共通の考え方に立った教育を進めてきました。

今後も保護者に対する子育て支援の更なる充実や小学校教育との円滑な接続を図っていきます。



第 6 章
計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援事業計画を含む本計画に示した施策についての実施状況を全庁的な体制で把握・点検するとともに、区民の意見を反映させるための仕組みとして区民代表や学識経験者、関係機関から成る「台東区次世代育成支援地域協議会」を運営します。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、地域内での様々な取組が必要とされます。計画の進捗管理のために、各年度において計画の実施状況を把握・点検していきます。計画期間の中間で、進捗状況を評価し、必要に応じて計画内容を見直します。その際、国や東京都の動向を踏まえ、その後の対策の実施や見直し等に反映させていきます。

3 関係機関との連携強化

子育て・若者支援を総合的に行っていくために、区の児童福祉施設や保健施設等の連携のみならず、区内の子育て・若者支援に関わる住民組織や教育機関をはじめとして、児童相談所や警察等との連携を強化していきます。



資料編

1 中間のまとめに係るパブリックコメント（意見公募）

（1）実施概要

	内容
意見募集期間	令和6年12月5日（木）～12月26日（木）
意見を提出できる方	○区内に住所を有する方 ○区内の事務所又は事業所に勤務する方 ○区内の学校に在学する方 ○区内に事務所又は事業所を有する方 （法人その他の団体を含む） ○台東区次世代育成支援計画（第三期）に利害関係を有する方 （法人その他の団体を含む）
意見の募集方法	○区公式ホームページの意見提出フォーム ○意見提出用紙を各窓口を持参 ○意見提出用紙をFAX又は郵送で子育て・若者支援課に提出
受付数	23人、39件

（2）受付方法別件数

提出方法	人数	件数
書面の郵送	0人	0件
書面の持参（施設回収）	0人	0件
ファクシミリ	0人	0件
区公式ホームページの意見提出フォーム	23人	39件
合計	23人	39件

(3) 施策別件数

「基本目標1 子供の権利を保障し、ありたい未来を支援する」に関する意見… 2件

(内訳)

- 子供の権利保障と意識の醸成について … 1件
- いじめ防止と不登校の子供への支援について… 1件

「基本目標2 安心して子供を産み育てられるよう、切れ目なく支援する」に関する意見… 5件

(内訳)

- 包括的な相談支援体制と情報提供の充実について… 1件
- 妊娠・出産に対する支援について … 1件
- 母子保健の推進について … 1件
- 小児医療の確保について … 1件
- 経済的負担の軽減について … 1件

「基本目標3 教育・保育環境を整備する」に関する意見… 7件

(内訳)

- 多様な保育サービスの展開について … 4件
- 教育・保育サービスの質の向上について… 3件

「基本目標4 子供・若者のすこやかな成長を支援する」に関する意見… 18件

(内訳)

- 安心して過ごせる居場所づくりについて … 11件
- 学ぶ環境の整備について … 4件
- 社会参画・多様な活動機会の充実について… 3件

「基本目標6 地域ぐるみで子育てを支援する」に関する意見… 4件

(内訳)

- 子供の安心・安全を守る取組の推進について… 1件
- 子育てしやすい生活環境の整備について … 3件

その他の意見… 3件

(内訳)

- 計画全般について… 1件
- その他について … 2件

2 計画の策定経過

(1) 台東区次世代育成支援地域協議会

年度	回	開催年月日	内容
令和5年度	第1回	令和5年 8月24日(木)	○次世代育成支援に関するニーズ調査の実施について
	第2回	令和6年 1月31日(水)	○次世代育成支援に関するニーズ調査の結果(速報)について
令和6年度	第1回	令和6年 5月14日(火)	○次世代育成支援に関するニーズ調査の結果について
	第2回	令和6年 8月22日(木)	○台東区次世代育成支援計画について
	第3回	令和6年 10月30日(水)	○台東区次世代育成支援計画中間のまとめについて
	第4回	令和7年 1月20日(月)	○台東区次世代育成支援計画(第三期)について

(2) 台東区次世代育成支援計画(第三期)策定庁内検討会

年度	回	開催年月日	内容
令和6年度	第1回	令和6年 4月19日(金)	○台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の結果報告 ○台東区次世代育成支援計画(第三期)の策定について
	第2回	令和6年 7月10日(水)	○台東区次世代育成支援計画(第二期)について ○台東区次世代育成支援計画(第三期)について
	第3回	令和6年 10月15日(火)	○台東区次世代育成支援計画(第三期)中間のまとめについて ○台東区子ども・子育て支援事業計画について
	第4回	令和7年 1月14日(火)	○台東区次世代育成支援計画(第三期)について

3 台東区次世代育成支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 台東区における、次世代育成支援の総合的かつ効果的な推進を図るため、台東区次世代育成支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 次世代育成支援行動計画の基本的な考え方及び体系に関すること。
- (2) 次世代育成支援行動計画の進捗状況の点検及び施策の評価に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号、第2号及び第3号に定める事項に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 地域団体の代表 12名以内
- (3) 区民委員 2名以内
- (4) 区職員 4名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に辞任したとき又は欠けたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、協議会を統括し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第8条 会議ならびに会議録及び会議にかかる資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。

ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、区民部子育て・若者支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に対し必要な事項は、委員長が定める。

付則(略)

4 台東区次世代育成支援地域協議会委員名簿

役職	氏名	所属等	備考
委員長	西 智子	元日本女子大学家政学部児童学科 特任教授	
副委員長	堀内 一男	元跡見学園女子大学文学部 教授	令和6年3月31日まで
副委員長	針谷 玲子	白百合女子大学人間総合学部初等教育学科 教授	令和6年4月1日から
委員	松村 純子	台東区町会連合会 女性部常任幹事	
委員	今西 みどり	台東区民生委員・児童委員協議会 主任児童委員部会部会長	
委員	伊藤 玲子	台東区手をつなぐ親の会	
委員	石田 真理子	台東区子供育成活動支援ネットワーク会議 委員長	
委員	古屋 道明	台東区私立保育園連合会 共生保育園 園長	
委員	伊藤 隆	台東区私立幼稚園連合会 蔵前幼稚園 園長	
委員	渡邊 真人	台東区立小学校PTA連合会 会長	令和6年3月31日まで
委員	油木 鉄兵	台東区立小学校PTA連合会 会長	令和6年4月1日から
委員	江川 悦子	台東区青少年委員協議会 副会長	
委員	柴原 公明	下谷医師会 副会長	
委員	桑原 裕美子	浅草医師会 副会長	
委員	小山 康司	東京商工会議所台東支部 事務局長	令和6年3月31日まで
委員	長沼 雄三	東京商工会議所台東支部 青年部 幹事長	令和6年4月1日から
委員	齋藤 守男	連合東京東部ブロック地域協議会 連合台東地区協議会 議長	令和6年3月31日まで
委員	水内 康徳	連合東京東部ブロック地域協議会 連合台東地区協議会 議長	令和6年4月1日から
委員	宇佐見 正人	公募区民	令和6年3月31日まで
委員	鈴木 真代	公募区民	令和6年3月31日まで
委員	今栄 岳人	公募区民	令和6年4月1日から
委員	諏訪 彩乃	公募区民	令和6年4月1日から
委員	鈴木 慎也	区民部長	
委員	高木 明子	健康部長兼台東保健所長	令和6年3月31日まで
委員	水田 渉子	健康部長兼台東保健所長	令和6年4月1日から
委員	前田 幹生	教育委員会事務局次長	

5

台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会設置要綱

令和6年4月10日
6台区子若第100号

（設 置）

第1条 現行の台東区次世代育成支援計画（以下「現行計画」という。）の計画期間の満了に伴い、台東区次世代育成支援計画（第三期）（以下「新計画」という。）の策定に向けた検討を行うため、台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）現行計画の検証に関すること。
- （2）新計画の策定に関すること。
- （3）その他計画に関する事項

（構 成）

第3条 検討会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 検討会に会長を置き、会長は、区民部長をもって充てる。

（会 長）

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（招集等）

第5条 会長は、検討会を招集する。

- 2 会長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 会長は、必要に応じて検討会の下に作業部会を設置することができる。

（庶 務）

第6条 検討会の庶務は、区民部子育て・若者支援課において処理する。

（委 任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6年 4月10日から施行する。

別表（第3条関係）

区民部長
企画財政部企画課長
企画財政部財政課長
区民部子育て・若者支援課長
区民部（仮称）北上野二丁目福祉施設整備担当課長
区民部子ども家庭支援センター長
文化産業観光部産業振興課長
福祉部障害福祉課長
福祉部松が谷福祉会館長
福祉部自立支援担当課長
健康部健康課長
健康部保健予防課長
健康部保健サービス課長
教育委員会事務局庶務課長
教育委員会事務局学務課長
教育委員会事務局児童保育課長
教育委員会事務局放課後対策担当課長
教育委員会事務局指導課長
教育委員会事務局教育支援館長

6

台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会委員名簿

役職	氏名	所属	備考
会 長	鈴木 慎也	区民部長	
委 員	吉本 由紀	企画財政部企画課長 （企画財政部参事事務取扱）	
委 員	高橋 由佳	企画財政部財政課長	
委 員	村松 有希	区民部子育て・若者支援課長	
委 員	海野 和也	区民部（仮称）北上野二丁目 福祉施設整備担当課長	
委 員	田畑 俊典	区民部子ども家庭支援センター長 （児童相談所準備担当兼務）	
委 員	三澤 一樹	文化産業観光部産業振興課長	
委 員	井上 健	福祉部障害福祉課長	
委 員	江口 尚宏	福祉部松が谷福社会館長	
委 員	久木田 太郎	福祉部自立支援担当課長 （保護課長兼務）	
委 員	大網 紀恵	健康部健康課長	
委 員	水田 涉子	健康部保健予防課長 （健康部長事務取扱）	令和6年5月31日まで
委 員	尾本 由美子	健康部保健予防課長 （健康部参事事務取扱）	令和6年6月1日から
委 員	篠原 正之	健康部保健サービス課長	
委 員	山田 安宏	教育委員会事務局庶務課長	
委 員	川田 崇彰	教育委員会事務局学務課長	
委 員	大塚 美奈子	教育委員会事務局児童保育課長	
委 員	別府 芳隆	教育委員会事務局放課後対策担当課長	
委 員	宮脇 隆	教育委員会事務局指導課長	
委 員	増嶋 広曜	教育委員会事務局教育支援館長 （教育改革担当課長兼務）	

7 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、世界中の子供が健やかに成長できるようにとの願いをこめて、平成元年に国連総会において採択されました。日本は平成6年に批准しています。

この条約は前文と本文54条からなり、子供の生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・保護するために必要となる具体的な事項を規定しています。令和6年2月現在、196の国と地域が条約を締結しています。

■条約に定められている4つの権利

権利	内容
生きる権利	すべての子どもの命が守られること。
育つ権利	医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること。
守られる権利	暴力や搾取、有害な労働などから守られること。
参加する権利	自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

■子どもが持っている権利(「児童の権利に関する条約」一部要約)

- 第6条 すべての子どもは、生きる権利、育つ権利をもつ。
- 第12条 自分に関係のあることについて、自由に自分の意見を表す権利をもつ。
- 第19条 親(保護者)による虐待・放任・搾取などから守られる。
- 第27条 心身のすこやかな成長に必要な生活を送ることができる。
- 第28条 教育が受けられる。
- 第31条 休んだり、年齢にふさわしい遊びができる。
- 第34条 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的虐待を受けたりすることのないように守らなければならない。

台東区次世代育成支援計画 (第三期)

(令和6年度登録第〇〇号)

発 行：台東区
編 集：台東区 区民部 子育て・若者支援課
住 所：〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号
電 話：03-5246-1237
F A X：03-5246-1289
U R L：<https://www.city.taito.lg.jp/>
発行年月：令和7年3月